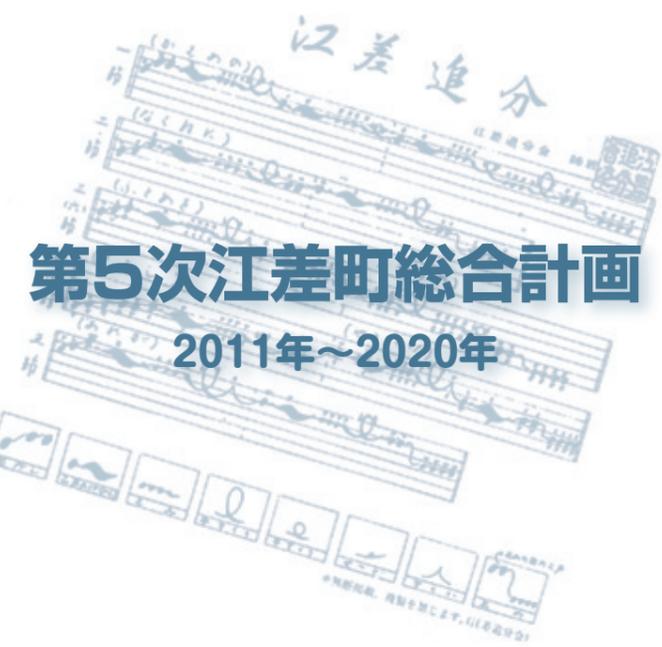


第5次江差町総合計画

2011年～2020年

第5次江差町総合計画





第5次江差町総合計画
2011年～2020年

もくじ

序論

002	1	計画について
002		(1) 計画策定の趣旨
003		(2) 計画の構成と期間
004	2	江差町の概況
004		(1) 立地・自然条件
004		(2) 歴史・文化
005		(3) 人口と世帯数の推移
006		(4) 産業構造の推移
007	3	江差町の主要な課題
007		(1) 人口に関する課題
009		(2) 産業に関する課題
012		(3) 行財政運営に関する課題

基本構想

016	1	まちづくりの目標
016		(1) 10年後にめざす町の姿
017		(2) まちづくりの基本目標
018		(3) 人口指標
019		(4) 土地利用の基本方針
020	2	施策のあらまし
020		(1) 経済基盤を持続させる地場産業の振興
020		(2) 住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり
021		(3) 人と人とのつながりを大切にした地域福祉や生涯学習、まちづくり活動の推進
021		(4) 身の丈に合った行政運営の推進

基本計画

第1章 経済基盤を持続させる地場産業の振興

024	1	農業
029	2	林業
031	3	漁業
034	4	商業
036	5	工業、企業誘致、雇用創出
038	6	観光

第2章 住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり

042	7	土地利用
044	8	道路、河川

046	9	港湾
048	10	公共交通機関、情報通信
050	11	景観
052	12	住宅、宅地
054	13	水道、下水道
056	14	ごみ・し尿処理、環境衛生
058	15	自然環境、環境保全
060	16	公園
062	17	消防、救急、防災
064	18	交通安全、防犯、消費生活

第3章 人と人とのつながりを大切にした地域福祉や生涯学習、まちづくり活動の推進

066	19	子育て支援（家庭教育、青少年健全育成）
069	20	保健
072	21	医療
074	22	地域福祉
076	23	高齢者福祉
080	24	障がい者福祉
082	25	低所得者福祉、人権
084	26	国民健康保険、高齢者医療、介護保険
087	27	生涯学習（社会教育、スポーツ、文化振興、文化財保護）
090	28	学校教育
092	29	交流、移住・定住、国際化対応
093	30	コミュニティ、まちづくり

第4章 身の丈に合った行政運営の推進

094	31	広報・広聴
096	32	行財政、広域行政
100	33	計画の推進

資料

104	1	第5次江差町総合計画策定審議会開催経過
104	2	各課取組状況・アンケート調査等意見聴取の取組状況
105	3	諮問書
106	4	答申書
107	5	審議会委員名簿
108	6	江差町総合計画策定審議会条例

序 論

1 計画について

(1) 計画策定の趣旨

江差町では、町の最上位計画として「総合計画」を4次にわたって策定し、総合的なまちづくりを行ってきました。

これまで、平成13年度から平成22年度までを計画期間とする「第4次江差町総合計画」に基づき進めてきましたが、期間終了に伴い、平成23年度から平成32年度までを期間とする新たな総合計画「第5次江差町総合計画」を策定しました。

近年、国や地方自治体の財政状況は厳しくなり、当町においても財政状況を改善していくことが重要な課題となっています。また、日本の総人口が減少に転じ、少子高齢化が全国的に進むなか、当町においても過疎化や少子高齢化が進むことによって新たな課題が生じています。

このような中で策定した「第5次江差町総合計画」は、次代を担う人たちが夢を持てる江差町をめざし、地域経営の視点をこれまで以上に重視して、堅実な行財政運営を進めていくための基礎となる計画です。

この計画を策定するにあたっては、これまでのまちづくりを振り返り、当町を取り巻くさまざまな課題や可能性を見直しながら、これから当町が進むべき方向や取り組む内容を、住民のみなさんの声と現場の考えをすりあわせながら、まとめました。

今後は、江差町のまちづくりの意志を示した計画として、行政だけでなく、住民や民間団体とともにこの計画を共有し、着実に進めていくこととします。

(2) 計画の構成と期間

「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

基本構想

めざすまちづくりの方向や将来像などを示しています。
計画期間は、平成23年度から32年度までの10年間とします。

基本計画

基本構想を具現化するための取り組み内容を、体系に沿って示しています。
計画期間は、基本構想と同じ10年間としますが、社会情勢や財政状況の変化に対応できるよう、後期5年間については、計画内容を見直すこととします。

実施計画

基本計画で示した取り組み内容を具体的に進める「事業」で示しています。
計画期間を3年間とし、毎年度、見直ししながら進めていくこととします。



2 江差町の概況

(1) 立地・自然条件

江差町は、北海道の南西部、檜山振興局の南部に位置し、総面積109.57km²、東西10km、南北17kmの、アルファベットの「B」の形をした町です。

町の中央に厚沢部川が流れ、北は乙部町、東は厚沢部町、南は上ノ国町と隣接しています。また、北西方向では日本海を挟んで奥尻町と対しています。

気候については、対馬暖流の影響を受け、年平均気温は10度前後と、北海道の中では最も温暖な地域ですが、冬季は北西から季節風が強く吹きます。



(2) 歴史・文化

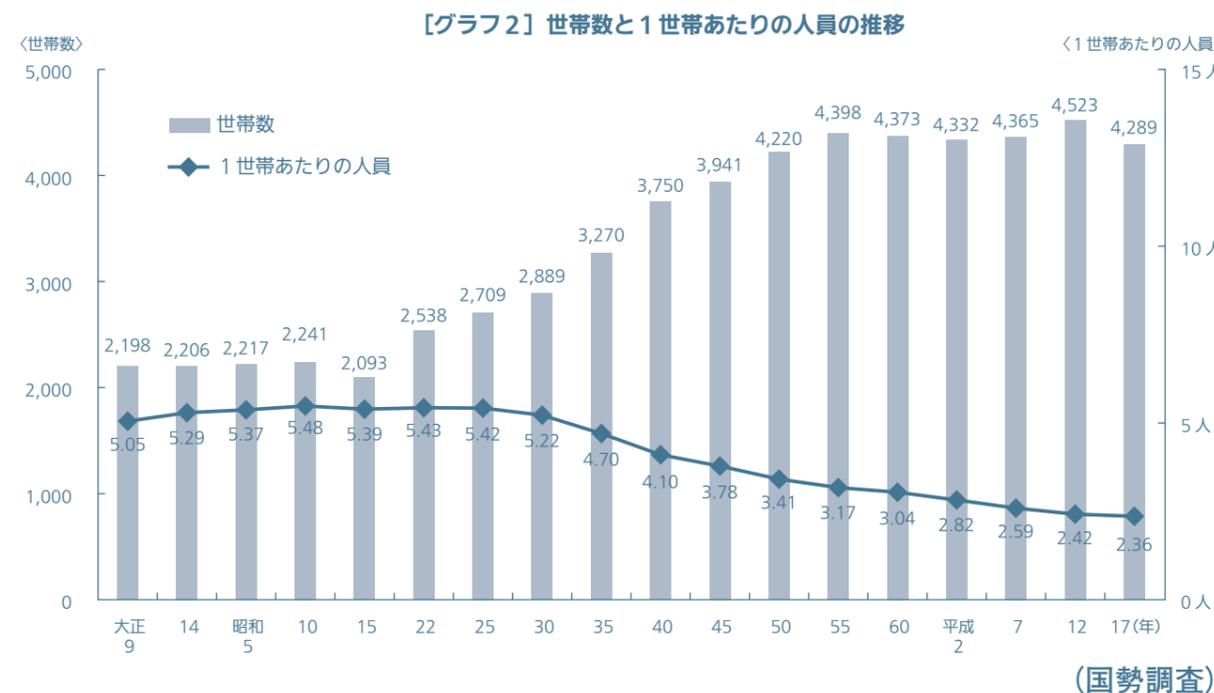
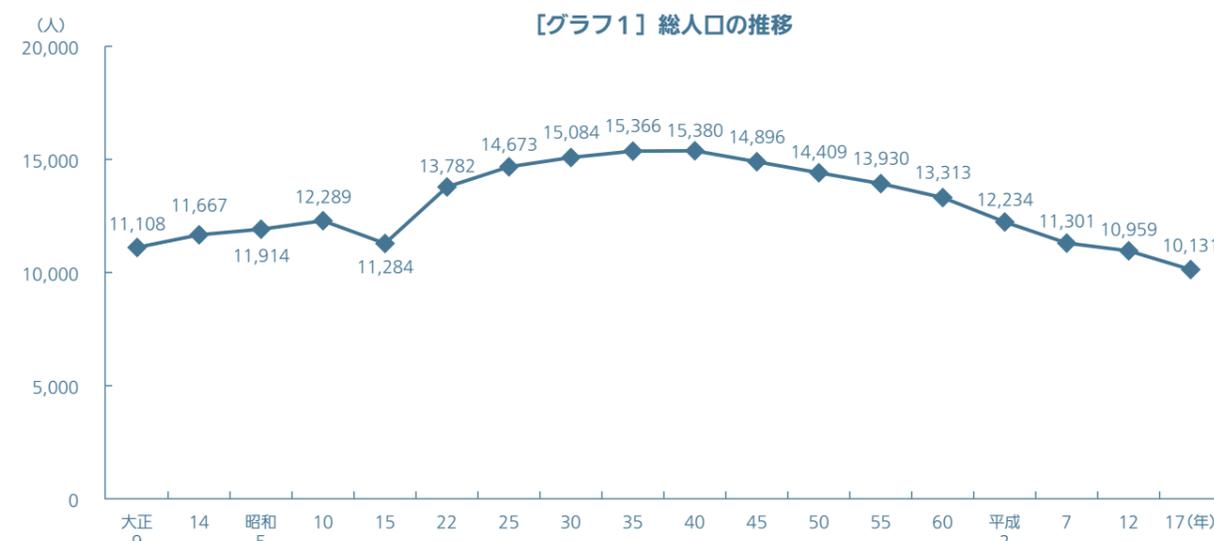
安政元年、箱館奉行の支配となり、明治2年7月函館県に属するものの、9月には弘前県に合併され、11月には青森県に属することとなりました。明治5年には開拓使函館支庁の所屬となり、戸長役場を設置しました。明治30年檜山支庁が設置され、その管轄となった後、明治33年7月町村制施行により「江差町」が誕生しました。昭和30年に旧泊村と合併し、現在の町域となっています。

北海道の中でも早くに開港した港町のひとつである江差町は、ニシン漁とその取引により漁業と商業が発達し、江戸期のニシン漁最盛期には「江差の五月は江戸にもない」といわれるほどの繁栄を極めました。交通輸送体系の変化やニシンの不漁により繁栄は終焉に至りましたが、北前船交易とともに上方・北陸からの生活様式や文化も数多くもたらされ、江差追分などの伝統芸能や生活文化が形成されました。

(3) 人口と世帯数の推移

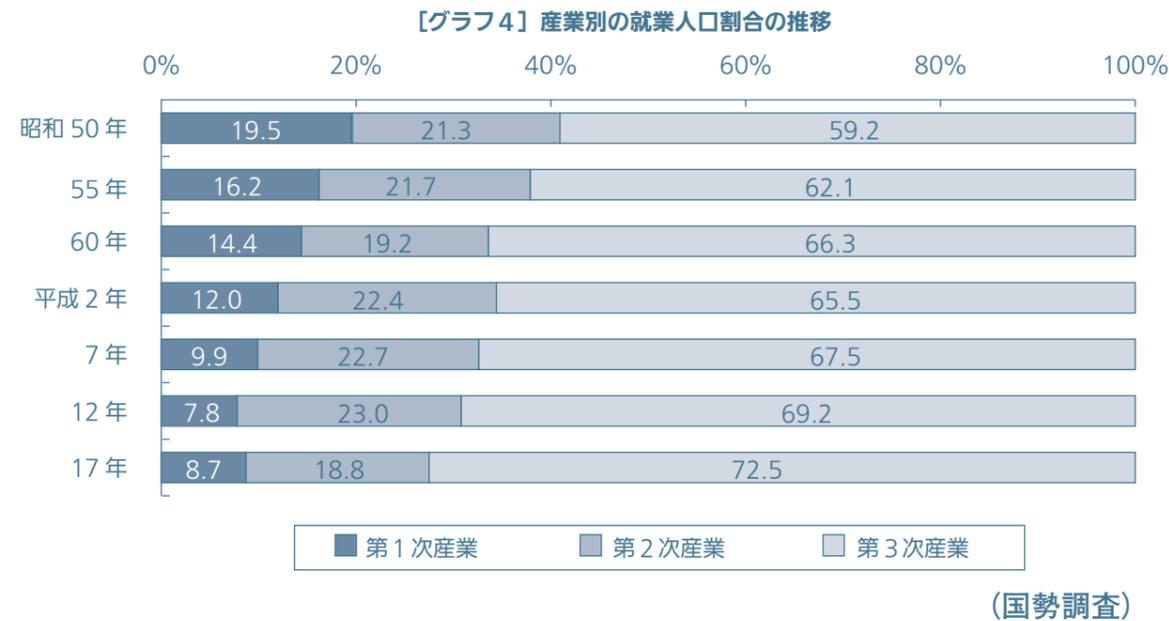
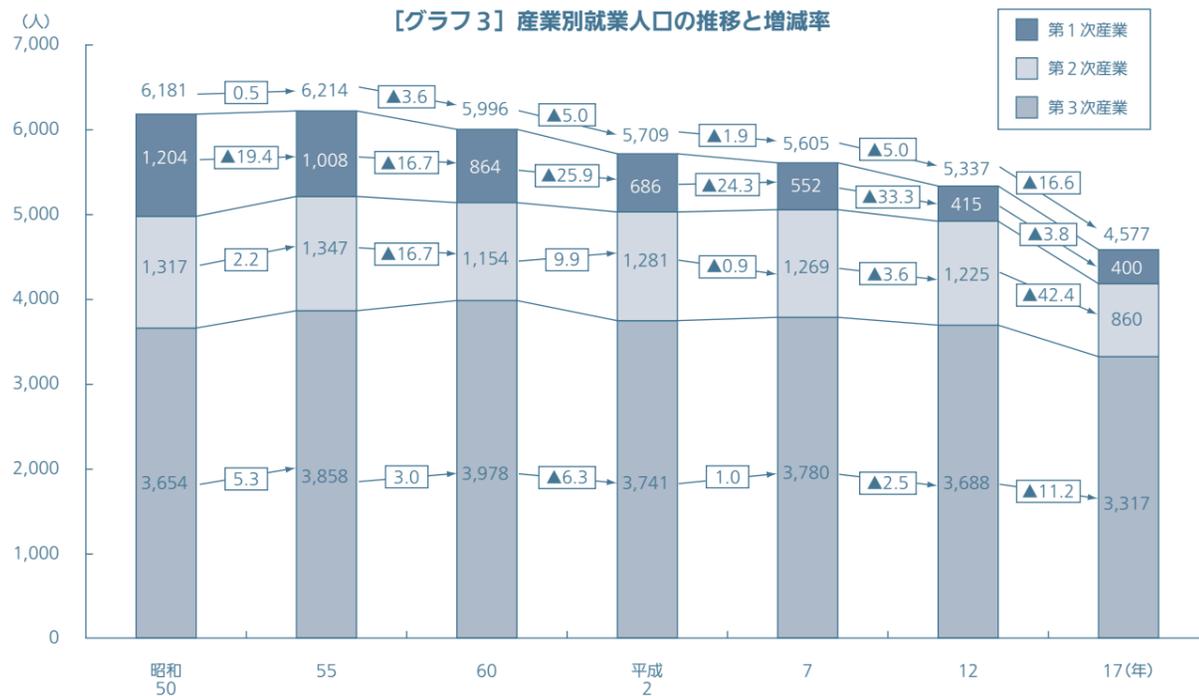
人口は、昭和40年の国勢調査をピークに徐々に減少しており、平成22年9月の住民基本台帳では9,109人となっています。

一方、世帯数は徐々に増加しており、平成22年2月の住民基本台帳では、4,543世帯となっています。1世帯あたりの人員は昭和10年の5.48人をピークに減少しており、平成22年9月の住民基本台帳では2.01人と、核家族化が進んでいます。



(4) 産業構造の推移

産業別に就業人口をみると、商業集積の町、あるいは観光地として発展した背景から、第3次産業が占める割合が高くなっています。



3 江差町の主要な課題

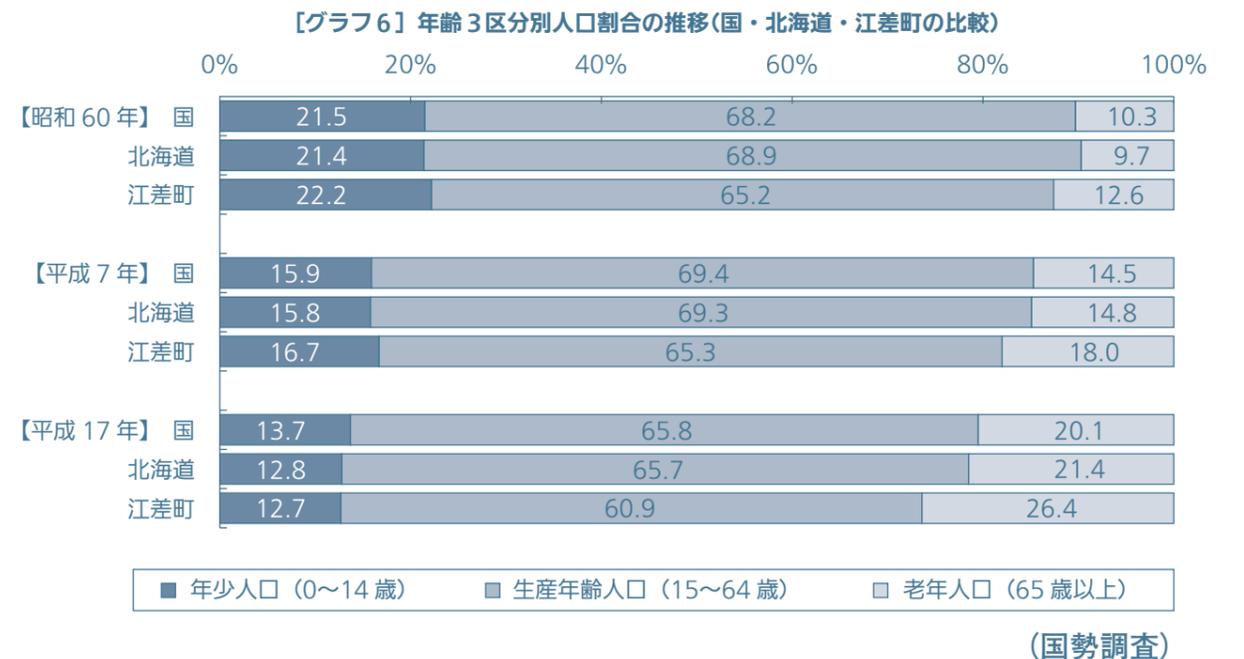
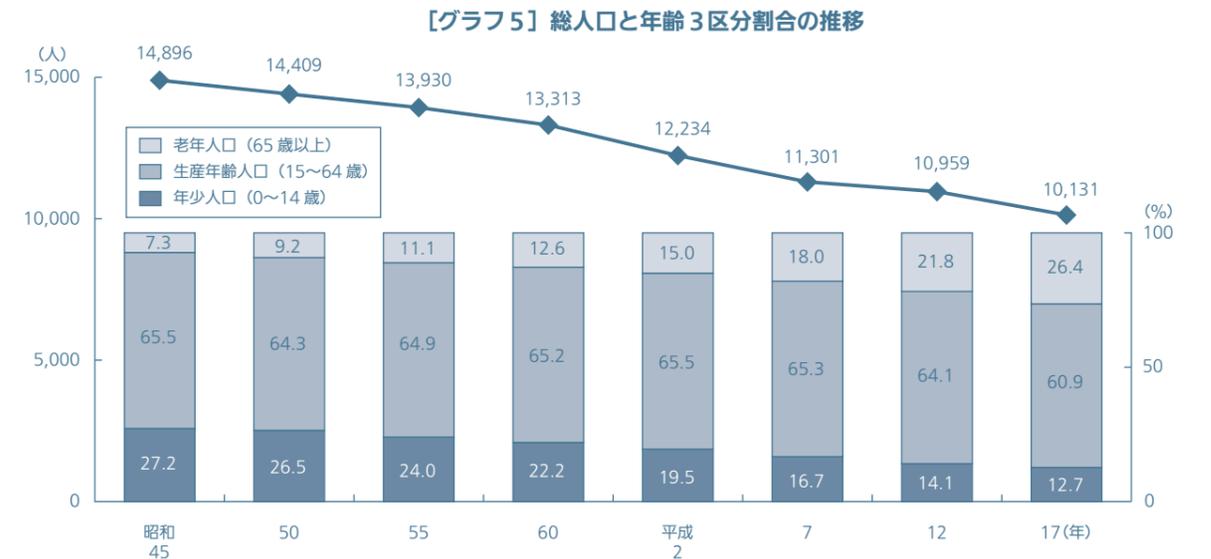
(1) 人口に関する課題

高齢化の進展

年齢3区分で人口構成をみると、65歳以上の老年人口の割合が徐々に増えており、平成12年には2割を越え、その後も割合が高まっています。一方、14歳以下の年少人口の割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

高齢化は全国的な傾向ですが、全国の平均、また、北海道の平均と比べても、江差町の少子高齢化はさらに進んでいます。

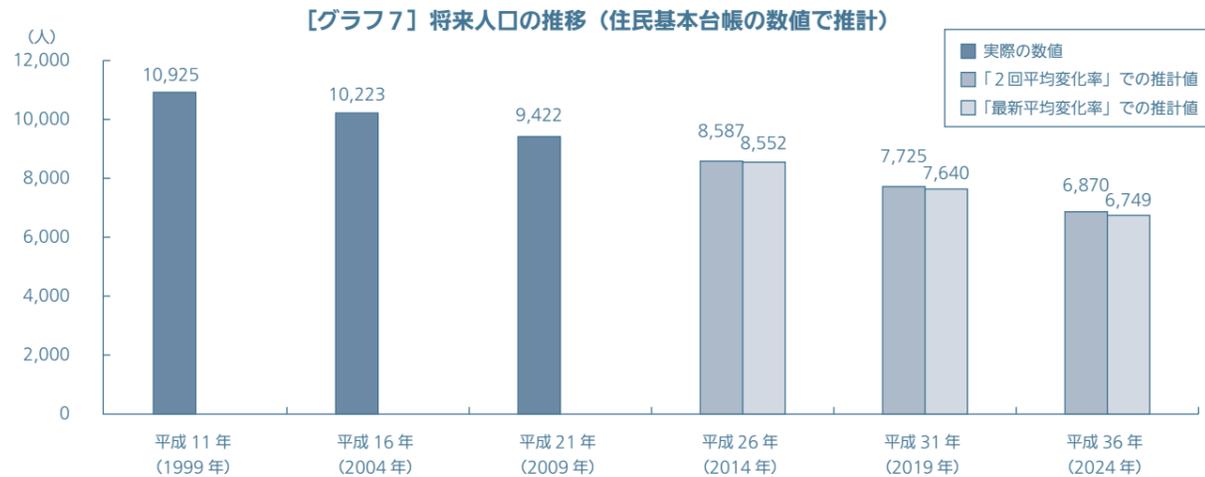
世帯数においても、全世帯の2割近くが高齢者の一人暮らし世帯となっています。



人口の減少

これまでの総人口の数値をもとに将来の人口を推計してみると、減少傾向はとどまらず、平成31年には7,000人台となることが予測されます。

また、将来人口の推計を地区別に行うと、地区によって、急速に人口が減少すると推測される地域があることが分かります。



課題 江差町への定住を希望する若年層の条件整備

人口の減少を抑制することは重要な課題ですが、日本や北海道の総人口が減少するなか、限られた財源の中で即効性のある対策をとることは難しい状況です。

一方、檜山振興局管内における中核都市の機能を持つ当町には、買い物や医療など日常生活に必要な環境が比較的整っており、町内や近隣自治体に住む若年層の中には、住宅の確保や子どもを育てる環境など条件が合えば江差町内に住みたい(住み続けたい)と考えている人も少なくありません。このような潜在的な居住ニーズを把握し、着実に定住に結びつけていくことが必要です。

町民アンケート結果より

今後重要な取り組みとして、医療の充実が多くあげられています。自由記述では、出産や子育てに関わる医療に関する要望が特に多く見られます。

課題 高齢者がいつまでも住み続けられる環境づくり

人口の多くを占める高齢者にとって、いつまでも住み続けられるまちであることも重要な課題です。安心して生活できる場とともに、高齢になっても江差町民の一員として自らの知恵や経験を生かし活躍できる場が求められています。福祉の充実だけでなく、高齢者が生産活動や地域活動に参画しやすい環境やきっかけを充実させていくことが必要です。

また、増え続ける高齢者の見守りを行政だけで担うことは今後さらに難しくなります。住民一人ひとりがもっとお互いにお年寄りに関心を持ち、見守る風土を育てていくことが必要です。

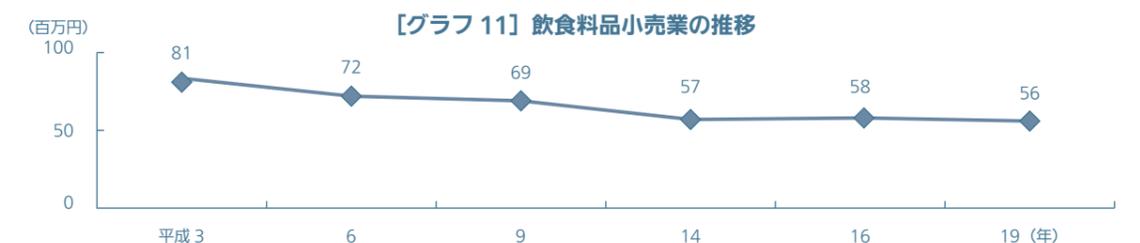
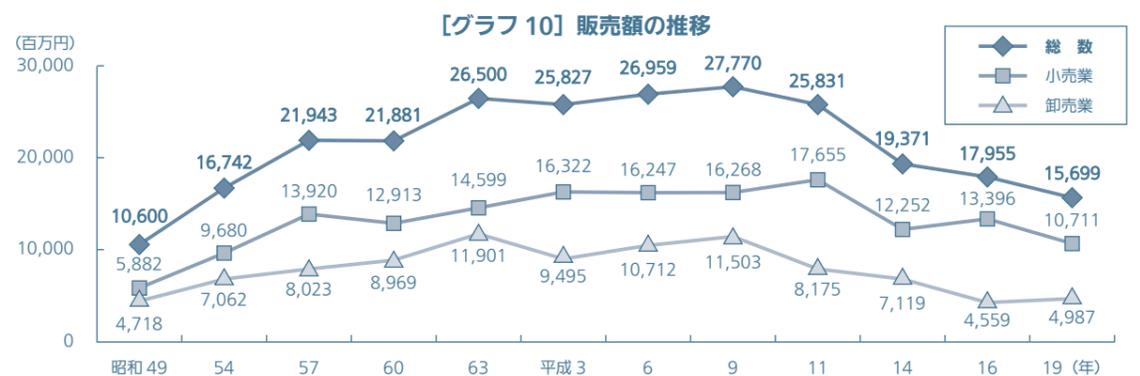
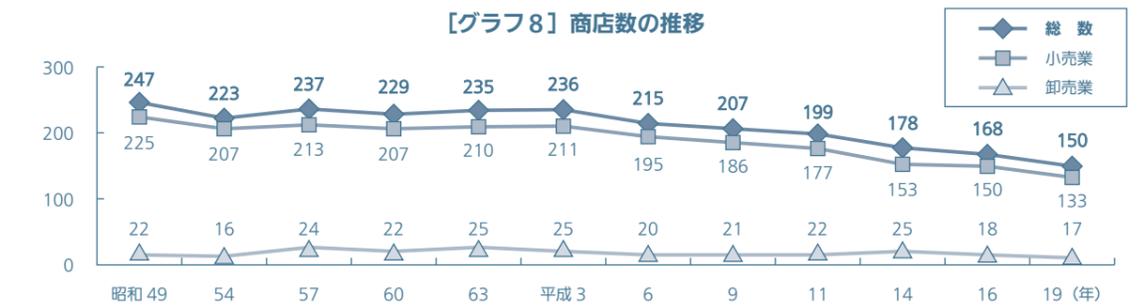
(2) 産業に関する課題

小売店の減少

商店数の推移をみると、卸売業は横ばいであるものの、小売業が商店数・従業員数・販売額ともに減少しています。

住民の日常生活に深く関わる「飲食料品小売業」についても、減少しています。

近年は、空店舗も増加しています。(平成6年14店→平成9年25店→平成21年70店)

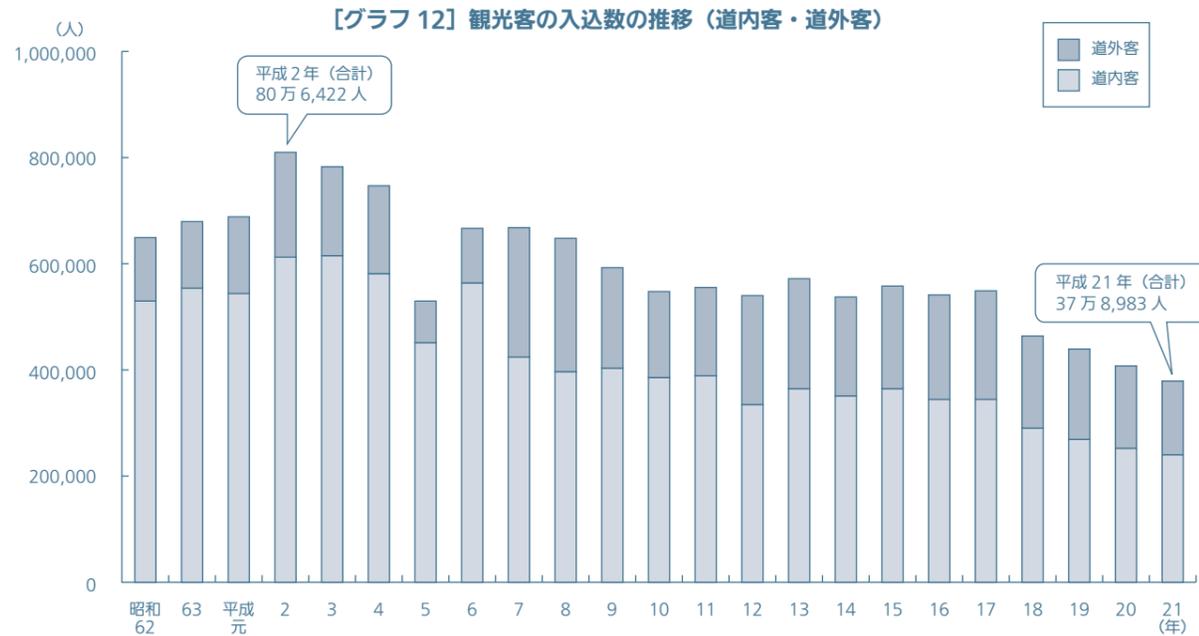


(商業統計調査)

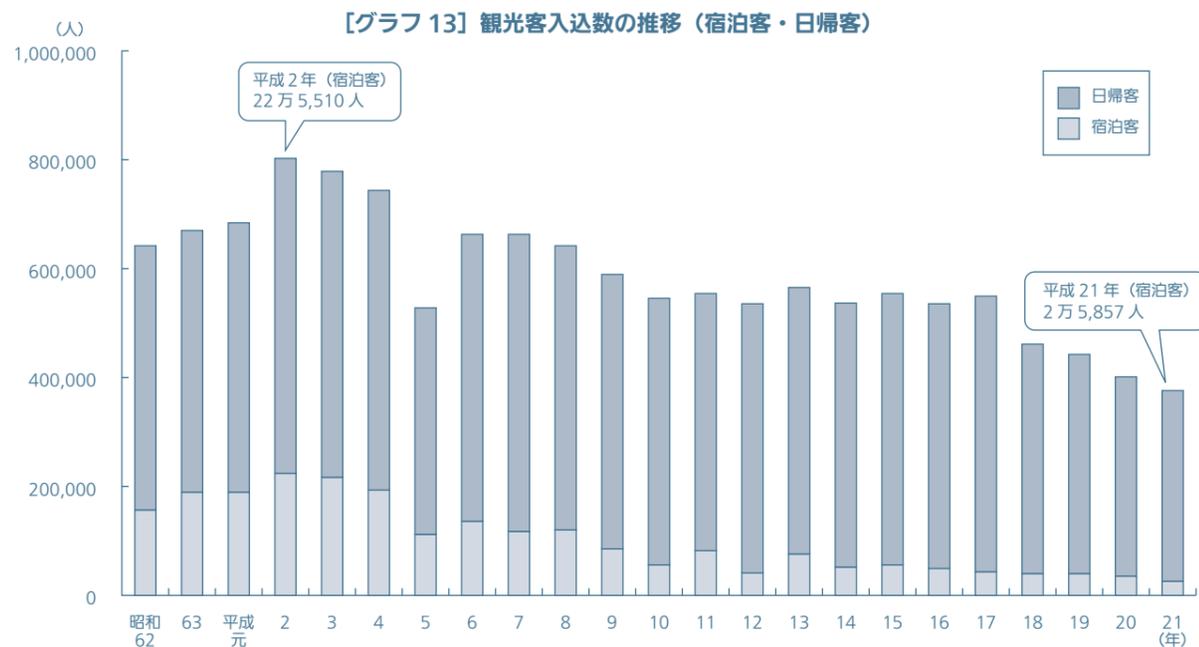
観光客、宿泊客の減少

観光客の入込数の推移をみると、総数については、ピーク時(平成2年)に比べて半数以下まで減少しています。

道内・道外別の観光客の入込数の推移をみると、「道内客」の減少が大きく影響しています。



宿泊・日帰別の観光客の入込数の推移をみると、宿泊・日帰ともに減少しており、宿泊客についてはピーク時(平成2年)の15%以下まで減少しています。



(産業振興課調)

課題 「観るだけの観光」から「食事や買い物を楽しめる観光」への転換

町内には、檜山道立自然公園の特別区域に指定され、日本の夕陽100選にも選ばれている「かもめ島」をはじめ、北前船によるニシン漁と檜材交易で栄えた当時の様子を伝える「いにしえ街道」、北海道最古の歴史と伝統を有する「姥神大神宮渡御祭」、北海道の代表的な民謡である「江差追分」などの観光資源があります。特に「いにしえ街道」や「姥神大神宮渡御祭」、「江差追分」などは、古い歴史を持つ当町ならではのものであり、道内においても数少ない歴史的観光資源です。

しかしながら、観る観光から体験する観光へと観光ニーズが変化しているなか、町内には、食事や買い物を楽しむ場がないために、当町を訪れる人は観るだけの観光にとどまる傾向にあります。観光地としての魅力を高めるには、観光客が食事や買い物を楽しめる場をふやしていく必要があります。

また、かもめ島の自然環境や景観、江差の海岸線から眺める夕日や荒波など、歴史的観光資源のほかにも自然が生み出す資源があります。住民の視点からは観光資源として捉えづらいものでも、町外者にとっては魅力的なものも多く、そのような隠れた資源を発掘して観光に活用していく必要があります。

町民アンケート結果より

江差町の観光や交流について、今後力を注ぐべきものとして、「今あるまつりやイベントを、観光客により楽しんでもらうよう、内容を工夫する」が最も高く、「滞在型の観光が広がるようにする」、「魅力ある土産品や料理の開発に努める」が僅差で続きます。

課題 1次産業を活かした事業の展開、産業構造の構築

町内では、さまざまな魚介類の水揚げがあるほか、ジャガイモやブロッコリー、アスパラガス、イチゴなどの農産物が生産されていますが、漁獲・収穫後、そのまま町外に流通するものが多く、町内で江差産の食材や加工品を見かける機会は少ない状況です。

国や北海道において農林水産業の六次産業化(農林水産物の生産をベースに、加工・販売・サービス事業などを展開すること)を進めようとしている中で、当町でも商工業者との連携を深め、江差産の町内流通の拡大や、江差産を使った加工業の振興など、1次産業を活かした事業が展開される産業構造にしていく必要があります。

町民アンケート結果より

自由記述では、農業や水産業など、1次産業の振興を求める意見が多く見られます。

課題 地域産業に関心を持ち、町全体で応援する気運や取り組みの向上

流通の拡大とともに、消費者である住民に、町の産業についてもっと関心を持ってもらうことが重要です。例えば、江差町はヒバの自生北限地であり、ヒバ資源の復活に向けた取り組みを行っていますが、住民に十分周知されるには至っていません。

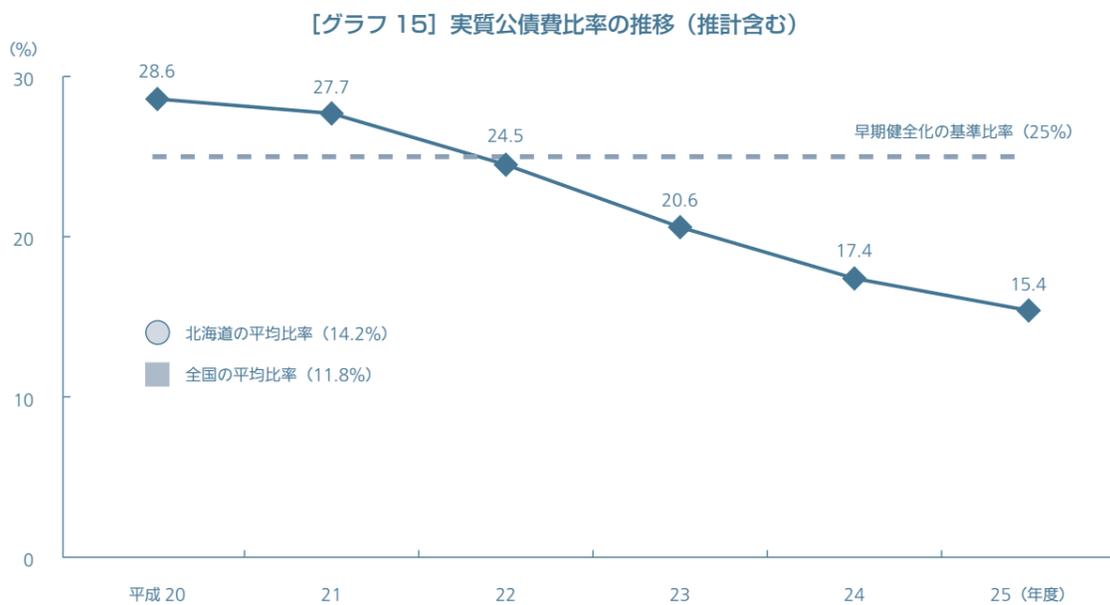
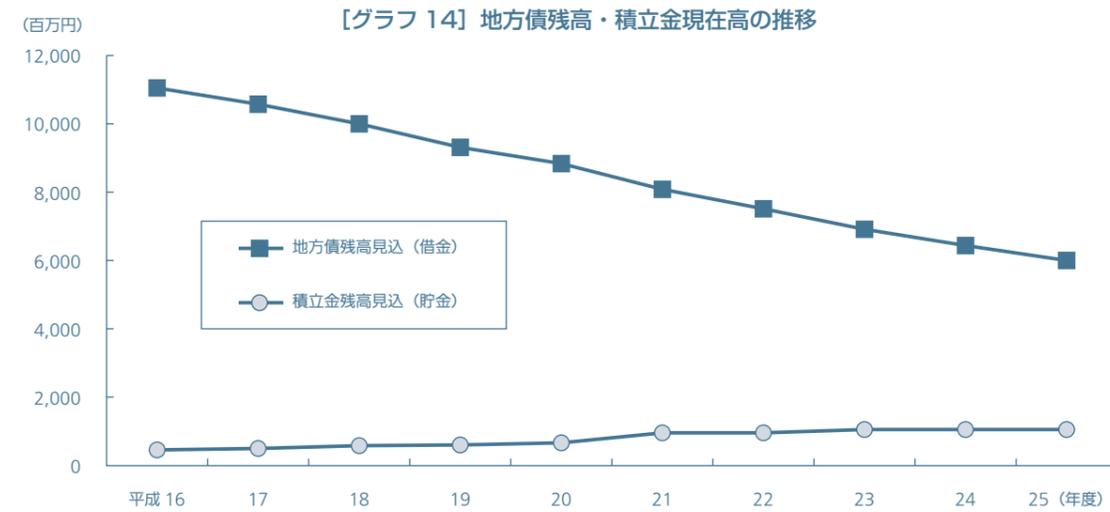
地産地消や食育、地域学などを通じて、江差の産業に対する住民の理解や周知を深め、地場製品の消費拡大や後継者の育成につながる取り組みを行っていく必要があります。

(3) 行財政運営に関する課題

財政運営の悪化

当町は、平成21年、収入に対する借金返済の割合を示す「実質公債費比率」が28.6%となり、国の基準である25%を超えたことから「早期健全化団体」となりました。原因としては、町総合運動公園、町文化会館、水道関連施設などの大型公共事業を進めてきたことにより借金が増えたことによります。

対策として、「財政健全化計画」をたて、平成24年度までに毎年1億円程度の繰上償還（繰り上げ返済）を行う取り組みを進めており、その結果、平成22年度以降は財源不足が発生しない形で推移するものと見込まれています。



(財政課調)

公共施設や設備の老朽化

これまで、生活基盤の拡大とともに公共施設の整備を進めてきましたが、施設の老朽化が進んでいます。一方、学校の統廃合、人口の減少などにより、利用していない、あるいは利用状況が低い施設も見られます。

さらには、建物ばかりではなく、水道管など、目に見えない設備においても老朽化が進んでいます。

課題 身の丈に合った「行財政運営」の推進

江差には、網目・網の大きさ・獲る量を守ってニシンを獲るべきという「折居姥の教え^{おりいづば}」を守らず、欲におぼれて漁をしたため、ニシンはいなくなったという言い伝えがあります。ここで言う「網目・網の大きさ・獲る量」は財政運営で置き換えると財政規模・税収見込みであり、「折居姥の教え」は当町にとって重要な教訓です。

今後は、身の丈(=財政規模・税収見込み)に合った行財政運営に努める必要があります。また、そのためには事業を進めていく姿勢として、前例を踏襲するばかりでなく、毎年の成果を現場で把握し検証を行い、効率的・効果的な成果が得られない場合は進め方を見直す必要があります。

課題 施設の集約、長寿命化の推進

施設の老朽化は全国的に進んでおり、国では教育施設や下水道、橋の更新や耐震化を促進するなど「長寿命化」に向けた取り組みを進めています。当町においても、今後の利用見通しをふまえながら、必要な施設についてはバリアフリー化等とともに長寿命化を図っていく必要があります。

一方、利用が低調な施設については、維持管理費を抑制するためにも統廃合や集約を図っていく必要があります。地域住民の理解を得ながら、町全体から見た総合的な施設配置を改めて検討し、計画的に統廃合や集約を進めていく必要があります。

町民アンケート結果より

施設の有効活用に関する提案として、施設の統廃合や有効活用を改めて考えていくべきだとの意見が多く見られます。

基本構想

1 まちづくりの目標

(1) 10年後にめざす町の姿

10年後の江差町の姿としてめざすことを示すと、次のとおりです。

一人ひとりを大切にし、みんなが地域で輝いている町。

まちの取り組みが町内外に発信され、一度地域外に出ていたが、江差町に戻って来る人や、住民の活動に対する参加者が増える好循環ができています。

人口減少社会の中でも、住んでいる人が、楽しく幸せを感じる町。

住んでいる人が楽しく元気に生活し、年をとっても、安心して生活でき、また、若い世代も、安心して子育てをしている。

ちいさな幸せをコツコツとみんなで生み出す町。

住んでいる人が、お互いのことを思い、協力しあい、町みんなが力を合わせて、まちづくり活動を進めている。

歴史や文化を大切にし、住んでいる人が郷土に誇りを持っている町。

お祭り、江差追分、郷土芸能、文化財などを大切にし、郷土に誇りを持ち、地域に根差した人材育成、後継者の養成などに取り組んでいる。

身の丈に合わせた行政運営が行われている町。

「身の丈＝財政規模・税収見込み」に合わせた施設整備、行財政運営の持続可能なしくみづくりを実施している。

(2) まちづくりの基本目標

10年後にめざす町の姿を実現するために取り組む、まちづくりの基本目標については、次のとおりです。

～基本目標を考える視点(まちづくりの視点)～

- 過疎化、高齢化を受け入れたうえで、現実的な目標を持ち、持続可能なしくみ、好循環が生まれ輪が広がるしくみを考えます。
- できる事とできない事を総合的に判断した上で、できる事を着実に進めます。



まちづくりの基本目標

- ① 経済基盤を持続させる地場産業の振興
若者の雇用の場づくり、地域が自立できる経済基盤の確立を意識した産業振興をめざし、一次産業を核とした裾野の広い地場産業の振興をめざします。
- ② 住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり
過疎化や高齢化など、人口やその年齢構成に変化があっても、住んでいる人がいつまでも安全で安心して生活できる環境をつくります。
- ③ 人と人とのつながりを大切にした地域福祉や生涯学習、まちづくり活動の推進
行政と住民、住民相互がお互いに任せきりにせず、関心を持ち連携し合う関係を築きながら、福祉や教育、まちづくり活動などを進めます。
- ④ 身の丈に合った行政運営の推進
「折居姥の教え」を教訓とした、「身の丈＝財政規模・税収見込み」に合わせた行財政運営を行い、計画の進行管理に努めます。

(3) 人口指標

平成17年(2005年)をピークに日本の人口は減少に転じ、北海道内のほとんどの市町村でも人口減少が続いているなか、当町においても、人口減少が続いています。

国勢調査及び住民基本台帳の数値をもとにコーホート変化率法^{*}で今後の人口を推計すると、10年後の平成32年(2020年)にはいずれの推計も8,000人を下回ることが予測されています。

また、平成22年10月に実施した国勢調査の人口速報値が、9,004人と発表され、5年前に推計していた人口減少の予測を上回る結果となっています。

そのため、本計画では、生活環境の整備や子育て、福祉などの取り組みを積極的に進め、人口減少の抑制に努めることとし、平成32年(2020年)における総人口を7,400人程度とします。

これまでの人口の推移と目標年次の数値

区 分	国勢調査実績			国勢調査速報	目標年次
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成32年
総人口(人)	11,301	10,959	10,131	9,004	7,400

^{*}(コーホート変化率法)過去における男女別・年齢5歳階級別人口の5年ごとの増減率(変化率・移行率とも言います)を算出し、今後もこの率が一定に継続すると仮定して、5年おきの男女別・年齢5歳階級別人口を推計する方法です。

[参考] 人口推計の結果(平成37年まで)

	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)
国調推計	基準年					推計年															
3回平均変化率	10,131	9,974	9,817	9,659	9,502	9,345	9,179	9,013	8,846	8,680	8,514	8,339	8,163	7,988	7,812	7,637	7,463	7,289	7,115	6,941	6,767
2回平均変化率	10,131	9,994	9,857	9,720	9,583	9,446	9,295	9,144	8,994	8,843	8,692	8,528	8,365	8,201	8,038	7,874	7,709	7,545	7,380	7,216	7,051
最新変化率	10,131	9,955	9,779	9,603	9,427	9,251	9,068	8,886	8,703	8,521	8,338	8,151	7,963	7,776	7,588	7,401	7,221	7,041	6,860	6,680	6,500
住基推計					基準年						推計年					推計年					推計年
2回平均変化率					9,422	9,255	9,088	8,921	8,754	8,587	8,415	8,242	8,070	7,897	7,725	7,554	7,383	7,212	7,041	6,870	
最新変化率					9,422	9,248	9,074	8,900	8,726	8,552	8,370	8,187	8,005	7,822	7,640	7,462	7,284	7,105	6,927	6,749	

(■は基準年をもとに5年おきに算出した推計年の数値、その他の数字は按分した数値)

(4) 土地利用の基本方針

土地は生活の場、生産の場として最も基礎的な要素です。限られた土地でまちづくりを進めていくには、将来の発展方向や利用のあり方をふまえた上で、総合的・計画的に土地利用を進めていくことが必要です。

土地の持つ特性に配慮しながら、当町全体の土地利用を進める基本的な考え方として、次のような方針を掲げます。

長期的、計画的な土地利用に努めます。

先人から引き継いだ豊かな自然を次の世代に継承していくため、土地の公益性を尊重し、長期的な視点に立ち、計画的で秩序ある土地利用に努めます。

環境保全と安全性に配慮した土地利用を進めます。

環境に負荷をかけないように配慮するとともに、安全な生活環境の整備に努めます。また、想定される各種災害を未然に防ぎ、被害を最小限に防ぐことができる土地利用に努めます。

利便性や活性化を高める土地利用を進めます。

土地が持つ特性、既存の施設や交通基盤、生活基盤など、町内にあるさまざまな資源や要素を相乗的に結びつけ、利便性の向上や地域の活性化につながる土地利用に努めます。

2 施策のあらまし

まちづくりの基本目標に沿って、各分野で進める施策のあらましについて示すと、次のとおりです。

(1) 経済基盤を持続させる地場産業の振興

関連する分野 農業 林業 漁業 商業 工業、企業誘致、雇用創出 観光

- 後継者、新規就業者などの担い手を育成するとともに、若者の雇用の場の拡大を図ります。また、各産業で頑張っている担い手を応援する気持ちを町全体で高めます。
- 農林水産業それぞれに関わる環境保全や生産基盤の維持強化とともに、商工業や観光業も含めた異業種間の連携を深め、付加価値の向上を図ります。
- 住民や観光客に親しまれる商店づくり、滞在時間や経済効果をより伸ばす観光振興など、ソフト・ハード両面における取り組みを進め、地域経済の活性化を図ります。
- ものだけでなく、生活、活動、文化、歴史など目に見えない要素からも魅力や誇りを見出し、江差らしさや江差ブランドとして産業振興に活かします。

(2) 住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり

関連する分野 土地利用 道路、河川 港湾 公共交通機関、情報通信 景観
住宅、宅地 水道、下水道 ごみ・し尿処理、環境衛生
自然環境、環境保全 公園 消防、救急、防災
交通安全、防犯、消費生活

- 人口や年齢構成をふまえながら、住民生活の安全や安心、利便性を支える生活基盤を維持します。
- 一人暮らしや介護生活、子育てなどにより、住民が地域から孤立しない体制や環境をつくり、人口の減少や高齢化が進んでも、住みやすく、活気があるまちづくりを進めます。
- 環境への負荷軽減や環境保全に対する意識を高め、住民みんなで取り組んでいくことにより、豊かな自然や潤いのある生活空間を守ります。
- 住民一人ひとりが交通事故や犯罪、災害などから自らを守る意識を高め、地域ぐるみで防ぐ取り組みを広めます。

(3) 人と人とのつながりを大切にした地域福祉や生涯学習、まちづくり活動の推進

関連する分野 子育て支援(家庭教育、青少年健全育成) 保健 医療 地域福祉
高齢者福祉 障がい者福祉 低所得者福祉、人権
国民健康保険、高齢者医療、介護保険
生涯学習(社会教育、スポーツ、文化振興、文化財保護) 学校教育
交流、移住・定住、国際化対応 コミュニティ、まちづくり

- 保健・医療・福祉の連携を深め、住民の健康を支えます。
- 子育てや高齢者福祉、障がい者福祉を進める上で、一人ひとりの思いやりが、見守りや支え合いの活動に結びつくようなしくみをつくります。
- 江差追分など江差町に根ざした文化や歴史を振興し継承するとともに、幅広く生涯学習、生涯スポーツに親しめる機会をつくり、その成果をひとづくりやまちづくりに活かします。
- 地域の人材や資源を活かしながら、少子化だからこそできる、子ども一人ひとりを大切にしたい子育て、教育を進めます。
- 行政と住民、住民相互など、お互いに任せきりにしない意識を高め、課題解決型の取り組み、成功体験や達成感の共有により、ともに手応えを感じるまちづくり活動を広げます。
- 町外者や町外から転入してきた人たちの意見に耳を傾け取り込む風土を醸成し、一人ひとりの能力が発揮できるまちづくりを進めます。

(4) 身の丈に合った行政運営の推進

関連する分野 広報・広聴 行財政、広域行政 計画の推進

- 行政運営に関する情報を開示するとともに、まちづくりに関する情報や課題を共有し、課題解決に向けた意見交換が行える場として、広報や広聴を充実させます。
- 「折居姥の教え」を教訓とした、「身の丈=財政規模・税収見込み」に合わせた施設整備、財政運営を進めます。
- 課題や住民の意向を現場で把握し、効果や効率をふまえて事業を推進します。また、検証により必要に応じて事業を見直す姿勢を定着させます。

基本計画

第1章 経済基盤を持続させる地場産業の振興

1 農業

現状

- 平成17年の農家戸数は184戸、農業就業人口は281人（農林業センサス）で、昭和50年と比較して戸数・就業人口ともに大幅に減少しています。農家戸数の減少は、兼業農家数が減少を反映しています。

[表1] 農家世帯、農家戸数、経営面積等の推移

区分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
農家世帯数(人)	2,403	1,994	1,647	1,263	790	846	591
農業従事者(人)	826	683	600	492	356	283	281
農家戸数(戸)	524	462	392	321	221	185	184
専業	47	84	51	52	46	46	64
第1種兼業	225	161	130	81	72	63	43
第2種兼業	252	217	211	188	103	76	77
経営面積(ha)	967	964	1,013	907	866	927	971
田	787	806	800	728	734	796	807
畑	179	157	213	176	132	131	164
樹園	1	1	-	3	-	-	-
1戸あたり耕地面積(ha)	1.8	2	2.6	2.8	3.9	5	5.1

- 経営面積は971haで、ピーク時(昭和60年:1,013ha)と比較すると42ha減少していますが、1戸あたりの面積は2.6haから5.1haと約2倍に増加し、集積化が進んでいます。
- 主要作物粗生産額では、昭和50年のピーク(1,459百万円)に対し、平成17年は700百万円と半減しました。米の生産額は平成21年度実績1,260tで190百万円、いも類の生産額は923tで144百万円となっており、主力2品目で約6割を占めています。

[表2] 生産量と生産額の推移

区分	昭和40年			昭和50年			昭和60年		
	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)
米	759	3,000	313	794	3,720	972	642	3,170	909
雑穀・豆類	57	56	6	35	47	14	101	176	66
いも類	138	2,570	18	59	920	35	107	2,180	102
野菜類			44			74			170
その他			63			364			169
合計			444			1,459			1,416

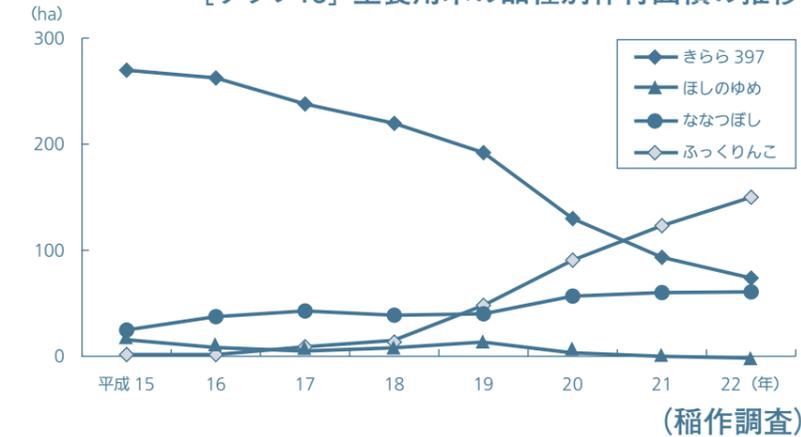
区分	平成2年			平成7年			平成14年		
	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)
米	58	2,980	752	618	2,880	720	377	1,830	350
雑穀・豆類	130	217	57	70	92	29	185	250	80
いも類	10	260	120	130	3,070	209	172	5,850	370
野菜類			136			228			110
その他			125			82			70
合計			1,190			1,268			980

区分	平成17年			平成19年			平成21年		
	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)
米	305	1,590	280	280	1,130	154	266	1,260	190
雑穀・豆類	237	431	120	85	225	37	144	119	23
いも類	80	2,510	150	109	1,913	111	43	923	144
野菜類			120			106			148
その他			30			84			68
合計			700			492			573

(北海道農林水産統計年報)

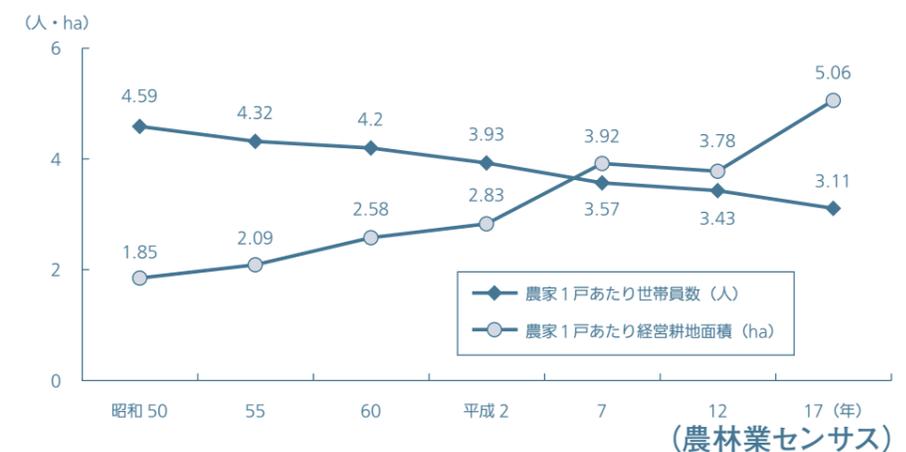
- 農業農村整備事業により湛水防除、農地改良、排水対策などを進めています。
- 水稻栽培における道南ブランド米の推進・拡大や湛水直播栽培によるコスト低減をめざし、「売れる米づくり」を推進しています。

[グラフ16] 主食用米の品種別作付面積の推移



- 米の生産調整に伴い水田の65%が畑地化され、4輪作体系を構築しています。
- 水田農業の体質強化を図るため、早出しマルチ作型の機械化体系の確立、新たな栽培作物であるブロッコリーの共選体制の整備による面積拡大、花卉の安定生産に向けた栽培技術の向上などを推進しています。

[グラフ17] 農家1戸あたりの世帯員数と経営耕地面積の推移



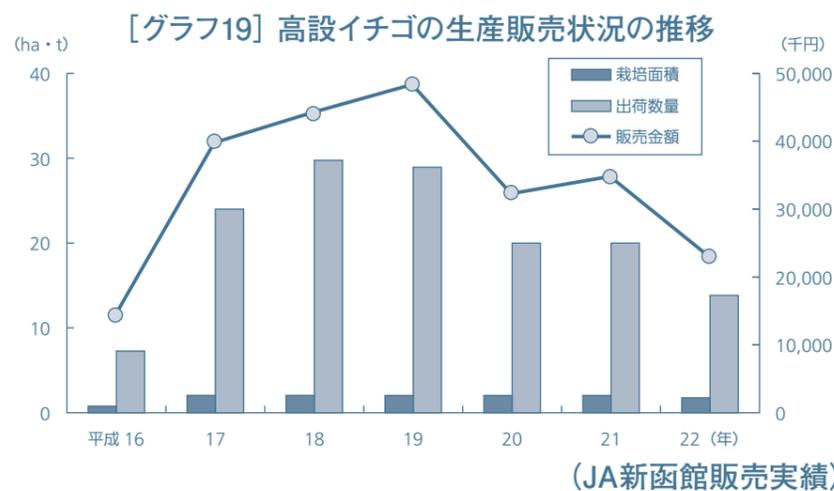
課題

■ 経営耕地面積別農家数で見ると、5ha未満の小規模農家数は減少傾向、7.5ha以上の大規模農家数の横ばいの傾向で、耕地の集約化に伴う小規模農家の離農が見られます。農業従事者281人のうち約7割の193人が60歳以上である一方、30歳以下の従事者が18人と僅かであり、主力となるべき若い農業者が少なく、担い手確保・育成が深刻な課題です。

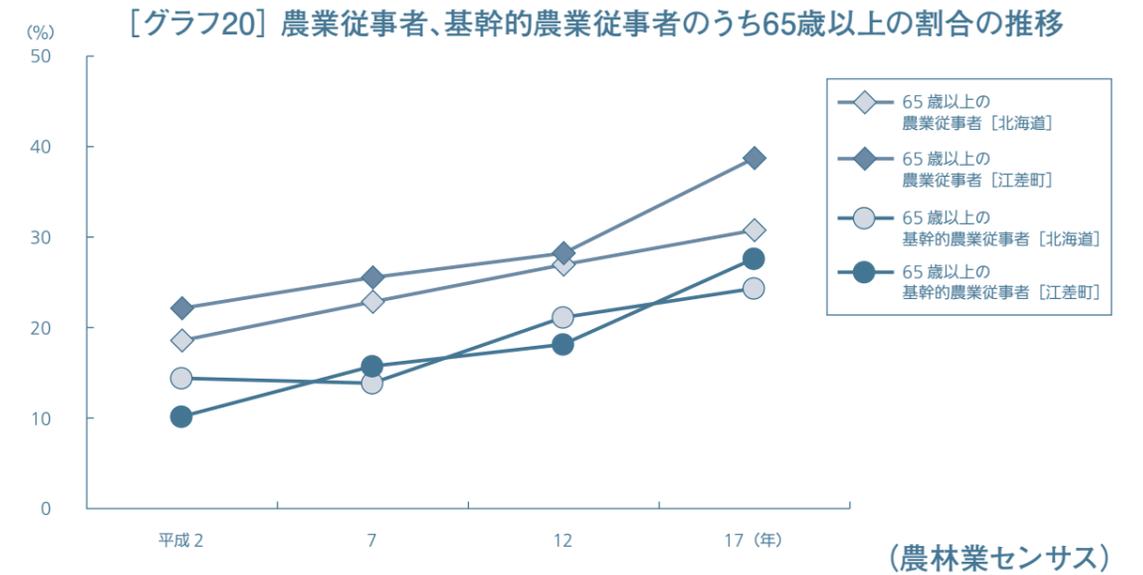
[表3] 農業従事者の年齢別内訳(平成17年)

区分	~29才	30才代	40才代	50才代	60才代	70才以上	計
人数(人)	11	7	19	51	94	99	281
比率(%)	3.9	2.5	6.8	18.1	33.5	35.2	100.0

■ 当町の振興作物として「ハウスアスパラガス立茎栽培」「イチゴ高設栽培」を推進していますが、経営の安定には、団地化を前提に水源の確保や候補地選定、既存ハウスの有効利用とともに、設備投資費用の負担軽減や生産コスト縮減を促進していくことが必要です。また、町外からの新規参入者の受入については、経営面だけでなく、生活全般がサポートできる体制が必要です。



- 集落営農の可能性、青年農業者グループの育成・支援等により農業の担い手の育成や確保に努めなければなりません。
- 平成22年度から開始された、農業者戸別所得補償制度についての対応についても、農業振興の課題解決に向けた施策と連携し、地域の産業振興となる取り組みを推進していく必要があります。
- 4輪作体系においては、現状では収益性が低い作物もあるため、栽培技術の向上などにより収益性をあげていくとともに、振興作物であるブロッコリーの面積拡大、施設園芸作物の安定生産により、水田畑作の体質強化を推進していくことが課題となっています。
- 町内で生産された作物については、そのまま町外に出荷されるものがほとんどですが、住民が地元で獲れた農作物を買い求めることができるよう、地産地消に向けた取り組みも必要です。



課題解決に向けた基本方針

- ・ 後継者、新規就農者など担い手を育成します。
- ・ 基盤整備の計画的な更新、維持管理を実施します。
- ・ 水田農業における輪作作物の高収益作物への転換を促進します。
- ・ 振興(戦略)作物の生産性の向上を図ります。
- ・ 地場産品のブランド化の取り組みを推進します。
- ・ 直販で地域の住民や観光客に農畜産物を提供できる場をつくります。
- ・ 農業・農村環境の維持を進めます。
- ・ 農業者戸別所得補償制度への対応を図ります。

具体的な施策

生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域総合農地防災事業の推進(小黒部川(排水路)整備事業) ・基幹水利施設管理事業の推進 ・土地改良施設管理体制整備促進事業の推進 ・明暗渠、心土破碎等の圃場排水対策の推進
農地流動化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者への利用集積の推進 ・生産ほ場の団地化 ・新規就農者への促進 ・農地の保全管理 ・水土里情報システムの整備 (農地に関する情報を地図データと合わせて活用できるシステムで、北海道土地連(水土里ネット北海道)が事業主体で整備しているもの)
生産振興の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・施肥管理による低コスト化・生産性の向上 ・新規作物の試験、研究 ・栽培技術の普及 ・耕畜連携[※]による畜産振興(畜産のための飼料作物、飼料用米の生産と肉用内の水田への放牧による連携) ・農地の地力回復支援対策の推進 ・園芸施設整備支援対策の推進 ・振興(戦略)作物支援対策の推進
担い手の育成、確保	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者対策の推進 ・農業生産法人などの設立、育成 ・集落営農組織の確立、推進 ・認定農業者の育成 ・農業者相互の交流、情報交換の促進 ・住民も参加した新規就農者をサポートする体制づくり
販売戦略の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物の付加価値向上 ・契約栽培、ネット販売等による販路拡大 ・地産地消の推進 ・農家の直売所の拡大(空き店舗の活用のしくみづくり)
クリーン農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・北のクリーン農産物表示制度[※]の振興 ・エコファーマー制度[※]の振興

※(耕畜連携)畜産物の生産コストに占める飼料費の割合が高いため、水田を活用し、粗飼料生産の拡大・持続を図るため、飼料作物や飼料用米を一般農家が生産し、畜産農家へ供給することや、畜産農家が有している肉用牛を水田に放牧することです。

※(北のクリーン農産物表示制度)道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料や化学合成農薬の使用量の上限や外の農産物との分別収穫・保管・出荷、生産団体の構成員が栽培履歴を記帳するなど、一定の基準をクリアし、生産・出荷される農産物について「Yes!clean」マークを表示し、あわせて、化学肥料や化学合成農薬の使用回数などの栽培情報をお知らせする制度です。

※(エコファーマー制度)「持続性に高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、知事から堆肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者を「エコファーマー」として認定する制度です。

2 林業

現状

- 町総面積の約70%にあたる7,840haが森林(北海道林業統計)で、国有林約4割(3,040ha)、一般民有林約6割(4,800ha)で、一般民有林のうち町有林は23%(1,180ha)です。森林蓄積は1,206千m³で国有林476千m³、民有林730千m³です。
- 一般民有林のうち、スギ、トドマツを主体とした人工林面積は2,098haであり人工林率は44%ですが7齢級以下(35年生)が全体の37%(773ha)を占めています。
- 人工造林は横ばいで推移しているものの、木材価格の低迷や造林経費の増大、天然林材の低植林化により減少の一途を辿っています。
- 製材・チップ材を生産する地場の工場では、構造不況等から廃業、規模縮小傾向が見られるなど、厳しい状況が続いています。
- 森林の公益的機能を重視し、保安林の拡充や治山事業により管理に努めています。また、住民参加によりヒバ(ヒノキアスナロ)^{*}の植林を行っているほか、ドングリの植樹を広域的に実施しています。

[表4] 所有形態別森林面積等(平成21年)

区分	総数	国有林	一般民有林
森林面積(ha)	7,840	3,040	4,800
森林蓄積(m ³)	1,206	476	730
素材生産量(m ³)	1,843	625	1,218

(北海道林業統計)

課題

- 良質な木材生産、また、災害に強い健全な森林づくりのためには、15年生、25年生、35年生頃と成長するまで3回程度間伐を実施するのが理想であり、適正な間伐を推進していくことが必要です。
- 間伐材の利用については、安価な輸入材や直径が細いことから、使用用途が限られ需要がないのが現状です。また、当町には木材加工場がなく、利用が進んでいません。
- 一般民有林の森林経営は、採算性の低下などにより森林所有者の経営意欲が減退し、林業従事者不足や高齢化が進み、森林の適正管理も危ぶまれている状況です。森林組合を核として、民有林振興を図ることが重要です。
- 流域管理システムによる広域的な取り組みにより、川上(生産)と川下(製材・加工・流通)が一体となった振興が必要です。
- 製材・加工業の振興については、渡島・檜山流域内で広域的に取り組むことが必要です。
- 森林は、水源のかん養、土砂流出の防止、二酸化炭素吸収などのほか海の環境保全とも深い関わりを持っています。このような森林の公益的機能への期待や関心が高まるなか、住民参加による育林や、森林を活かした都市との交流などに取り組むことが必要です。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 森林管理を担う体制を維持し、適正な保育間伐を継続します。
- ・ 住民の参加を得ながら、ヒバの育成と植樹の拡大を図ります。
- ・ 間伐材、森林残さ等の利用を促進します。
- ・ 治山事業による山地災害の防止事業を進めます。
- ・ 森林機能や役割に応じた多様な森林づくりを進めます。
- ・ 森林の公益性を理解し、森林を守る取組を実施します。(育林の推進、森林とふれあう場や機会の充実など)

具体的な施策

森林経営の安定

- ・ 町有林経営の安定強化
- ・ 林業の担い手の育成、確保
- ・ 林業の経営基盤の強化
- ・ 保育・間伐の協同施業、作業道の共同設置など施業の集約化、路網整備による低コスト施業の拡大
- ・ 木材等生産機能の強化(形質の良好な木材の安定生産と循環利用を目指した造林、保育間伐など)
- ・ 21世紀北の森づくり等による無立木地の解消
- ・ 間伐材の利用促進
- ・ 間伐、植林の重要性に対する理解

森林の公益性機能の充実

- ・ 水源涵養機能・山地防災防止機能の強化(未立木地への植栽の推進、保安林への指定、治山事業)
- ・ 生活環境保全機能・文化機能の強化(町民の森や柳崎地区など地域の環境保全機能を高める生活環境保全林や砂坂海岸林の整備)
- ・ 森林づくりに対する理解の促進、植林活動への参加促進
- ・ 町内でのヒバ(ヒノキアスナロ)の活用



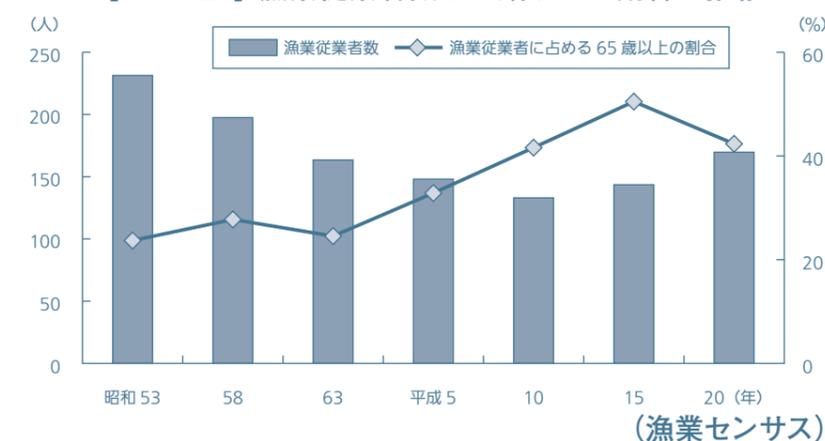
※ヒバ(ヒノキアスナロ)は、町の木に指定されています。

3 漁業

現状

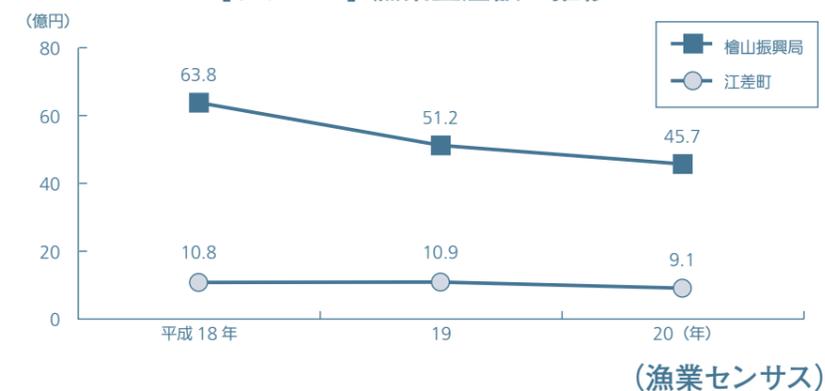
- 当町の主要な漁業はイカ釣、スケトウダラ延縄漁業の2つで、生産量の60%、金額の41%を占めています。
- スケトウダラ延縄漁業は管内全体で資源管理型漁業を推進していますが、イカ釣漁業は近年沿岸来遊量や魚価の変動が大きく、道外操業に対応した漁船や漁具の更新が進むなど、構造変化が見られます。
- 近年、中国の経済発展に伴い、中華料理の高級食材としてのナマコの人気が高まっており、特に、檜山産のナマコは形がよく、高値で取引されています。平成22年の水揚げは、スケトウダラを抜いて、第二位となり、ひやま漁協全体では、金額で5億円を超えるまでとなっています。
- 漁業従事者数は昭和53年233名、平成10年134名、平成20年170名(漁業センサス)と、近年は増加傾向も見られます。平成20年の漁業従事者年齢構成では、50歳以上が66%、50歳未満が34%となり、平成15年と比較すると、若手従事者の比率の増加が見られます。

[グラフ21] 漁業従業者数と65歳以上の割合の推移



- 平成20年の漁業生産高(属地)は2,536t、約9億円(漁業センサス)で、江差地域における1経営体あたりに換算すると漁業生産高は約1,060万円です。

[グラフ22] 漁業生産額の推移



[表5] 水産物の生産量と生産額の推移

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	2,517	685,980	2,044	760,482	4,586	1,081,716
水産動物	1,626	736,696	697	438,953	1,890	661,924
貝類	33	22,273	74	53,207	44	2,115
海藻類	4	6,916	8	8,120	1	2,115
合計	4,180	1,451,865	2,823	1,260,762	6,521	1,747,870

区分	平成7年		平成10年		平成14年	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	5,199	1,018,991	3,584	711,513	3,960	1,009,667
水産動物	1,457	466,817	1,431	533,042	2,220	607,668
貝類	10	1,365	62	44,740	12	21,027
海藻類	10	1,365	3	4,078	1	1,992
合計	6,835	1,600,058	5,080	1,293,373	6,193	1,640,354

区分	平成18年		平成19年		平成20年	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	1,287	321,831	1,151	341,962	748	226,680
水産動物	2,276	702,144	2,110	696,693	1,727	640,174
貝類	71	42,851	61	45,384	59	39,093
海藻類	4	8,580	0	3,239	1	5,320
合計	3,638	1,075,406	3,322	1,087,278	2,535	911,267

(北海道水産統計)

- 多獲性回遊魚種の資源・魚価変動に影響されない漁業づくりをめざし、アワビ・ウニの種苗放流やサケマス増殖事業のほか、独自方式によるマナマコの人工種苗の生産等や増養殖を開始するなど沿岸漁場造成による栽培漁業の推進に力を注ぎ、漁協経営の安定化に努めています。
- エゾバカ貝は高値で取引される砂浜域での重要魚種で、平成7～8年には生産額1億円を超えていましたが、一時は休漁となるまで資源が急減しました。資源調査に基づく資源保全の取り組みの成果もあり、近年は出荷調整を実施し、価格維持に努めています。
- 水産基盤施設については、流通拠点である江差港(地方港湾)を中心に、泊・五勝手漁港(第1種漁港)で陸揚げされています。泊漁港の改良整備、江差港の漁船上架施設、製氷貯氷施設、冷蔵庫施設、荷捌施設も整備されました。
- 漁業協同組合については、平成7年に広域合併による「ひやま漁業協同組合」へ再編され、管内一丸となって経営健全化に努めています。

課題

- 漁業経営体数は昭和50年と比較すると45%減少しています。経営体階層では約7割が5t未満船であり、担い手の減少、経営規模の縮小による漁村の活力低下が危惧されています。
- 近年は海洋環境変化に伴う資源の減少や、他地区の豊漁による魚価下落や国連海洋法条約批准に伴うTAC(漁獲上限枠)が設定されるなど、厳しい営漁環境に置かれています。
- 従事者の高齢化が進んでいる現状において、次世代の担い手にとっても魅力ある前浜・磯根資源づくりとその利用策が課題となっています。
- 担い手の減少など活力低下が進むなか、ひやま漁協には、漁村振興の旗振り役として漁協の指導力強化も求められています。
- 港内全体の港湾機能の再編検討が重要な課題となっています。
- 活魚集荷による付加価値向上策や、観光との連携や地場消費拡大など、独自色を出した流通・販売体制も求められています。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 漁船漁業から浅海域での栽培漁業、資源管理型漁業への転換を図るため、磯根資源の増殖、養殖技術を確立します。
- ・ 若手漁業者等の担い手を育成します。
- ・ 地場産品(水産物)の付加価値化、ブランド化を推進します。
- ・ 住民や観光客に水産物や水産物加工品を提供できる場を創出します。

具体的な施策

漁業生産基盤の整備(漁場づくり)	・沿岸漁場の保全(バカガイ漁場) ・未利用漁場の有効活用(ヤリイカ産卵礁等の漁場整備)
栽培漁業の定着推進(資源づくり)	・サケ海中飼育の推進 ・アワビ栽培漁業の推進 ・エゾバフンウニ栽培漁業推進 ・マナマコ栽培漁業の推進
担い手の育成	・若手漁業者の人材育成につながる研修の推進
漁港の整備	・各漁港の維持補修 ・外来漁船受入体制の整備
漁業近代化施設の整備	・漁船漁業振興及び流通多角化の推進
広域的漁業生産基盤の確立	・広域サクラマス資源の増大
販売戦略の推進	・水産物の付加価値向上 ・地産地消の推進

4 商業

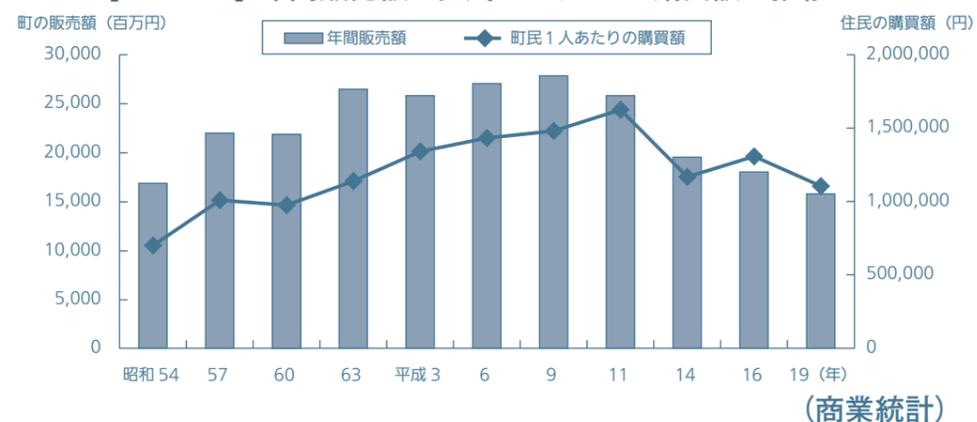
現状

- 平成19年の商業販売額は約157億円(商業統計)で、従業員数は748人です。小売業のウエイトが高く、販売額の約7割を小売業が占めています。
- 上町商店街は昭和50年代から道道整備事業と合わせて商店街の近代化事業に取り組み、管内ではいち早く、店舗の改造、カラー舗装、共同駐車場の整備など商店街の整備を街区ぐるみで進めてきました。下町地区は、平成9年からの歴まち事業の推進と連動し、歴まち商店街協同組合が設立され、近代化事業に取り組んできました。
- 地域雇用創造推進事業の一環として、平成22年に空き店舗を活用したアンテナショップをオープンし、地場製品の販売を行っています。

課題

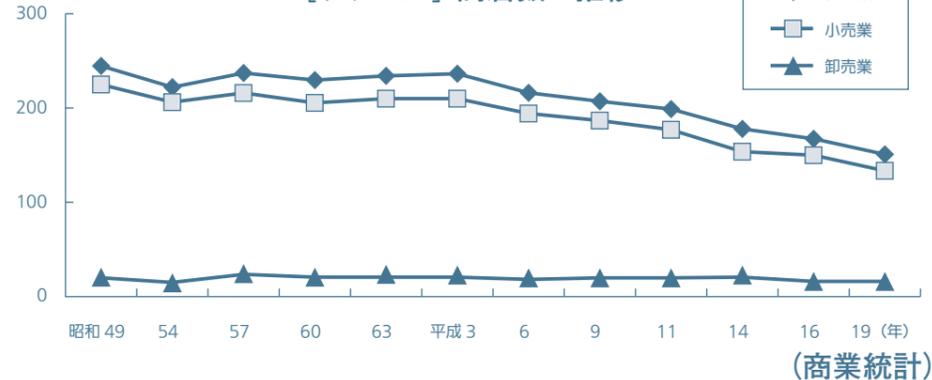
- 人口減少・高齢化に伴い消費が落ち込んでいるうえ、相次ぐ大型店舗の閉鎖により中心市街地の空洞化が進み、町全体の購買力が低下しています。

[グラフ23] 年間販売額と住民1人あたりの購買額の推移

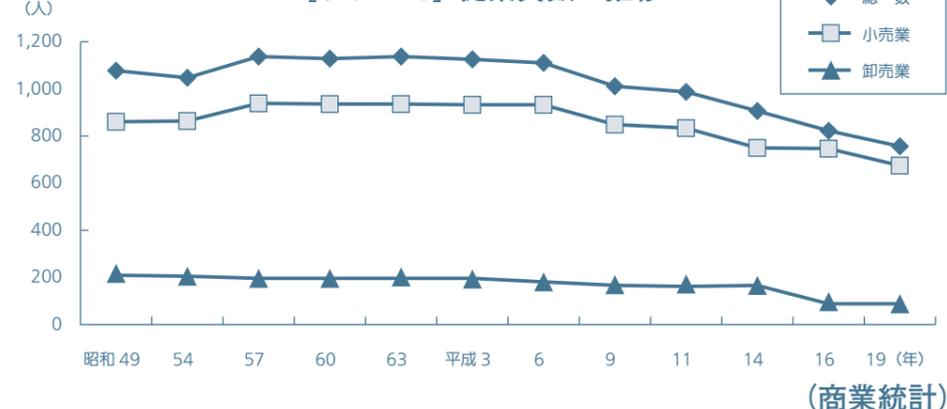


- 商店数は平成3年以降減少傾向が続いており、従業員数も減少し、担い手も不足しています。また、大型空き店舗の建物・跡地対策も大きな課題となっており、町のにぎわい再生のためには、市街地の活性化が重要な課題となっています。

[グラフ24] 商店数の推移



[グラフ25] 従業員数の推移



- 近隣型スーパーの撤退は、買い物の利便性が低下し、高齢者など交通弱者の買い物困難者の発生が懸念されています。
- 下町ゾーンと上町ゾーンによる2階建て構造により市街地を形成しているため、それぞれの市街地の特色を生かした活性化が重要な要素となっています。
- 地元の商店街として、地域資源活用型の商品開発や直販の場の拡大などが期待されています。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 空き店舗を増加させないために、商店街の魅力向上対策を進めます。
- ・ 商店街のにぎわいを再生し、空洞化を抑制します。
- ・ 商業者の担い手の育成を進めます。(新たな事業者、経営者が起業・開店しやすい条件づくりなど)
- ・ 農商工の連携を深めます。(地場製品のブランド化、連携による企画イベントなど)
- ・ 直販で地域の住民や観光客に地場製品を提供できる場をつくれます。
- ・ 買い物が困難な高齢者等への対策を進めます。

具体的な施策

- | | |
|-------------|---|
| 快適な買い物環境の整備 | ・ 買い物しやすい環境づくり(景観形成、花いっぱい運動、バリアフリー対策等)の推進 |
| 商店街活性化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の魅力を高めるための取り組みの推進(商店街のリフレッシュ、個店の魅力向上対策) ・ 空き店舗対策の推進 ・ 空洞化が進む中心市街地及び商店街の活性化 ・ 江差商工会との連携による商業振興の取り組みの推進 ・ 官民連携による買い物の利便性向上対策の推進 ・ 住民が地元で買い物をする意識の向上 |
| 担い手の育成 | ・ サービスの質の向上に向けた人材育成等研修の推進 |

5 工業、企業誘致、雇用創出

現状

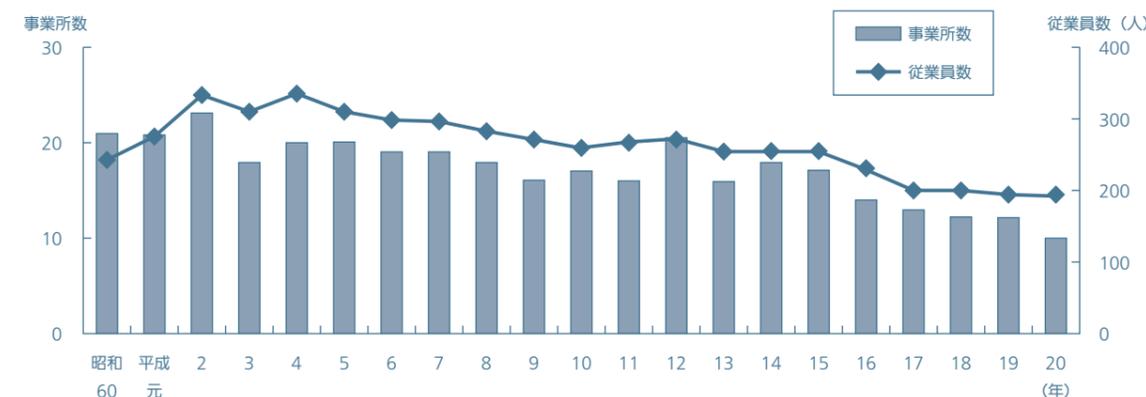
- 工業は平成20年工業統計によると、年間出荷額が約19億円で従業員数が188人です。事業所、従業員、出荷額ともに減少傾向にあります。

[表6] 製造業の内訳 (平成20年)

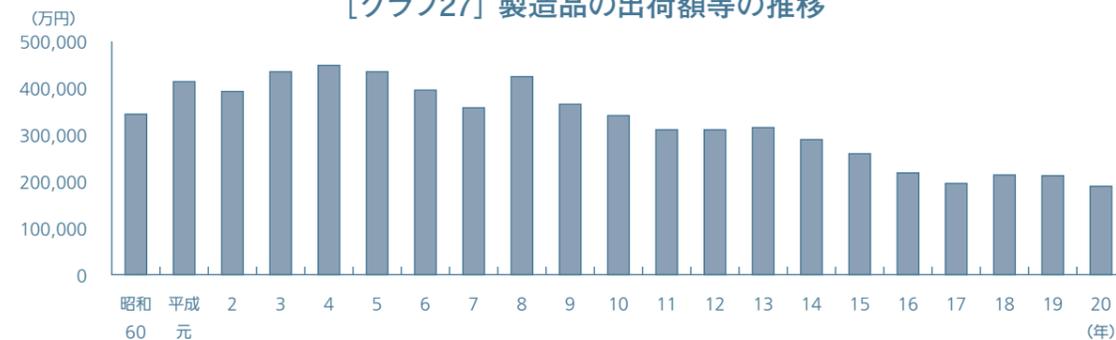
	総数	食料品製造業	衣服・その他繊維製品製造業	木材・木製品製造業	家具・装飾品製造業	出版・印刷・同関連産業	プラスチック製品製造業	窯業・土石製品製造業	金属製品製造業	電気機械器具製造業	その他製造業
事業所数	10	2	1	1	0	1	1	3	0	1	0
従業員数(人)	188	55	42	16	0	7	27	20	0	21	0

(工業統計調査)

[グラフ26] 事業所数・従業員数の推移



[グラフ27] 製造品の出荷額等の推移



(工業統計調査)

- 企業誘致については、地理的立地条件が不利であり、製造業等の企業立地もないため、製造分野が弱い構造となっています。
- 当町はこれまで商業中心に発展してきた経緯もあり、地場資源を活かした加工場がなく、地場資源の有効な活用が図られていませんでした。そのようななか、平成22年度から、厚生労働省の事業により、地場産業の振興を通して、地域資源を活用した特産品開発のための人材育成に取り組んでおり、雇用の創出をめざしています。
- 雇用情勢については、非常に厳しい状況となっており、特に、公共事業費削減に伴う建設業の倒産、廃業が近年続発し、多数の失業者が発生している状況にあります。

課題

- 従業員1人あたり出荷額は1,011万円で、管内平均の1,176万円を下回り、全道平均の3,188万円も大きく下回っています。
- 農水産業の付加価値化を図る加工施設等の地場特産品加工の育成が急務であり、研究機関などを活用し展開していく必要性もあります。
- 雇用力のある大規模な工場誘致が難しい現状では、地域固有の資源である農水産物の付加価値を高める産業振興を進める必要があります。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 農水産物などの地域資源を地域産業の資源として積極的に活用できる条件整備を図ります。また、江差町で起業する人が定着できるよう支援します。
- ・ 若者などが地域で働くことができるために雇用環境の充実を図ります。
- ・ 歴史や文化など目に見えない地域の要素も大切にし、特産品や「江差ブランド」を産み出します。
- ・ 雇用に関連した情報提供などを推進します。
- ・ 農商工の連携を深めます。(事業者間の連携、ネットワーク化の推進など)

具体的な施策

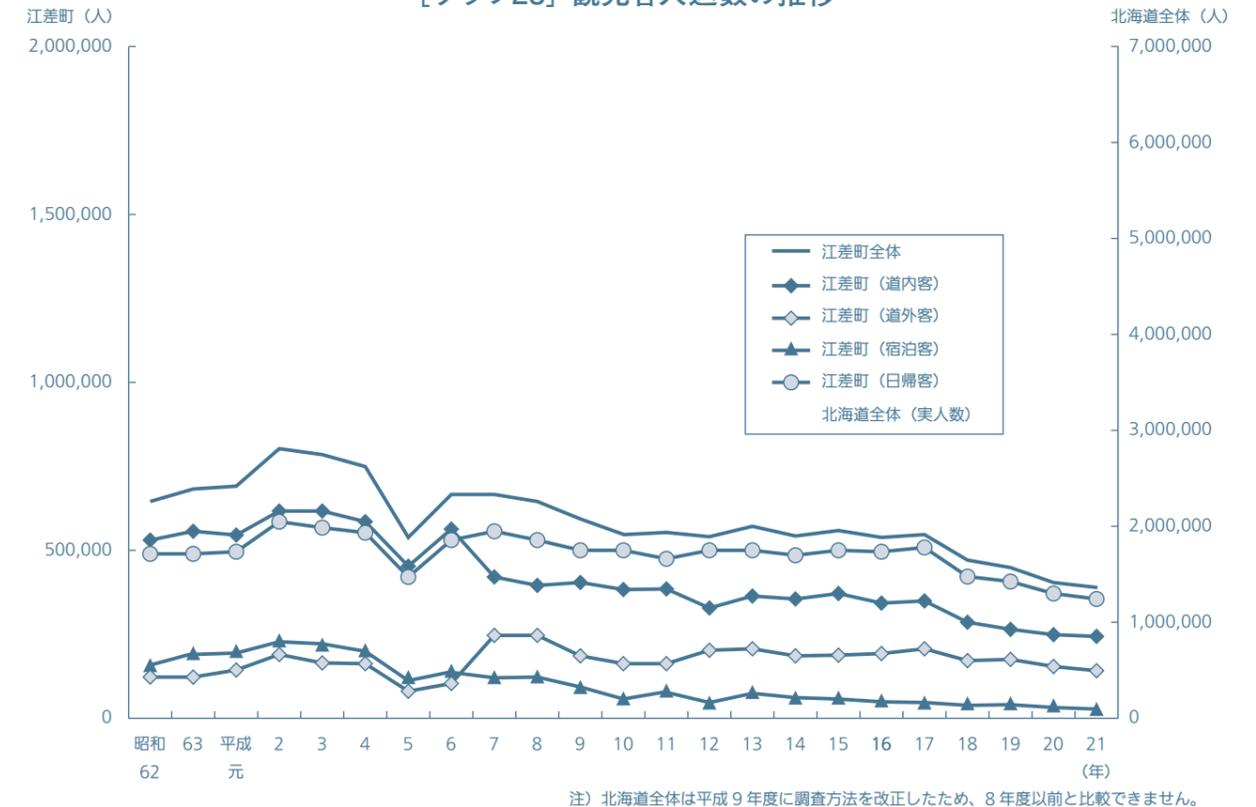
- | | |
|------------------|--|
| 地場資源を活用した産業振興の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能技術訓練の多様化、時代のニーズに沿った技能者の養成(人材開発センターの活用) ・ 工業技術指導センターや食品加工研究センター等の研究機関の利活用 ・ 新たな地場産業の創出に向けた情報収集 ・ 特産品の開発や地場産品のブランド化の取り組み、販路の拡大 ・ 農水産物などの地域資源を活用した加工・流通・保存施設の整備などへの支援 ・ 農水産物などの地域資源を使った特産品づくり(地場で加工できる場所の確保) ・ 商店、宿泊施設などでの地場産品の積極的な販売 |
| 起業の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新事業に取り組む事業者への支援(情報提供等のサポート) |
| 産学官連携の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学、工業試験センター、行政等の連携によるネットワーク化の推進 ・ 企業情報の共有、情報交換による産業支援体制の強化 ・ 産学官連携による地場産品を活用した高付加価値商品の創出 ・ 異業種相互で意見交換する機会づくり(交流の場づくりの支援) |

6 観光

現状

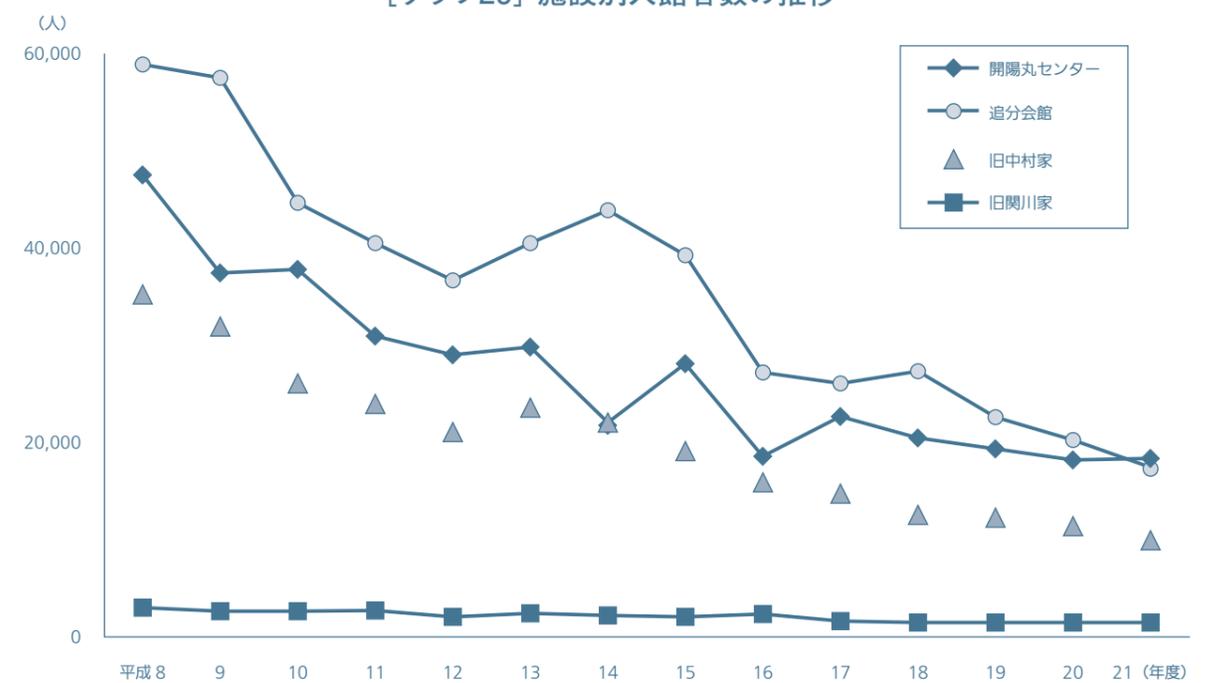
- 当町には江差追分をはじめ、数多くの国及び道指定の有形無形文化財、青少年研修施設開陽丸等の観光資源があり、「江差追分と観光の町」として定着しています。
- 夏には370有余年前から行われている、北海道最古の祭りといわれる「姥神大神宮渡御祭」が開催され、武者人形、能楽人形、文楽人形、歌舞伎人形などを配した豪華な13台の山車が祇園祭囃子の調べによって町内を練り歩きます。
- 江差追分については、平成2年度の世界追分祭開催を皮切りに外国や国内公演を通じてその普及に努め、「追分のまち」を広く発信しています。普及活動の集大成ともいえる江差追分全国大会をはじめ、江差追分熟年全国大会、江差追分少年全国大会も開催されています。
- 歴史的資源については、青少年研修施設「開陽丸」の復元をはじめ、道の前長期総合計画の戦略プロジェクトのひとつである「歴史を生かしたまちづくり事業」を通じて、骨格となる歴史的街並みを再形成しました。
- 歴まち街道拠点整備の一貫として、道内に唯一現存する道文化財「旧檜山爾志郡役所」を復元したほか、平成22年4月には「江差山車会館」がオープンし、観光客増加が期待されています。
- 広域的には、平成22年に、はこだて観光圏として道南地域18市町による広域観光圏での取り組みも開始され、地域連携の下、観光客誘致対策を積極的に進めていくこととなっています。
- 開陽丸の復元船については、甲板部分等が老朽化し、危険な状態でありましたが、平成22年度に耐久性の高い素材を活用し改修工事を実施しました。
- 観光客の入込数は平成2年の80万6千人をピークに、平成20年度は40万4千人まで落ち込んでおり、時期も4～9月に集中し、多くが日帰り客であるという従来同様の「春夏通過型」から脱却していません。各観光施設の入館者等についても減少傾向にあり、当町の観光産業は非常に厳しい状況にあります。
- 宿泊施設については、平成21年にかもめ島入口に温泉宿泊施設がオープンしましたが、旅館タイプの宿泊施設は、経営不振から2館閉鎖になっています。年間の宿泊客数は、平成21年度は25,875人で、町内の宿泊収容可能人数は350人/日となっています。

[グラフ28] 観光客入込数の推移



(北海道、江差町調)

[グラフ29] 施設別入館者数の推移



(江差町調)

課題

- 宿泊施設はいずれも30～50人が定員で、修学旅行などの大型団体には対応できない状況であり、滞在型を促進していくための対応策が必要です。
- 近年の観光動向は、多人数から少人数へ、団体旅行から個人旅行へと変わりつつあり、今まで以上に個性的で、特色ある観光地づくりが必要になっています。そのため、既存の観光施設や宿泊施設についても、新たな観光スタイルに対応していくことが求められています。
- 江差追分全国大会は、平成24年には第50回を迎え、新たな歴史を刻みます。この節目の大会を契機に、先人の唄に込められた風土や暮らしの真髄を更に探求しながら、江差に生まれたこの追分文化を住民とともに大切に普及伝承していくことが必要です。
- 施設だけでなく、荒波立つ海、風景が美しい坂道、日本海とかもめ島と夕日のコントラストなどは町外者にとって非日常的であり、観光の価値を有しています。隠れた観光資源の掘り出しと共に、町内に点在する可能資源をつなぎ、楽しんでもらえるソフト事業を、官・民連携で推進していくことが必要です。
- 観光ボランティアガイドの養成、お土産品の開発、江差産の食材を使った観光客に喜ばれる地場料理の提供、観光客に対する接遇の徹底、ホスピタリティ精神の発揮など、観光地としての基本的な受入体制の整備も継続して進めることが必要です。
- 函館、大沼を中心とした道南圏の観光客を江差に呼び込むには、松前町や上ノ国町と連携した取り組みが必要で、地域の特色を出した体験型観光、歴史スポットの拡大などが必要です。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 通過型、日帰り観光から宿泊を伴う観光、体験型観光、少人数型観光への転換を図ります。
- ・ 姥神大神宮渡御祭や江差追分全国大会における宿泊不足への対策を図ります。
- ・ 食が楽しめる観光を推進します。
- ・ 江差町固有の観光資源の磨き上げによる観光メニューや体験型の観光メニューをつくります。(歴史・文化的遺産、江差追分等の活用など)
- ・ もてなしの心が伝わる環境づくり、サービスの向上を図ります。
- ・ かもめ島をはじめ点在する観光ポイントをつなぎ魅力向上を図ります。
- ・ 増加する外国人観光客に対応した環境整備を進めます。
- ・ 周辺自治体と連携し、広域的な観光振興を図ります。

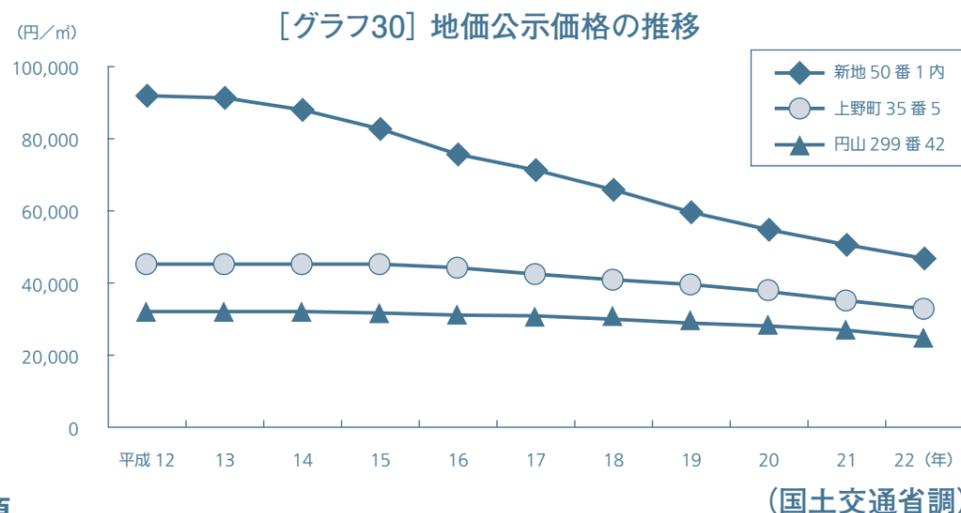
具体的な施策

新たな観光要素の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 町外者が魅力や関心を抱く観光要素の発掘・ ご当地グルメ、郷土食のメニュー化・ 体験型観光の推進・ 観光客への土産品の開発と販売推進・ (財)民間都市開発推進機構(MINTO)の資金活用による開陽丸ファンドの活用(開陽丸管理棟での特産品等販売場所整備、上町、下町の交流の促進など)による集客力の向上
観光イベントの充実	<ul style="list-style-type: none">・ イベント時の宿泊所や飲食店、スケジュール等の相談体制の充実・ 更なる活性化に向けたイベントの充実、見直し
観光施設の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 観光案内看板等の整備・ 外国人観光客に対応した環境整備・ 道の駅の活用、充実・ 開陽丸、かもめ島を一体とした港エリア環境整備
滞在時間を延ばす観光ルートの開発	<ul style="list-style-type: none">・ 街中フットパスコースの開発・ かもめ島フットパスコース整備による周遊マップの作成・ 風景を楽しんでもらえる場の充実(休憩場の設置など)
もてなしの心の向上	<ul style="list-style-type: none">・ 観光に関する情報の充実(ホームページ、広報媒体の充実)・ 観光ボランティアガイドの養成・ 住民それぞれの立場でのもてなしの意識の向上
広域的な連携による観光の振興	<ul style="list-style-type: none">・ 新幹線新函館駅開業に向けた観光客誘致対策の推進・ 江差、上ノ国、松前の3町と渡島半島南西広域観光ルートの開発・ 共同キャンペーン等の広域連携による観光客誘導・ インターネットを使った新しいPR・ はこだて観光圏整備推進協議会との連携による観光客誘致対策の推進・ どうなん・追分シーニックバイウェイの認定による広域連携の促進(シーニックバイウェイ北海道)

7 土地利用

現状

- 平成22年に実施した実態調査によると、空き店舗は約70店舗あり、そのうち半数は貸す意向があるものの、半数は老朽化、住居として利用中、トラブル回避など理由に貸す意向がないと回答しています。



課題

- 過疎化や店舗の郊外移転などにより、市街地に空店舗や空き家、空き地が増加しています。市街地の土地や施設を活かし、活性化を図っていくために、市街地を中心に、都市基盤を活用した内部充実型のまちづくりを基本とし、農林水産業との健全な調和を図りながら豊かな自然環境や景観の保全に努める必要があります。
- 郊外では特に少子高齢化の進行が著しく、戸数の少ない集落では存続が危惧されています。

[表7] 小規模集落の状況(平成21年度末)

地区	戸数	地区	戸数	地区	戸数
椴川	31	伏木戸	139	小黒部	81
大潤	33	柳崎	187	朝日	41
泊	73	水堀	216	鯨川	52
尾山	79	越前	48	五厘沢	16
田沢	84	中網	25		

(住民基本台帳)

[表8] 土地の種目別面積(平成21年度 / ha)

総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
109.6	9.9	4.9	2.0	0.0	0.2	61.5	2.4	14.6	1.1	13.0

(檜山支庁地域振興部地域政策課調)

課題解決に向けた基本方針

- ・都市計画区域内の土地利用については、これまで整備してきた都市基盤の活用を基本とします。
- ・農林水産業との調和を図り、豊かな自然環境、景観の保全に努めた土地利用を推進します。
- ・公共施設のうち、低利用公共施設については施設廃止、解体撤去などを進めます。
- ・国、道、町などの公共空き地や民間空き地の実態を把握し、空き地対策を進めます。
- ・市街地については、土地の高度利用をめざすとともに、利便性を活かした住環境づくりと商業エリアの再生をともに推進します。
- ・郊外の集落については、集落の維持、再生につながる土地利用を進めます。

具体的な施策

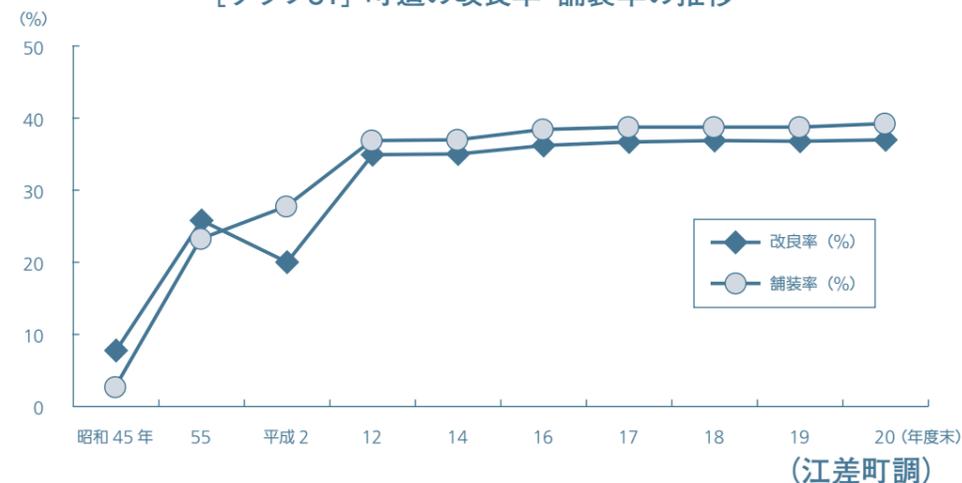
全体的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地地区と農村、森林地域の効果的な土地利用方策の検討 ・遊休地の活用に関する総合的な検討
市街地における土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地における公共施設等の跡地や民間を含めた空き地利用 ・上町ゾーン、下町ゾーンの明確化(上町は住み良さ機能の充実、下町は観光客との調和重視) ・商業エリアの再生につながる取り組み(小規模企業活性化対策の推進、支援策の検討) ・愛宕ゾーンの充実(商店街の利便性の向上) ・空き店舗の解消に向けた取り組み(異業種からの進出支援) ・市街地活性化に向けた空き家、空き店舗の利用促進のしくみづくり
集落における土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・旧朝日小学校跡地、旧日明小学校跡地の利活用策の検討
観光を促進するための土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・かもめ島周辺ゾーンに国道から観光客を誘致する土地利用の推進(みなとオアシス事業、南埠頭の再利用計画と連携した「港の賑わい」づくりの推進)

8 道路、河川

現状

- 高規格幹線道路については、当町まで整備が予定されている函館・江差自動車道のうち、北斗中央IC～北斗富川ICについては供用開始しましたが、木古内～江差間の早期事業区間化が望まれています。
- 国道については227号・228号・229号が通っており、全線が舗装改良済みです。
- 道道については4路線が通っており、全線舗装改良済みです。現在、小黒部鹹川線の拡幅改良工事(越前地区、中網地区)が進められています。
- 町道は286路線(実延長168.6km)あります。ほ場内に未舗装の町道が多く、舗装延長65.8km、舗装率が39.0%と管内平均の51.6%を下回っています。
- 農林道は、耕地1haあたりの農道延長は5.6m、平成19年度末の林内道路密度は林野1haあたり10.5mとなっています。

[グラフ31] 町道の改良率・舗装率の推移



[表9] 道路整備の状況(平成21年4月1日現在)

区分	道路延長(km)	改良済		舗装済	
		改良(km)	改良率	延長(km)	舗装率
国道	16.0	16.0	100.0%	16.0	100.0%
道道	14.2	14.2	100.0%	14.2	100.0%
町道	168.6	62.3	62.3%	65.8	39.0%
合計	198.8	92.5	46.5%	96.0	48.3%

(道路施設現況調査)

二級河川

河川名
1 厚沢部川
2 田沢川
3 鹹川

普通河川

河川名	河川名
1 椴川	7 泊川
2 古櫃川	8 真狩川
3 五勝手川	9 田沢川
4 陣屋川	10 小黒部川
5 茂尻川	11 鹹川
6 豊部内川	12 五厘沢川

課題

- 道路の多くは海岸沿いに整備されているため、海岸部の越波対策や急カーブによる視界改良の必要な箇所があります。
- 小黒部鹹川線の未施行区間の継続施工を促進する必要があります。
- 改良舗装が必要な路線が多く、特に市街地は住民生活に大きく関わるだけに、計画的な改良整備や維持補修を図る必要があります。
- 国道整備後、町道移管となった陣屋椴川線は、沿線に集落があり生活路線(バス路線)でもあるため、国道被災時における代替道路もふまえて道道昇格による整備が望まれています。
- 町道基栄橋線は、二級河川厚沢部川の河川改修工事に伴い、架替工事の必要性が急務です。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 高規格道路、国道、道道の整備促進のために関係機関に要望を継続します。
- ・ 町道の整備、維持管理により、現状の水準の確保を図ります。
- ・ 橋梁の長寿命化を進めます。

具体的な施策

高規格幹線道路の整備促進	・ 木古内～江差間の高規格自動車専用道の早期事業区間化の促進
国道の整備促進	・ 国道228号、椴川～柏町間の歩道整備 ・ 南浜地区の越波対策の促進
道道の整備促進	・ 小黒部鹹川線改良工事の事業促進 ・ 陣屋椴川線の道道昇格事業化の促進
町道の整備	・ 市街地道路の改良 ・ 市街地道路のバリアフリー化 ・ 町道の維持補修 ・ 町道橋の基栄橋の架替 ・ 橋梁の点検、補修
河川の改修	・ 河川改修の推進(二級河川厚沢部川・田沢川、町管理の普通河川など)

9 港湾

現状

- 江差港は昭和28年に地方港湾に指定され、日本海で展開されるイカ、スケトウダラ漁等の水産物の水揚げ基地として、また離島奥尻島と結ぶ海上交通基地として、さらには管内から移出される港湾・漁港建設資材の供給に貢献する内貿基地として重要な役割を果たしてきました。
- 平成元年には海洋レジャー・スポーツの拠点として公共マリーナが整備され、国体ヨット大会が開催されました。また、当港内に沈んだ旧幕府の軍艦「開陽丸」を資料館として復元整備しているほか、当港を構築している天然の防波堤「道立自然公園かもめ島」には海上遊歩道等を整備しています。さらに、平成18年には新北埠頭を整備しました。
- 近年の長引く経済不況によって、沿岸海洋開発工事や港湾整備工事等の公共工事が著しく減少し、民間工事についても同様に減少しており、江差港の主要取扱貨物である石材内貿の取扱量が減少し、関連業者の倒産が相次ぐなど厳しい状況が続いています。
- 離島奥尻島との連絡基地としての利用についても、ニーズの変化や観光旅行の少人数化等によって、フェリー利用数が減少しています。

[表10] 江差港の利用状況の推移

	入港船舶		船舶乗降人数		海上出入貨物			
	隻数 (隻)	総トン数 (t)	乗込 (人)	上陸 (人)	一般貨物		自動車	
					移出(t)	移入(t)	移出(台)	移入(台)
平成14年	11,139	1,571,317	36,302	35,734	344,508	234,083	8,182	7,445
平成16年	4,642	1,607,482	35,103	34,749	340,672	197,617	7,345	6,577
平成18年	5,735	1,529,485	34,045	36,304	307,133	218,313	7,648	6,993
平成20年	4,756	1,482,939	30,734	30,253	250,765	181,065	6,608	6,164
平成21年	4,034	1,414,151	27,982	28,362	224,623	177,314	6,191	5,777

(港湾統計)

課題

- 南埠頭における水産物等貨物(物流)と生活・観光(人流)の混在に対応する、機能的な港湾再編整備について検討が必要です。
- 江差港は漁業基地と公共マリーナの双方を有する港となりますが、輻輳する機能の中で種々の問題点が生じ、港湾機能の再編や、漁港区の狭隘化、施設の老朽化などの水産基盤施設整備が必要となってきています。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 船溜岸壁上屋の改修を進めます。
- ・ 漁業基地と公共マリーナの機能を整理し、港湾機能の再編を図ります。
- ・ 漁港区の狭隘化、施設の老朽化などの水産基盤施設を整備します。
- ・ レジャー・スポーツの拠点としての環境を整備します。

具体的な施策

港湾の整備

- ・ 漁港区の整備
- ・ 南埠頭の再編利用計画の検討
- ・ 北埠頭フェリー岸壁防舷材の改修
- ・ マリーナ環境の整備



10 公共交通機関、情報通信

現状

(公共交通機関)

- JR江差線は昭和11年に全面開通して以来、道南中心都市函館と結ぶ中核交通機関として機能してきましたが、年々利用者が減少しています。北海道新幹線の新函館駅開業による新たな観光客増加が期待されています。
- 江差八雲間の通年バス運行は、札幌圏へ接続する際の時間短縮の手段として有効ですが、利用者の減少が続き、赤字経営を余儀なくされています。生活維持路線バス対策として、バス運行に対する助成を実施しています。
- 南西沖地震の早期復興に重要な役割を果たしたフェリー航路は平成12年4月に重要な生活航路として海上運送法の「指定区間」として告示され、奥尻島民の生活や地域経済に大きく貢献する交通手段として法的な裏付けがなされました。しかし、乗客減少により、平成21年秋より運行時間の変更と減船となり、奥尻へのアクセスが以前よりも、利便性が減少しています。
- バスの不採算路線の廃止が進むなか、地域交通の確保対策として、乗合タクシーについての取り組みを平成21年度から開始しています。

(情報通信)

- 後背地を山で囲まれている地形上、ラジオ・テレビとも難視聴地域も多く、中継局の設置により、その解消に努めてきました。
- 平成23年度から全面開始される地上デジタル放送対策について、中継局等の整備を進め、難視聴区域の解消に努めています。

課題

(公共交通機関)

- 新幹線開業後の在来平行線(函館駅から新函館駅間)の経営分離問題があり、JR江差線の江差駅から木古内駅間の路線については、今後も公共交通手段の維持確保ができるよう、情報収集等について留意が必要です。
- 江差八雲間の通年バス運行について、今後も一層のサービス向上と時間短縮による利用増を図る必要があります。
- フェリー航路について、港湾のフェリー埠頭施設の機能維持と時代に対応した施設整備が求められています。
- 離島航路の維持整備対策の推進、事業者と関係町(江差町、奥尻町、せたな町)と北海道等の連携によるフェリーの利用促進、観光客集客支援策の実施が重要です。
- 地域の交通弱者がより利用しやすい移動手段や運営体制を検討していく必要があります。
- 半島地域であるため、交通手段の確保は、地域の重要な課題です。

(情報通信)

- 北部一部地域などで大容量情報通信に対応できない地区があり、その対策を検討していく必要があります。
- 情報通信技術が日常生活と深く関わっている今日、情報通信技術を使える人と使えない人との間で情報や利便性に差が生じることとなります。情報通信技術を使いこなす知識や技術を普及していくことも必要です。

課題解決に向けた基本方針

(公共交通機関)

- ・公共交通手段の確保について総合的に進めます。
- ・高齢化に伴う交通弱者対策に向けた取り組みを進めます。
- ・地域公共交通会議の活用による交通対策の課題解決に向けた検討を進めます。

(情報通信)

- ・大容量情報通信社会への対応を進め、地域間情報格差の解消を図ります。
- ・情報通信技術を使いこなせる技術を普及させます。

具体的な施策

鉄道の利用促進	・北海道新幹線(新青森～函館間)の早期建設の促進 ・新幹線開業後のJR江差線の動向に関する情報収集
生活バス路線の確保	・路線バスの利用促進
フェリーの利用促進	・奥尻離島航路の維持整備対策の推進 ・関係機関による利用促進活動の実施
交通弱者対策に向けた取り組み	・スクールバスの活用の検討 ・路線バス廃止地区の代替交通手段の確保対策の実施 ・交通弱者のための移動手段の確保・運営体制についての検討
情報通信基盤の整備、活用	・光回線、デジタル無線に対応した環境整備 ・情報通信技術を利用するための知識、技術の普及(啓発活動)



11 景観

現状

- 当町には、青い海や緑に囲まれた丘陵地、2段丘の景観、かもめ島に沈む美しい夕日などの自然景観があります。また、海の町と思われがちなか、のどかな田園風景や自生北限地であるヒバの風景などもあります。
- 町内には、歴史を感じる建物景観など、江差ならではの街並み景観があります。特に、歴史を生かす街並み整備モデル地区には、建物修景・案内板・電線地中化・下水道・公園整備などともに、いにしえ街道としての街なみが形成されています。

課題

- 歴史を生かす街並み整備モデル地区も含め、中心市街地に空き店舗が増えており、市街地の景観が損なわれつつあります。
- 住民が愛着や安らぎを感じる景観、まちを訪れる人々に江差らしさを感じてもらえる景観などを創り保全していくことが必要です。
- 道路の法面、急傾斜地の斜面など、景観的な配慮がされていない箇所があります。
- 市街地入り口となる国道沿線の景観対策などより一層の具体的な検討が必要です。
- 市街地では緑地の不足、景観を損ねる看板や広告、ごみの散乱や雑草の放置などが見られます。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 景観に対する意識を再認識し、景観を生かした地域の活性化を図ります。
- ・ 自然環境や風景から生まれた景観の保全、向上を進めます。
- ・ 江差の歴史や街並みが生み出す景観によるまちづくりを進めます。
- ・ まち歩きや買い物が楽しめる通りづくり、既存の景観に新たな要素を加えた魅力の向上など、歴史的景観ゾーンの魅力の向上を図ります。
- ・ 道路法面、急傾斜地の法面などに対する植栽活動により、景観形成への取り組みを進めます。
- ・ 沿道の景観保全や自然景観の保全に向けた住民活動を促進します。

具体的な施策

歴史的景観の保全	・ 江差らしい歴史景観ゾーンの整備（民間活力を期待した歴まちの空き地の活用策の検討）
住宅景観の保全	・ 良質な住環境及び住宅景観の確保 ・ 景観に配慮した公共建築物や公共住宅などの整備
自然景観の保全	・ 海・山麓・丘陵地・田畑などの豊かな自然景観の保全 ・ 「江差百選」*に寄せられた多くの「ふるさと原風景」の保全
景観阻害の改善	・ 景観を損ねる屋外広告物への対策の推進（「北海道景観条例」を遵守し、規制や規格の統一など） ・ 利用されず放置されたストック（施設）による景観悪化と地域の安全性の改善
景観の向上	・ 景観に関する住民のモラルと意識の高揚（町内会組織、協働のまちづくりボランティア団体「草刈隊」との連携など） ・ まちの景観について検討する組織づくり ・ 雑草の放置やごみの散乱などの改善 ・ 花いっぱい活動の推進（町内会やボランティア活動との連携による推進） ・ フラワーマスター養成に関する取り組みの推進 ・ 農村地区での景観作物等による景観づくり



*（「江差百選」）平成12年7月1日に町制施行100周年を迎えたことを記念して、未来に引き継ぐ江差の百選を募集しました。江差には、豊かな自然、悠久の時を伝える歴史的遺産、先人達が育ててきた文化や生活などが数多くあります。それら江差の財産とも言うべきものを皆さんから募集したところ909通、267件の応募があり、その中から選考委員会において「百選」が選ばれました。代表的なものは、かもめ島、砂坂海岸林、夕日などがあります。

12 住宅、宅地

現状

- 持家と借家を比較すると、全国平均に比べ借家の割合が多く、公営借家・民間社宅の割合が高い状況です。
- 町営住宅は393戸を有しています。耐用年数を経過した住宅が179戸あり、全体管理戸数の45%を占めています。当町は、高齢者単独世帯が全道平均に比して高い世帯構成となっており、町営住宅入居者も高齢者及び高齢者夫婦世帯が5割を占めています。このようななか、高齢化対策と福祉対策とを連動させたシルバーハウジング47戸(内シルバー対応が15戸)が平成13年度から中心市街地地域で供用されています。
- 町営住宅のほかに、道営住宅が3団地123戸整備されており、このうち1団地30戸については、平成23年度から、町営住宅として管理していくこととしています。
- 移住促進対策、2地域居住対策として、空き家を有効に活用するための情報収集を行っています。

[表11] 町営住宅の状況(平成21年度末)

区分	棟数・戸数	一般民有林
水堀町第1団地	4棟14戸	昭和33年～43年
水堀町第2団地	4棟 8戸	昭和50年
泊町団地	1棟 4戸	昭和44年
新栄町団地	-	昭和31年 ※平成21年度解体撤去
新豊川団地	3棟12戸	平成12年～15年
中歌町団地	1棟12戸	昭和57年
本町団地	-	昭和32年～33年 ※平成21年度解体撤去
円山第2団地	4棟16戸	昭和39年
円山第3団地	7棟26戸	昭和38・44年
円山第4団地	3棟27戸	平成16年～20年
南浜町第1団地	9棟18戸	昭和40年
南浜町第2団地	6棟24戸	昭和41年～43年
柏町団地	19棟69戸	昭和45年～48年
南が丘第1団地	8棟32戸	昭和51年～53年
南が丘第2団地	11棟47戸	昭和54年～59年
南が丘第3団地	3棟12戸	昭和61年～62年
陣屋町団地	5棟72戸	平成3年～4年、平成8年～11年
合計	88棟393戸	

課題

- 少子・高齢化に対応した住宅や、省エネ・耐震性などの環境や安全に配慮した住宅環境が求められています。
- 空き地や空き家が増えており、市街地内の宅地開発については、供給過剰な状況となっています。
- 町営賃貸住宅については、耐用年数の半分を経過した住宅も91戸あり、合計で全体管理戸数の68%を占める状況となっています。また、下水道接続区域内で未接続の町営住宅が47戸あるとともに、浴室や駐車場スペースなど居住水準が確保されていない住宅も多くあります。今後は、公営住宅の計画的な維持管理を行い、長寿命化対策を図る必要があります。さらに、高齢者世帯に配慮した建物構造や緊急連絡システムなど生活支援をふまえた改修、整備が必要です。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 人口の動向や少子高齢化の推移を見込んだ公営住宅全体の戸数を管理し、計画的に更新します。
- ・ 公営住宅の耐震化、長寿命化、省エネルギー化を図ります。
- ・ 若者(子育て世代)が定住するための住環境を整備します。
- ・ バリアフリー対応など高齢化に対応した既存住宅の改修を進めます。
- ・ 移住を促進することができる居住環境づくり、居住情報の提供を進めます。
- ・ 空き家の解消の取り組みを推進します。

具体的な施策

住民ニーズに対応した住宅環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子・高齢化に対応した住宅環境の整備 ・ 省エネルギーや耐震性に配慮した住宅環境の整備 ・ 江差町耐震化改修促進計画に基づく住宅の耐震化の促進
空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家・空き地(町有地)の活用方法の検討
町営賃貸住宅の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した住宅の建替えや戸数の管理(耐用年数の経過した住宅の建替や用途廃止、老朽住宅の解体撤去) ・ 住宅の適正な維持修繕と居住水準の向上 ・ 少子・高齢化に対応した住宅の整備 ・ 既存公営住宅の長寿命化
その他の公共賃貸住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町営住宅と連動した戸数管理(良質な住宅環境の整備)

13 水道、下水道

現状

(水道)

- 当町は、上下水道と一部地域(小黒部地区)は厚沢部町による簡易水道により、水道の供給を実施しています。
- 平成21年度末現在、行政区域内人口9,209人に対して給水人口9,201人で、水道普及率は99.9%となっています。

[表12] 水道の普及状況(平成21年度末)

給水人口(人)			未給水人口	給水能力(m ³)			
上水道	簡易水道 (小黒部地区)	計		上水道	簡易水道	専用水道	計
9,006	195	9,201	8	6,900	—	—	6,900

(下水道)

- 平成15年3月末より公共下水道の利用が始まりました。終末処理場については、上ノ国町との共同処理施設(両町による管理運営方式)を利用しています。
- 市街地では平成6年度から工事をはじめていますが、平成22年1月現在、49.2%の加入率となっています。
- 管渠の新設工事については、平成22年度以降休止しています。
- 北部地区については具体的計画はたっていないが、道立江差病院や各種事業所等の立地が進み、新たな市街地が形成されつつあります。
- 公共下水道計画区域外については、個別浄化槽設置等の検討が必要です。

[表13] 地域別の下水道の接続戸数と接続率の推移

地域	区域内建物戸数(戸)							接続戸数(戸)							接続率(%)
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
中歌町	35	76	76	76	86	86	86	26	38	43	45	49	49	50	58.1
姥神町	52	74	79	79	82	83	83	32	53	56	60	66	67	67	80.7
津花町	75	91	91	91	91	91	91	24	30	34	36	36	38	38	41.8
橋本町	54	82	82	82	82	82	82	17	28	33	41	44	44	46	56.1
上野町	81	81	81	81	81	81	81	29	36	37	39	39	39	40	49.4
本町	86	99	107	107	107	107	107	18	27	41	44	46	48	49	45.8
新地町	44	82	85	85	85	85	85	10	17	28	28	30	31	31	36.5
茂尻町	207	217	217	217	217	218	218	64	81	97	102	106	109	109	50.0
陣屋町	42	42	44	122	122	209	225	10	12	18	39	40	44	123	54.7
海岸町	38	38	38	38	38	38	38	13	13	13	13	13	13	13	34.2
南浜町	52	53	53	69	69	69	69	13	16	17	17	17	17	17	24.6
柏町	7	7	7	7	9	9	9	7	7	7	7	9	9	9	100.0
円山	0	21	57	88	95	238	238	0	11	27	58	75	112	161	67.6
緑丘	0	6	40	40	40	68	68	0	4	6	7	11	11	13	19.1
南が丘	0	0	0	49	130	198	236	0	0	0	4	33	54	78	33.1
合計	773	969	1,057	1,231	1,334	1,662	1,716	263	373	457	540	614	685	844	49.2

課題

(水道)

- 拡張事業に伴う多額の投資により、企業債償還金が年々増加しています。一方、老朽化した水道管の布設替えが課題となっています。安全な飲料水の安定供給を図るために、計画的な補修と合わせ、送・配水管の布設替も計画的に進める必要があります。

(下水道)

- 接続可能な区域の加入を促進し、安定した経営をめざすことが課題です。
- 終末処理場については、上ノ国町との共同処理施設であり、今後は、経年劣化による機械・電気設備の更新など施設整備が検討されるため、安定経営や将来推計をふまえ、両町において、計画的、効率的に進める必要があります。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 上下水道事業の経営健全化を図ります。
- ・ 上下水道施設の耐震化、長寿命化、更新を計画的に進め、維持管理体制を強化します。
- ・ 下水道の普及率の向上を図ります。

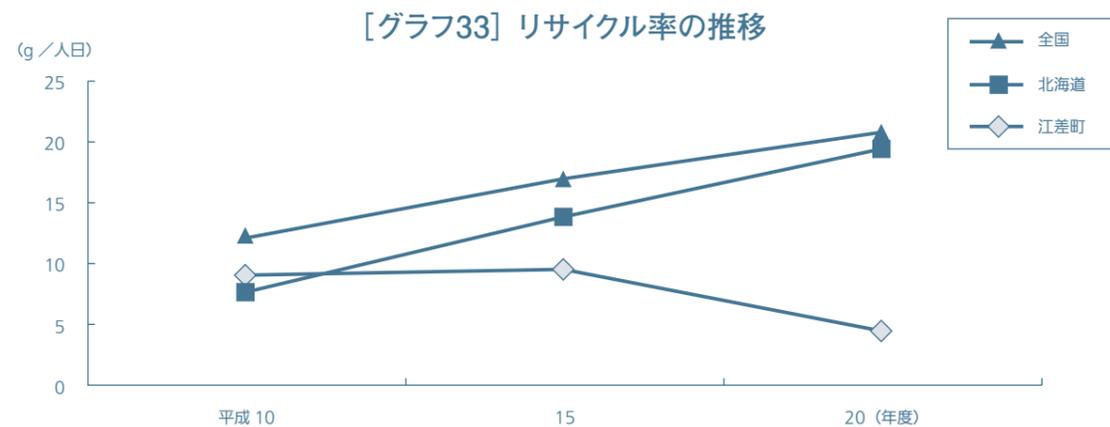
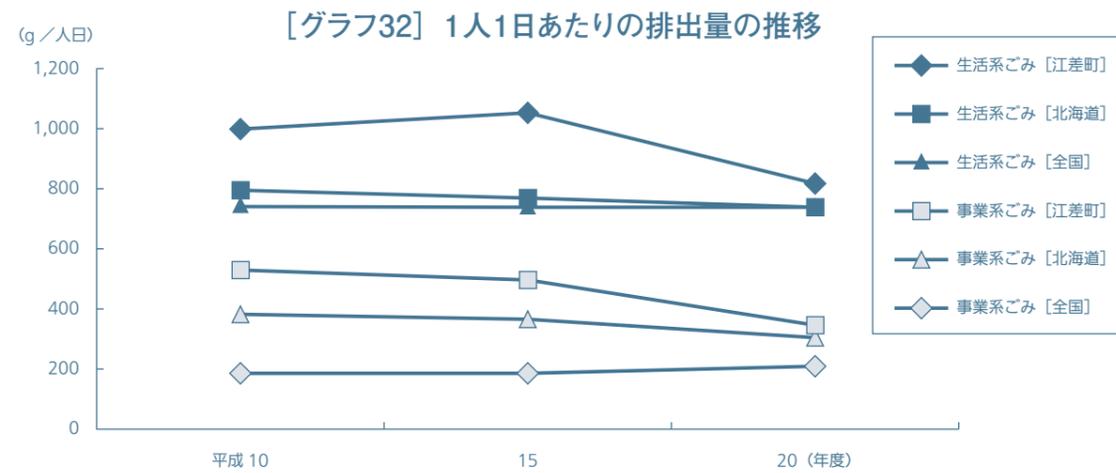
具体的な施策

水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の整備 ・ 老朽水道管の更新
下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未接続世帯の解消(戸別訪問の推進) ・ 経年劣化に伴うポンプ場、終末処理場などのオーバーホール(部品交換)の実施

14 ごみ・し尿処理、環境衛生

現状

- 一般廃棄物(ごみ)は、南部5町(江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区)で構成する南部檜山衛生処理組合によりごみ焼却施設を整備し、共同処理を行っています。分別収集を行い、不燃ごみの一部はリサイクルされています。
- し尿は、ごみと同様に南部檜山衛生処理組合において共同処理を行っています。平成21年度の処理状況は、し尿が7,333m³、浄化槽汚泥が1,870m³です。
- 産業廃棄物処理施設については、町内の処分場ですべてを受け入れできない状況となっています。
- 伝染病予防のための防疫対策とそ族昆虫駆除対策、狂犬病予防対策と動物の適正管理、有害鳥獣の駆除などを行っています。



(一般廃棄物処理実態調査)

課題

- リサイクル意識の高まりにより、町内会単位でリサイクル運動が行われるようになっていますが、生活系ごみの排出量は全国や北海道の平均と比べて多い状況です。住民からはペットボトル等の全町的な回収が求められており、リサイクル項目の拡大が必要です。
- し尿については、水洗化が進むにつれて処理量が大きく減少することが予想されており、施設の更新については、処理量予測を慎重に行い実施することが必要です。
- 産業廃棄物については、町内での受け入れについての課題があります。
- 環境保全対策については、今後も、住民生活の安全と安心を守るために関係機関との連携や地域住民の理解と協力を得ることが必要です。

課題解決に向けた基本方針

- ・ ごみ減少に向けた取り組みを進めます。
- ・ し尿の適切な処理を進めます。
- ・ 伝染病や害虫、有害鳥獣などから住民や住民生活を守る取り組みを進めます。

具体的な施策

- | | |
|------------------|---|
| ごみ処理の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルの普及に向けた啓発促進 ・ リサイクルの推進 (ペットボトルなどリサイクル項目の拡大) ・ ごみ減量化の取り組みの推進 ・ 分別意識の向上のための啓発の推進 ・ 南部檜山衛生処理組合による適正なごみ処理の推進 |
| し尿処理の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ し尿処理施設の老朽化対策の推進 ・ 南部檜山衛生処理組合によるし尿・浄化槽汚泥の適正処理 |
| 環境衛生対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫対策の推進 ・ そ族昆虫駆除対策の推進 ・ 狂犬病予防対策の推進と動物の適正管理 ・ 有害鳥獣の駆除 |

15 自然環境、環境保全

現状

(自然環境)

- 当町は、檜山道立自然公園の特別区域に指定されている「かもめ島」をはじめ、国道沿いに伸びる美しい海岸や緑豊かな山林など多くの自然環境を有しています。これらの自然環境を守るため、住民参加による植林活動などを行っています。
- 町内には飛砂を防ぐために先人の努力によって造成された砂坂海岸林があります。

(環境保全)

- 環境保全のため、海岸漂着物の除去の取り組みや不法投棄対策を実施しています。
- 大気・水質・土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭などの公害の防止についても、北海道と連携しながら推進しています。
- 風が年間を通して強いという、当町の自然特性を生かしたローカルエネルギー資源の活用を図るため、平成10年には五厘沢地区に民間企業が400kw級2基の風力発電施設を整備しました。その後、平成14年4月に元山地区で750kw級28基(21,000kw)の風力発電事業が第3セクター方式で事業化しました。さらに、平成20年から日本風力開発(株)により、2,000kw級10基の風車建設が水堀地区において実施され、平成23年には、売電開始となる見込みです。

課題

(自然環境)

- 先人の貴重な財産として、砂坂海岸林を保全し継承していくことが必要です。
- 柳崎地区でも飛砂防備林事業を進めるとともに、地域住民の協力を得ながら森林の保全や維持管理を行っていくことが必要です。
- 海岸線では漂着ごみや流木の蓄積、山林では不法投棄などが見られます。きれいな海や山を後世に引き継ぐためには、地域全体の協力を得ながら取り組む必要があります。

(環境保全)

- 風力発電のある町として、環境保全の取り組みを推進していく必要があります。
- 風力発電施設の立地場所が農業地域でもあるため、この事業をきっかけにし、農業振興策の新たな展開を図ることが必要です。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 自然環境の保全に向けた取り組みを進めます。
- ・ 環境保全に関する意識を高揚し、エコ活動を普及します。
- ・ 風力発電による環境保全の意識啓発、環境保全活動を促進します。

具体的な施策

自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none">・ 森林資源の保全・ 海岸漂着物等対策の推進(北海道グリーンニューディール基金活用し、クリーンアップ作戦と連動し、海岸清掃等の実施)・ 地域ぐるみで行う環境(自然)教育の推進、啓発・ 植林、育林活動への参加促進・ かもめ島、海岸線などの環境美化活動への参加
環境共生に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none">・ 環境保全に関するエコ活動の普及促進・ 風力発電所立地地区の振興策の推進(農業振興での活用など)



16 公園

現状

- 松の岱公園をはじめ、都市公園5か所のほか、道立自然公園かもめ島や砂坂海岸林(防砂林)があります。
- 「道立自然公園かもめ島」は、住民の憩いの場であり、観光客の多く訪れる場所となっています。屋外ステージのほか、島内を散策できる遊歩道、前浜公衆トイレなどが整備されています。

[表14] 都市公園等の状況

公園名	区分	面積	整備年次	備考
逆川公園	森林公園	40.0ha	昭和52年	管理棟・アスレチック
えぞだて公園	近隣公園	1.1ha	昭和53年	旧関川家
松の岱公園	風致公園	8.0ha	昭和46年	
茂尻児童公園	児童公園	0.2ha	昭和54年	
総合運動公園	運動公園	13.0ha	平成15年	テニスコート・野球場・多目的広場・サブグラウンド
かもめ島	道立自然公園	9.0ha	昭和53年	
九艘川公園	緑地公園	0.1ha	平成3年	

課題

- 松の岱公園や馬場山町民の森については、一定のシーズンを除いてはあまり利用度が高くない状況であり、比較的遠距離にあることや付帯の設備や環境が住民ニーズに応えるところまでになっていないなどの課題があります。
- かもめ島自然公園については、江差港が北海道で3番目に「みなとオアシス」の認定を受けたこともあり、江差港エリアと連動した賑わいのあるまちづくりが期待されています。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 公園や緑地の適切な維持管理に努めます。
- ・ 住民ニーズをふまえ、より使用しやすい公園づくりを進めます。

具体的な施策

公園の維持管理	<ul style="list-style-type: none">・ 遊具の安全性の維持、計画的な更新・ 道立自然公園かもめ島の環境保全につながる取り組みの推進・ 市街地の緑化推進・ 都市公園施設の利用促進対策の推進（運動公園、馬場山町民の森など）・ 公園の維持管理・環境美化活動への地域住民の参加促進
公園の利用促進	<ul style="list-style-type: none">・ 植樹、清掃等のイベントとの連携による利用促進



17 消防、救急、防災

現状

(消防)

- 当町は、檜山振興局管内7町で構成される檜山広域行政組合に所属しています。現在3か所で職員総数21人により消防業務を行っています。
- 災害などが発生した場合に迅速に周知するため、全町内的に26基の消防サイレン遠隔吹鳴装置を設置しています。
- 消防水利については、中歌・姥神地区における防火水槽の設置や老朽化した消火栓の更新を計画的に進めています。

[表15] 消防力の状況(平成21年度末)

署員数	消防団員	消 防 力			消防水利		救急車
		水槽付きポンプ車	普通消防ポンプ車	小型動力ポンプ	防火水槽	消火栓	
21	134	3	4	-	40	154	2

(救急)

- 救急活動の状況は年々増加の傾向にあります。高規格救急自動車の配置、救急救命士の配置など救急体制の強化に努めています。

[表16] 江差消防署の救急件数(平成21年)

合 計	内 訳									
	火災	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院転送	その他
422	1	25	5	2	40	1	1	192	154	1

(防災)

- 平成22年3月に「江差地域防災計画」の見直しを行い、それに伴い、避難場所、土砂災害警戒区域、要援護者の見直し等を行いました。

課題

(消防)

- 消防車の老朽化が進んでおり、計画的な更新が求められています。消防水利の充足や消防力強化のための消防設備の整備が課題です。
- 消防・救急無線は現在アナログが主流ですが、今後はデジタルへと移行していきます。デジタル化することにより秘話性の向上によるプライバシー保護、データ通信の活用、割当無線チャンネルの増加など、消防・救急無線の高度化及び電波利用ニーズの増大に伴う周波数資源の有効活用の両面から、平成28年5月までにデジタル化へ移行することが必要です。
- 消火栓については、偏向状況を解消する取り組みが今後の課題です。

(救急)

- 高規格救急自動車の機能をより高めるには救急救命士体制の強化が必要であり、救命士の養成と採用を計画的に行う必要があります。
- 救急車の出動については、病院間の転院に伴う、搬送件数が増加傾向にあり、救急出動体制の整備が課題になっています。

(防災)

- 災害時要援護者の避難など災害弱者対策については、日頃から地域全体で取り組むしくみをつくっておくことが必要です。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 地域ぐるみの消防活動、防災体制を充実させます。
- ・ 災害時要援護者を把握し、災害や緊急時に備えて、日常から声かけを定着させます。

具体的な施策

消防・救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上デジタル化に伴う消防救急無線の更新 ・ 消防自動車の更新 ・ 防火水槽及び消火栓設置による消防水利の改善 ・ 救急救命士の養成 ・ 住宅用火災警報器の普及
防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に対する意識づくり、避難体制の確立 ・ 高齢世帯の緊急連絡体制、安否確認体制の充実 ・ 自主防災組織の育成、活動支援 ・ 近年増加している自然災害に備えた意識啓発 ・ 急傾斜地の危険防止対策の推進

18 交通安全、防犯、消費生活

現状

- 悲惨な交通事故を防ぐために、関係機関と連携し、交通安全運動等を実施し、住民の意識高揚に努めています。
- 江差警察署や防犯協会、その他関係機関等と連携を図りながら防犯対策に努めています。犯罪のない安全で安心なまちづくりをめざし、青色パトロール車の導入やわんわんパトロール隊などを実施しています。
- 近年、インターネットや携帯電話などを駆使した巧妙な商品取引などの架空・不正請求、高齢者などを狙った悪質リフォームや訪問販売などが増加しています。また、消費者トラブルの低年齢化が進んでおり、特定商取引法の改正、消費者契約法の制定など、消費者保護の法体制の整備が進んでいます。

課題

- 高齢者の事故防止の取り組みや道路改良、交通安全施設の整備を進めるとともに、幼児や高齢者など交通弱者にやさしい交通環境を整えていく必要があります。
- 家庭・地域・行政・警察などが連携し、犯罪を未然に防ぎ、犯罪から住民を守るため防犯意識の高揚を図る必要があります。
- 巧妙化する悪質商法などの被害に高齢者などが遭わないようにするため、消費者協会と連携し、複雑高度化する販売方法などを見極められる消費者の育成と被害者の相談支援のため消費生活相談窓口の充実が求められます。



課題解決に向けた基本方針

- ・ 交通安全意識の啓発とともに、幼児や高齢者など交通弱者にやさしい交通環境づくりを進めます。
- ・ 防犯意識の高揚とともに、家庭・地域・行政・警察などが連携し、犯罪を未然に防ぐ取り組みを推進します。
- ・ 高齢者など弱者を狙った犯罪や携帯電話やインターネットなど情報機器を用いた犯罪などに住民が巻き込まれないようにします。

具体的な施策

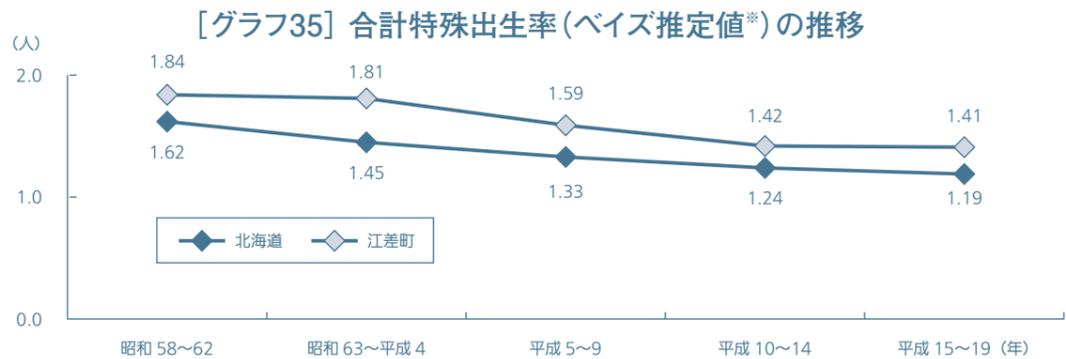
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 交通安全運動、交通安全教育の推進・ 高齢者社会に対応した交通安全に対する意識啓発の推進・ 交通安全施設の整備・ 交通安全マナーの向上（歩行者、自転車、車）
防犯・消費者保護対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 幼児、児童生徒への防犯教育の推進・ 住民参加による防犯活動の推進（青色パトロール車の導入、わんわんパトロール隊など）・ 高齢者を狙った犯罪を防止する取り組み・ 消費生活相談窓口の充実

19 子育て支援（家庭教育、青少年健全育成）

現状

- 平成22年度末の15歳未満児童数は1,079人（住民基本台帳）で昭和35年（5,343人）と比較すると約8割減少し、少子化傾向が続いています。

[グラフ34] 15歳未満人口の推移



※(ベイズ推定値)対象の市区町村と同質と考えられる周辺地域(二次医療圏)のデータを組み合わせたベイズモデルにより合計特殊出生率および標準化死亡率を補正したものです。

[表17] 15歳未満児童数の推移

	昭和40年	45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	21年	22年
児童数(人)	4,567	4,051	3,818	3,342	2,955	2,390	1,885	1,540	1,285	1,115	1,079

(平成17年まで国勢調査、平成21・22年は3月末住民基本台帳)

- 町内には幼稚園2園(町立・私立)、保育園3園があります。3~5歳のうち、42%が保育園、47%が幼稚園(町立14.5%、私立32.6%)に就園しています。少子化による定員割れ、施設の老朽化に伴い保育所を統廃合し、新設保育所を整備しました。
- 町営あすなる幼稚園は、平成2年をピークに入園数が減り、現在は定員85人に対して33人という定員割れの状況です。私立江差幼稚園は平成22年に建て替え改築を行いました。

[表18] 保育所・幼稚園の状況

(単位:人、%)

	整備年次	当初定員	入所者数		定員	入所者数		入所率(%)		
			H17	H20		H21	H22			
常設保育所	かしわざい保育所	昭和48	90	37	27	かもめ保育所(統合)	100	73	71	71.0
	五勝手保育所	昭和51	60	24	25					
	とよかわ保育所	昭和52	60	20	28					
	日明保育所	昭和54	60	22	20	35	21	21	60.0	
	水堀保育所	昭和47	60	24	31	35	31	20	57.1	
	計		330	127	131	170	125	112	65.9	
幼稚園	あすなる幼稚園	昭和53	90	50	29	85	30	27	31.8	
	江差幼稚園	昭和42	120	67	90	H22年改築	90	74	77	85.6
	計		210	117	119	175	104	104	59.4	
合計		540	244	250	345	229	216	62.6		

- 保育士の時間差勤務による延長保育や乳児保育、障害児保育、一時保育(里帰り出産含む)等も実施して住民要望に応じています。
- 留守家庭における小学校低学年の児童に対し平成5年度から、放課後対策として町内3か所に学童保育所を開設し、児童の健全育成に努めています。
- 核家族化や子育て情報の氾濫により子育てに不安や悩みを持つ保護者が増えるなか、平成15年度より日明保所内に地域子育て支援センターを開設しています。
- 「逞しい江差っ子を育む地域連携プロジェクト」により、環境教育、青少年健全育成、放課後学習支援に関する取り組みを進めています。
- 江差町内の青少年健全育成に関係する団体・機関によるネットワークを形成し、青少年問題協議会(町)や青少年健全育成会議(教委)において、青少年健全育成に関する取り組みを進めています。

課題

- 女性のパート就業が増えるなか、保育所に対する家庭のニーズも多様化しており、子育て支援の多様な対応が求められています。
- 留守家庭における小学校低学年の児童対策が必要です。
- 子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し、相談機能の充実が課題となっています。
- 核家族化が進み、家庭や地域でも人と関わる経験が少ないまま成長する子どもが増えていきます。
- 基本的な生活習慣の欠如、食習慣の乱れ、自制心・規範意識の希薄化、運動能力の低下、コミュニケーション能力不足、小・中学校生活にうまく対応できない等の課題などが見られます。
- 青少年健全育成に関するネットワークを深め、地域ぐるみで青少年の健全化に取り組んでいくことが必要です。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 国が検討している「子ども・子育て新システム」による幼保一体化（幼稚園・保育所・認定子ども園）、仮称「こども園」の子育て支援体制のあり方について検討します。
- ・ 少子化傾向に歯止めをかけるための、総合的な子育て支援環境の向上を図ります。
- ・ 虐待や育児放棄による被害を防止します。
- ・ 地域で子育て支援に取り組むシステムづくりを進めます。
- ・ 青少年の健全育成に関する取り組みを地域ぐるみで進めます。

具体的な施策

子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 指導の重点や指導内容を明確にした特色ある教育課程の編成実施、評価改善・ 多様な体験を通して自ら学ぼうとする意欲・態度の育成・ 異年齢集団や小・中学校、高齢者等との交流活動による人間関係の醸成・ 一人ひとりの発達段階に応じた支援の工夫や指導力の向上を図る研修の充実・ 基本的な生活習慣の形成をめざした家庭、地域等との連携強化・ 幼小連携の推進（特に特別支援教育分野）・ 幼保一体化などによる子育て支援体制の検討・ ネットワークによる虐待防止、育児放棄等への対応
家庭教育の支援	<ul style="list-style-type: none">・ 出産、育児に対する不安を解消し、子育てを地域全体で支援できる体制づくり・ 顔のわかる子育てサポート体制づくり（新生児から入学までの間のフォロー体制づくりや、母親のグループづくりなど保健師と保育所、幼稚園、学校との連携）
青少年健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 青少年の健全育成に関する関係機関のネットワークの充実、強化・ ネットワークを活用した青少年健全育成に対する総合的な取り組みの推進

20 保健

現状

（保健）

- 保健師は7名体制で、平成5年に開設した保健センターを拠点に、成人及び母子保健の分野で保健活動に加えて、介護保険福祉連携の中で活動しています。
- 江差町の死因ベスト3は悪性新生物、肺炎・気管支炎、心疾患で、高齢化により、全国と比べて肺炎・気管支炎の死亡が多くなっています。住民の健康に関する特徴としては、男性に収縮期血圧が高い人が多いこと、女性にLDLコレステロールが高い人が多いことなどです。また、40～74歳の国保加入者の4人に1人は高血圧で通院しており、糖尿病は7人に2人、脂質異常症は8人に1人通院しています。

[表19] 江差町における死因の推移

(単位:人)

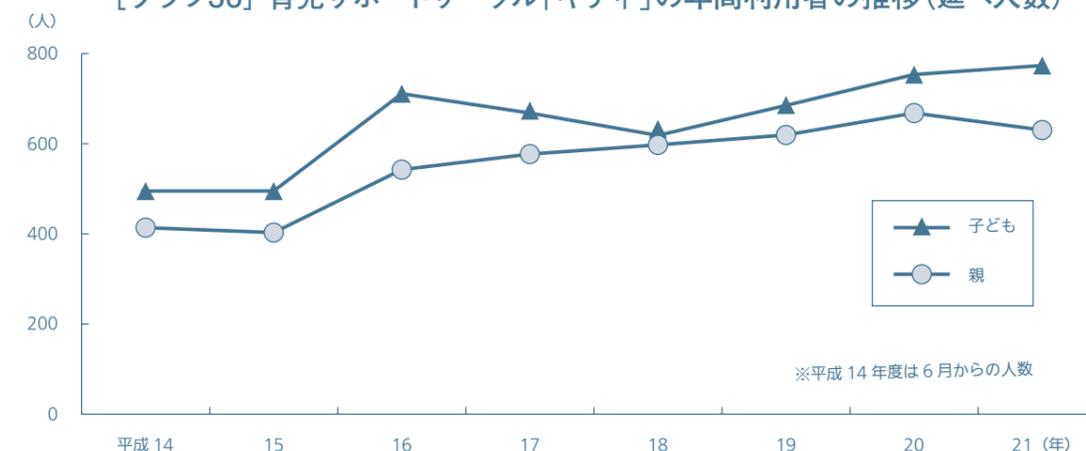
	死亡総数	死因(1~5位)				
		1位	2位	3位	4位	5位
平成17年	128	悪性新生物 44	心疾患 15	肺炎 13	脳血管疾患 15	腎不全 4
平成18年	125	悪性新生物 35	心疾患 25	肺炎 14	脳血管疾患 13	腎疾患 3
平成19年	126	悪性新生物 35	心疾患 28	肺炎 10	脳血管疾患 10	糖尿病 4

- 平成20年度から始まった国保特定健診の受診率を高めるため、平成21年度には、各種健診の受診勧奨や健康推進事業を進めるため、健康推進員制度をつくりました。

（母子保健）

- さまざまな育児不安や悩み、問題を抱える家庭が増え、その種類も多様化しているなか、乳幼児健診・相談を実施して子供の健やかな成長発達を促す支援をするとともに、育児相談にも力を入れ子育て支援をしています。
- 子育て支援サポートサークル「キティ」では、小さな子どもを持つ保護者が交流する場としてあそびの広場を開催しており、年々利用数が増えています(平成21年度の延べ利用者数770人)。

[グラフ36] 育児サポートサークル「キティ」の年間利用者の推移(延べ人数)



(介護予防)

- 平成18年4月に介護保険法が改正され、予防的視点が重視されるようになり、「活動的な85歳」をめざして介護予防の取り組みが強化されました。当町でも、特定高齢者と認められた方を対象に6か月間介護予防教室を実施し、教室終了後は、生活機能を維持するために卒業生の会「はまなす教室」を実施しています。平成22年度には「はまなす教室」を卒業した人たちによる自主グループも立ち上がりました。

(感染症対策)

- 感染症が蔓延しないよう医療機関と連携しながら定期予防接種を実施している他、65歳以上の高齢者、低所得者、13歳未満を対象に新型インフルエンザ予防接種費用を助成しています。また、65歳以上を対象に結核健診も実施しています。
- 平成22年度からは、中学1年生～高校1年生を対象に子宮頸がん予防ワクチン、乳幼児を対象にHibワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成を実施しています。

課題**(保健)**

- 国保特定健診の受診率を高めるため、健康推進員の協力により積極的な取り組みを進めていくことが必要です。

(母子保健)

- 今後も親子が健康で楽しく生活できるように、妊娠期を含めた相談体制や乳幼児健診・相談、育児支援などの母子保健事業の充実が必要です。
- 子育て支援のための場所の確保、サポーターのスキルアップの機会の提供など、活動の支援が必要です。そのほか、地域全体で子育てを応援する体制が必要です。

(介護予防)

- 町全体で見ると、介護予防教室の参加者が少なく、必要な人が教室参加につながりにくい状況です。参加促進に向けた取り組みが必要です。

(感染症対策)

- 感染症予防のため、定期予防接種率の向上等の対策が必要です。

課題解決に向けた基本方針

- ・各年代に応じた健康づくり事業を推進します。
- ・各種健診の受診率を向上し、疾病の未然防止に努めます。
- ・保健・医療・福祉の連携を深め、住民の健康サポート体制を向上します。
- ・心の健康をサポートする体制を充実させます。
- ・出産や子育てに伴うきめこまやかな相談、サポート体制を充実させます。
- ・介護予防教室を継続実施し、介護予防体制を充実させます。

具体的な施策

特定健診・各種がん検診の受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ・国保特定健診の受診率の向上（特定健診、特定保健指導） ・胃肺大腸がん検診、前立腺がん検診、乳がん子宮がん検診の受診率の向上 ・後期・生保健康診査の実施 ・肝炎ウイルス検査の実施 ・エキノコックス症検査の実施
健康づくり気運の盛り上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりを進める地区組織の育成（食生活改善推進協議会の育成、健康推進員の各町内1人以上の配置） ・健康教育の実施（生活習慣病予防教室、糖尿病予防教室等） ・健康づくりのための運動の場の提供（冬場の閉じこもり対策） ・健康相談の実施
特定健診・各種がん検診の事後管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導の充実
安心して出産できる環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診の助成制度の周知 ・小中学校と連携した命の大切さを基盤とした性教育（思春期対策） ・出産できる医療機関の確保
親子の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、歯科健診の推進 ・支援を必要としている親子の早期対応と相談体制の確保 ・感染症の予防、蔓延の防止のため知識や情報の提供 ・予防接種の推進（母子手帳による予防接種の奨励） ・新生児訪問の実施（生後4か月までの乳児がいるすべての家庭への訪問または電話相談）
安心して子育てできる環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安を軽減し、安心して子育てができるための相談体制の充実 ・子育て支援グループへの支援の実施 ・関係機関や地域と連携した子育て支援の実施
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の周知、啓発（気軽に教室等に参加できる環境づくり） ・地域全体で介護予防を実施できる環境の整備（地域組織への支援）
感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に対する情報や知識の提供 ・感染症予防接種の推進（中学1年生～高校1年生を対象に子宮頸がん予防ワクチン、乳幼児を対象にHibワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成） ・医療機関との連携

21 医療

現状

- 町内には道立病院が1か所、民間病院が1か所、医療診療所が3か所、歯科診療所が3か所あり、地域における二次医療と一次医療を担っています。

[表20] 町内の医療機関(平成23年1月31日現在)

区分	名称	病床数(床)				
		総数	一般	療養	精神	感染症
病院	北海道立江差病院	198	146		48	4
	佐々木病院	60		60		
診療所	半澤医院	18	18			
	江差脳神経外科クリニック	4	4			
	道南勤医協江差診療所					
歯科	増永歯科医院					
	大沼歯科医院					
	和崎歯科医院					
合計		280	168	60	48	4

- 道立江差病院では、平成19年から、産婦人科医の配置がなくなり、分娩できない地域となっています。
- 江差脳神経外科クリニックでは、独自に救急体制をとっており、平成21年度からは近隣4町による共同支援を実施し、24時間対応可能な救急受け入れ先として、超急性期脳卒中患者などの早期治療による障害の後遺症の軽減を図るための役割を果たしています。
- 平成10年4月から定員40名の道立高等看護学院が開設され、平成22年度からの南檜山地域医療再生計画では、看護師の確保対策についても取り組みが予定されており、地元定着への更なる取り組みが期待されています。

課題

- 救急医療については、救急救命士配置による高規格救急車が運行しており、今後も有資格者の養成と確保を継続的に推進する必要があります。
- 地域で分娩できる体制を整備することが重要課題です。
- 病院退院後の、在宅看護や施設入所などの受け皿について、体制を整備していく必要があります。
- 休日医療については、檜山医師会に委託していますが、今後も近隣町及び医療機関と連携を図り、休日医療体制を維持・継続していく必要があります。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 住民がいつでも適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を深め、地域医療の充実を図ります。
- ・ 高齢者の通院サポート体制を充実させます。
- ・ 医師・看護師など医療従事者の確保を図ります。

具体的な施策

- | | |
|------------------------|---|
| 道立江差病院の医師確保と医療体制・機能の整備 | ・ 近隣町との連携による医師確保対策等の要請(分娩再開のための産婦人科・呼吸器科の常勤化、外科機能の維持、小児科の複数体制化) |
| 地域における医療連携体制の確立 | ・ 地域医療再生計画*の推進(総合内科医の養成や派遣、医療連携の確立及び総合内科医を派遣できる環境の整備、周産期医療確保対策) |
| 通院患者等の交通手段の充実 | ・ 町内交通体系(バス運行等)の検討 |



※(地域医療再生計画)国の平成21年度第1次補正予算における経済危機対策として、第二次医療圏を基本とする地域において、医療機関機能の強化をはじめ、医師確保対策、救急医療や周産期医療など、地域の医療課題を解決するための計画です。平成21年度から平成25年度までを期間とし、北海道では南檜山圏域と北網圏域の2地域が選定されました。

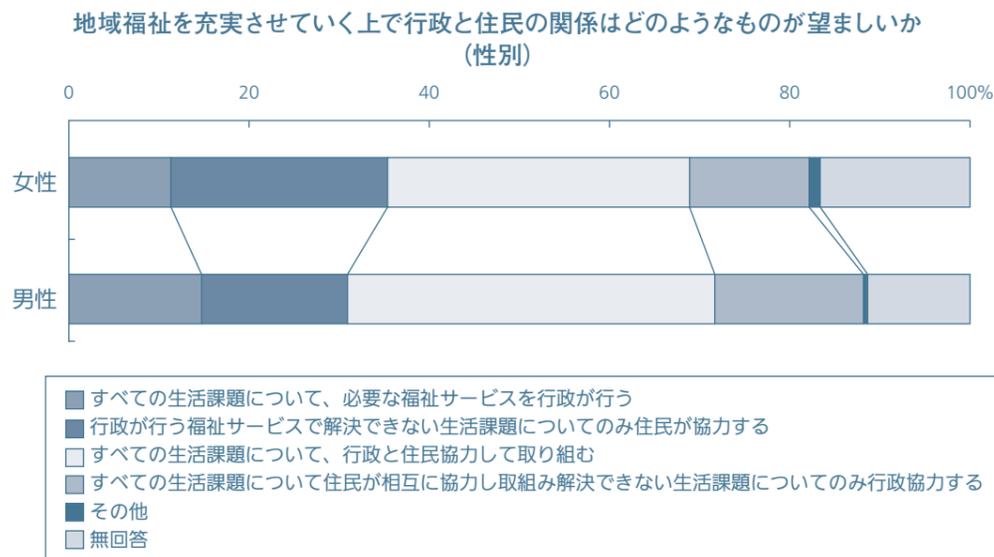
22 地域福祉

現状

- 人口の減少と少子高齢化が進む今日、子どもから高齢者、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた当町で安心して暮らし続けることのできる生活環境づくりが求められています。地域社会における福祉の問題に対し、地域住民や福祉関係者が相互に協力し取り組んでいこうという「地域福祉」の取り組みが全国的な課題となっています。このようななか、当町では「地域福祉計画」を策定し、地域福祉に関する取り組みを進めています。

課題

- 社会福祉協議会と強いむすびつきがこれからの地域福祉を推進していく上で大変重要なことから「地域福祉計画」については、「地域福祉実践計画」と一体的につくる必要があります。
- 地域福祉に対する住民ニーズは多様化・複雑化しており、福祉活動も、保健・医療・介護などの多岐に渡っています。これらの関係機関や団体、地域住民が密接に連携協力を図ることが必要です。



(地域福祉と防災等に関する意識調査より)

- 要援護者が安心して地域での生活が送れるよう要援護者に係る情報の把握・共有及び支援の推進方策が求められています。こうした取り組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護者支援にもつながるため、地域住民の協力を得ながら要援護者を見守り支援する体制を整えておくことが必要です。
- きめ細かな福祉サービスの提供には、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域住民、事業者、NPO法人、ボランティアなどが相互に協力してサービスの提供に取り組む必要があります。
- 悪質商法や詐欺的な手口(悪徳訪問販売など)から消費者、とくに高齢者や若年者を守っていくために、地域社会で見守りや、声をかけあうなど地域全体でフォローするしくみが求められています。
- 「地域福祉と防災等に関する意識調査」及び「江差町高齢者実態調査」による諸課題を検討し、行政、社会福祉協議会、事業者、地域住民など、それぞれの適切な役割分担のもと、横断的に対応していくことが必要です。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 介護や子育てを孤立させない環境づくりを進めます。
- ・ 一人ひとりの思いやりが、見守りや支え合いの活動につながるまちづくりを進めます。
- ・ 小地域ネットワークを通じて、地域で高齢者や障がい者、子どもを見守り支える地域福祉の支援体制を充実させます。

具体的な施策

地域福祉の意識づくり	・ 地域福祉の重要性に関する普及・啓発活動の推進 ・ 世代をつなぐ交流機会づくり、交流会への参加 ・ 子どもたちにボランティア意識を醸成する地域での取り組み
地域福祉の推進体制の充実	・ 社会福祉協議会との連携強化 ・ 町内会や自治会、民生委員児童委員連絡協議会などとの連携
地域福祉活動の推進	・ 地域住民の参加による多様な福祉活動の促進(地域で高齢者や障がい者、子どもを見守り支える地域福祉活動など) ・ 住民の自主的なボランティア組織づくり

23 高齢者福祉

現状

- 68歳以上の人口は平成12年に2割を越え、その後割合が高まっています。全国や全道の平均よりも高い状況です。

[表21] 65歳以上人口構成比の推移 (単位: %)

	昭和40年	45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年
江差町	6.6	7.3	9.2	11.1	12.6	15.0	18.0	21.8	26.4
過疎地域(全道)	5.3	6.9	9.0	11.0	13.5	17.2	21.4	24.7	28.1
過疎地域(全国)	8.5	10.6	12.7	14.8	17.0	20.6	25.1	29.5	30.4
全道	4.8	5.8	6.9	8.1	9.7	12.0	14.8	18.2	21.5
全国	6.3	7.1	7.9	9.1	10.3	12.0	14.5	17.3	19.2

(国勢調査)

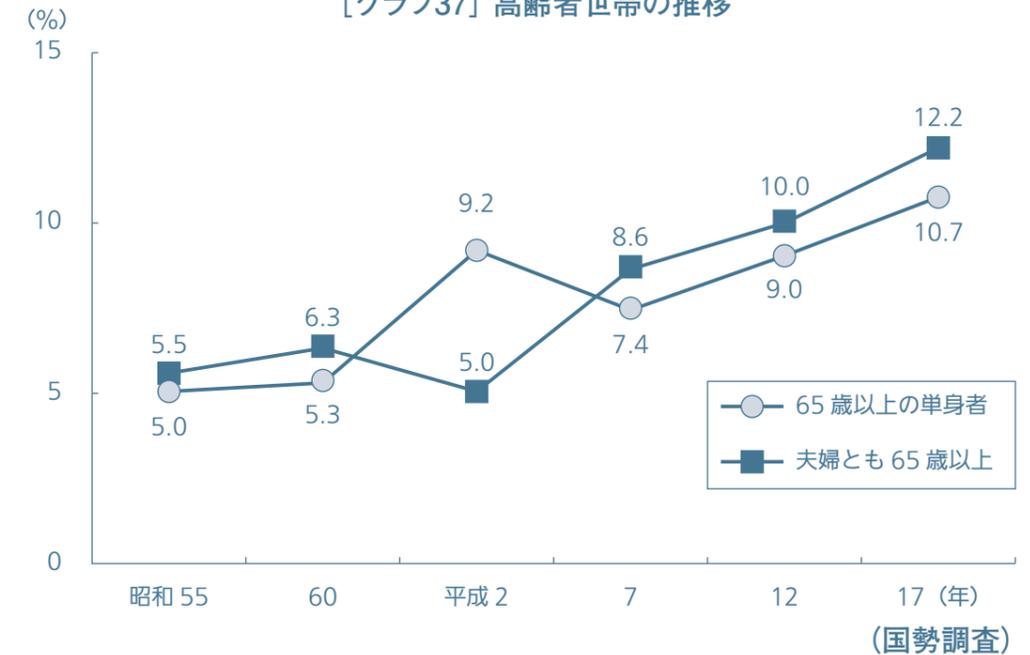
- 平成22年現在、全世帯の15.6%が65歳以上の単身者(一人暮らし世帯)で、今後も更に増加することが予想されています。このようななか、高齢者の「老後」に対する考え方も多様化しており、老人ホームやグループホームなどへの入所を希望する高齢者も多くいる一方で、住み慣れた地域、住み慣れた家で老後を過ごしたいと考える高齢者もいます。

[表22] 高齢者世帯の推移 (単位: 世帯、%)

	全世帯数	高齢者世帯数		高齢者世帯の内訳(全世帯構成比)					
		世帯数	率(%)	単身者		夫婦とも		その他	
				世帯数	率(%)	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)
昭和55年	4,398	967	20.0	219	5.0	243	5.5	505	11.5
昭和60年	4,373	1,226	28.0	232	5.3	277	6.3	757	17.3
平成2年	4,332	1,406	32.5	400	9.2	215	5.0	791	18.3
平成7年	4,365	1,318	30.2	324	7.4	374	8.6	620	14.2
平成12年	4,523	1,562	34.5	409	9.0	453	10.0	700	15.5
平成17年	4,267	1,661	38.9	484	11.3	550	12.9	627	14.7
平成22年	4,167	1,779	42.7	652	15.6	497	11.9	630	15.1

(国勢調査、H22年は3月末住民基本台帳)

[グラフ37] 高齢者世帯の推移

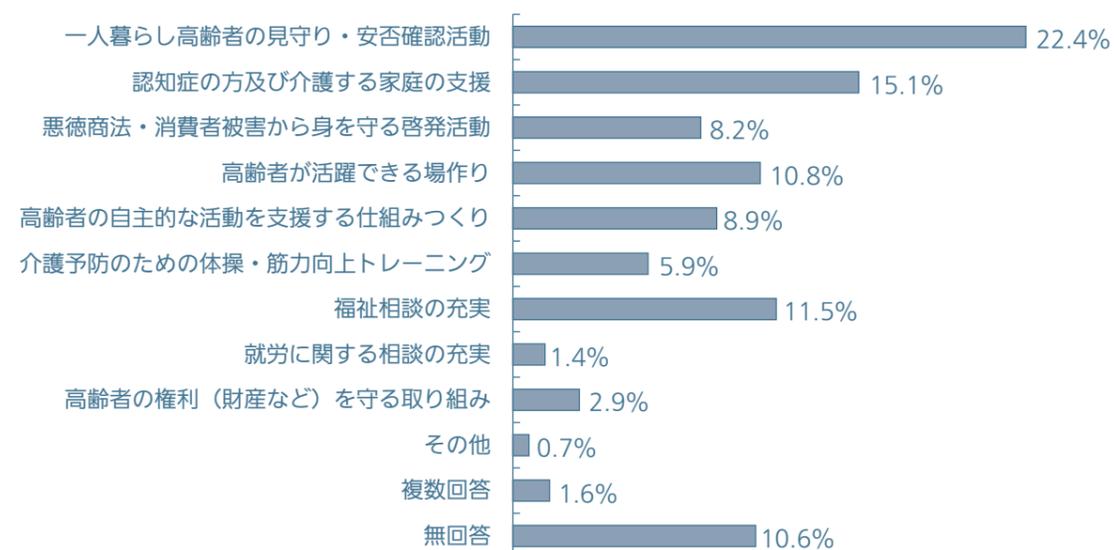


- 町内には、高齢者の入居施設として、特別養護老人ホーム「えさし荘」、養護老人ホーム「ひのき荘」のほか、グループホームなどがあります。
- 在宅型総合福祉施設「まるやま」、高齢者生きがい交流センターがあり、福祉サービスや介護サービスの提供を行っています。(平成20年度の利用延べ人数7,481人)
- 高齢者生きがい交流センターでは、地域の高齢者を対象に介護予防事業や口腔機能向上を目的とした事業展開を行っています。
- 在宅生活を支援するため、交通費助成、緊急通報装置の設置、除雪サービスなどシルバーいきいき活動支援事業、ぬくもり温泉へのバス送迎事業などを行っています。
- 健康づくり、学習、交流の場として、シニアカレッジ江差学園の運営、老人クラブや高齢者事業団の運営に対する支援、保健予防事業等を推進しています。

課題

- 独居や老夫婦のみの高齢者世帯が増加し、個々の家庭や家族での養育・介護では担いきれない状況になってきています。災害時の要援護者対策、日常の安否確認などを含め、地域住民の協力を得て高齢者を見守る取り組みが求められています。

町が充実させるべき高齢者対策はなんですか



(高齢者生活状況等アンケートより)

- 関連施設については、維持管理費の抑制が課題となっています。また、養護老人ホームについては、施設の重要性をふまえながら、運営のあり方を含めて検討していく必要があります。
- シルバーハウジングなど高齢者向けの住宅整備が必要です。
- 高齢化が進展するなか、介護予防事業の拡大に伴う場所及び人員の確保が必要です。また、認知症高齢者対策として症状のステージにも着目した各般の施策を進めていく必要があります。
- 元気な高齢者の中には、働く場や社会参加の場を求めている人が多くいます。これらの高齢者が社会に出るきっかけをつくる取り組みも必要です。
- 老人クラブや高齢者事業団については、会員の固定化・高齢化が進行し、減少傾向にあります。高齢者の地域活動を支える老人クラブ、働く場としての高齢者事業団の活動の重要性を認識し、会員数の増加に向けた取り組みを団体等とも連携しながら進めていく必要があります。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 一人暮らし老人や高齢者同士の世帯（老老世帯）への支援対策を進めます。
- ・ 効果的な介護予防事業を実施します。
- ・ 高齢者が社会や地域で活動するために必要な支援を実施します。

具体的な施策

高齢者福祉の推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉委員（民生委員）や社会福祉協議会、介護事業所などの関係機関との連携・ 独居高齢者等の安否確認のための体制・方策の検討・ 災害時における要援護者の援護体制の確立（要援護者リストの作成）
高齢者の見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者等安否確認事業の推進・ 一人暮らしの高齢者の生活をサポートする地域住民の取り組み・ 高齢者の外出、ふれあいの機会づくり（地域食堂など）
高齢者福祉施設の充実	<ul style="list-style-type: none">・ ひのき荘の運営についての見直しを検討・ 在宅型総合福祉施設「まるやま」、及び高齢者生きがい交流センターの施設の効率的な活用・ ぬくもり保養センターの活用
高齢者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 老人クラブ活動や高齢者事業団の活動についてのPRなど会員増加に向けた取り組み・ 世代間交流やリーダー育成などを通じた老人クラブの新規会員の加入促進・ 高齢者リーダー育成事業、世代間交流事業の推進・ 高齢者が働く場や社会参加の場をみつけるための支援

24 障がい者福祉

現状

- 平成18年に「障害者自立支援法」が施行されましたが、見直しが進められています。
- 身体障害者手帳を持つ方が697人、療育手帳を持つ方が78人、精神障害者保健福祉手帳も持つ方が23人(平成21年3月末現在)います。

[表23] 身体障がい者手帳の交付状況(65歳以上/平成21年3月末) (単位:人)

	総数	障がい別					等級別					
		視覚	聴覚	音声	肢体	内部	1級	2級	3級	4級	5級	6級
全体	697	55	69	4	438	131	217	135	101	130	53	61
65歳以上	536	46	55	2	330	103	167	107	78	98	36	50

(福祉係調)

- 身体障がい者は年々増加傾向にあり、肢体不自由及び内部障がいの増加率が高く、全体の8割を占めています。知的障がい者については、町内に社会福祉法人江差福祉会による更生施設、授産施設、ケアホームやグループホームの整備が進んでおり、知的障がい者の社会参加・職業訓練・就業自立への取り組みがなされています。精神障がい者については、手帳所持者は少ないものの、自立支援医療(精神通院)を受給している方が数多くいます。
- 平成20年12月に地域自立支援協議会を立ち上げ、相談支援体制の強化と関係機関のネットワークの構築を図っています。また、障がい福祉計画に基づき、サービスの保障、就労移行促進、相談支援体制の強化に努めています。
- 町内に居宅介護の事業所が複数あり、福祉サービスを提供しています。また、社会福祉法人江差福祉会により知的障がい者の更生施設・授産施設、ケアホーム、グループホームなどの居住の場などがあります。
- あゆみ共同作業所は、3障がいを受け入れる地域活動支援センターに移行し、障がい者の創作活動・生産活動の機会の提供や社会参加・交流の場として機能しています。

[表24] 障がい者自立支援費決算額の推移 (単位:千円)

	決算額	金額内訳				件数	件数内訳		
		施設サービス	介護給付	共同生活介護	その他		施設サービス	介護給付	共同生活介護
平成19年度	328,022	277,423	15,206	32,782	2,608	166	127	39	55
平成20年度	324,496	268,809	20,233	33,902	1,552	167	124	43	55
平成21年度	332,950	261,034	41,291	29,436	1,189	187	125	62	56

(各年度決算資料)

課題

- 地域自立支援協議会において、手帳制度、福祉サービスなど制度の周知が十分ではないとの意見が出されており、今後、制度の普及に努めていく必要があります。

- 身体障がい者について、全体の約3分の2が70歳代で、高齢化に伴い障がいも重度化しています。
- 町直営で相談支援事業を実施していますが、一般職員が行っているのが現状であり、職員の資質の向上など、相談支援体制の強化を図る必要があります。
- あゆみ共同作業所は施設の狭隘化・老朽化に伴い、別施設への移転、機能の充実が課題となっています。
- 介護する家族のためのレスパイト支援*のためのサービス基盤(短期入所、日中一時支援など)の確保が課題となっています。
- 発達障がい*についての理解は進んでいないのが現状であり、正しい理解のもとに、支援体制の確立を図る必要があります。

課題解決に向けた基本方針

- ・障がいの早期発見と予防につながる取り組みを実施します。
- ・障がい者の日常生活を総合的にサポートできる体制を充実させます。
- ・社協デイサービスのまるやまへの統合検討に伴い、あゆみ共同作業所の充実を図ります。
- ・障がい者が地域で活躍できる条件づくりを進めます。
- ・介護する家族を支援する体制づくりを進めます。

具体的な施策

障がい者福祉の推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉に関する制度の周知(パンフレット作成) ・相談支援体制の強化 ・障がい者団体の支援(江差町身体障がい者福祉協会、精神障がい者家族会、いちいの会) ・地域自立支援協議会の活用 ・サービス基盤の整備に向けた関係機関との協議・連携(レスパイト支援のサービス) ・地域自立支援協議会、相談支援センター「めい」、就業・生活支援センター「すてっぷ」、発達支援センター「あおいそら」、ハローワークなどとの連携
あゆみ共同作業所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターへの作業所の移転検討(H22~) ・活動内容の充実、機能強化の推進
子どもの発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の検診の充実 ・障がいの早期発見 ・保健担当や上ノ国町子ども発達支援センターとの連携強化 ・学校教育における特別支援教育の充実
相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉部門の職員など相談体制の充実 ・保健担当との連携強化

* (レスパイト支援) 在宅で介護している家族を癒すため、一時的に介護を代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスです。

* (発達障がい) 自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害や学習障害、注意欠陥多動性障害などです。

25 低所得者福祉、人権

現状

(低所得者福祉)

- 死別や離婚などにより、児童を抱えた母子・父子世帯が増加し、その年齢も若年化の傾向にあります。
- 生活保護世帯については、社会経済情勢の低迷もあり、増加の傾向にあります。

(人権)

- 当町では人権擁護委員法に基づき、4名の人権擁護委員が法務大臣からの委嘱を受け、人権擁護に係る職務を行っています。
- 児童への虐待やネグレクトなどのケースについては、平成21年3月に「要保護児童対策地域協議会」が設置されており、関係機関との連携のもとに個別ケースへの対応が図られています。
- 認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々の保護、支援のための成年後見制度の利用にあたっては、親族がいない方に代わって町長が成年後見等開始審判の申立てを行うための「江差町成年後見制度における町長申立に係る要綱」、成年後見制度を利用するにあたって必要となる費用を負担することが困難である者に対し、当町が行う支援及び助成について定める「江差町成年後見制度利用支援事業実施要綱」をそれぞれ定め、支援を行うための制度がつくられています。現在まで、制度を利用する人はいません。

課題

(低所得者福祉)

- 生活保護率を比較すると、北海道や檜山振興局の平均よりも高く、管内で最も高い状況です(平成20年度現在)。
- 児童を抱えた母子・父子世帯では経済的、社会的、さらには精神的にも不安定な状況にあることが多く、保健、福祉、教育など総合的な支援が求められています。
- 長引く景気の低迷や地域経済の落ち込みによる雇用環境の悪化、児童を抱えた離婚による母子家庭や高齢者世帯の増加など、経済的な不安を抱える低所得者層に対しても、総合的な支援が求められています。

[表25] 生活保護状況(平成20年度/月平均)

地域	住民基本台帳人口(人) 平成20年9月末	被保護世帯数	被保護人員(人)	世帯類型(世帯数)				保護率(%)
				高齢世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他の世帯	
北海道	5,569,253	96,931	141,273	40,807	11,912	33,562	10,528	25.4
檜山振興局	45,070	895	1,341	462	80	296	53	29.8
江差町	9,526	258	411	110	40	90	18	43.1
上ノ国町	6,265	157	244	79	16	55	7	38.9
厚沢部町	4,709	77	111	46	6	22	2	23.6
乙部町	4,625	69	100	33	6	26	5	21.6
奥尻町	3,427	49	69	31	1	14	2	20.1
今金町	6,268	89	128	48	3	30	8	20.4
せたな町	10,250	197	278	117	8	59	12	27.1

(人権)

- 児童への虐待やネグレクトなどのケースについて、保健担当や児童相談所などの関係機関などとも連携し、虐待が疑われるケースの早期発見、早期対応に努めていく必要があります。
- 成年後見制度の周知に努め、支援を必要としている人がこの制度を利用することができるように努めていく必要があります。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 増加する生活保護世帯への対応など低所得者の生活支援と自立を促進します。
- ・ 児童や高齢者、障がい者等の人権を守る取り組みを進めます。

具体的な施策

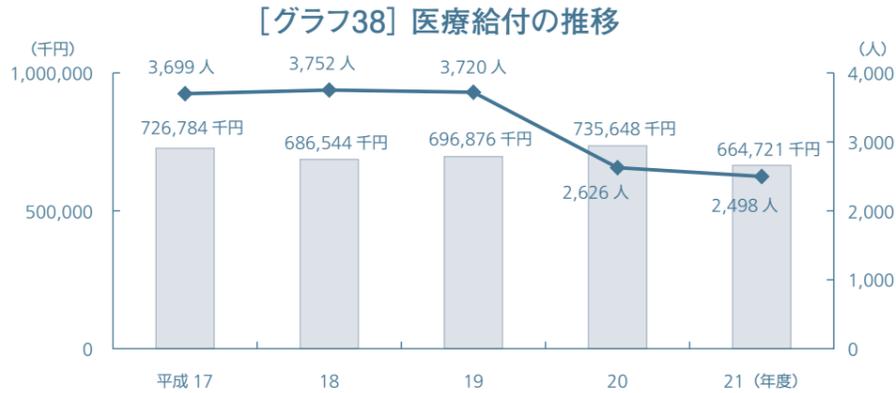
低所得者の自立促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員や町内会、関係機関等との連携による、援護を必要とする世帯の把握 ・ 低所得者の生活の安定と向上を図る、各種貸付制度の有効活用
人権擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会の運営(保健担当、児童相談所、学校等などとの連携、ケースの早期発見、早期対応) ・ 成年後見制度の利用促進(町要綱の制度周知) ・ 法務局、人権擁護委員との連携による啓発活動の推進 ・ お互いの人権を尊重する意識づくり、子どもへの教育 ・ 地域人権啓発活動活性化事業の実施(人権啓発物品の配布、小中学生への啓発物品配布など)

26 国民健康保険、高齢者医療、介護保険

現状

(国民健康保険)

- 高齢化や医療技術の高度化などにより医療費は近年増加を続け、国民健康保険の運営は厳しさを増しています。



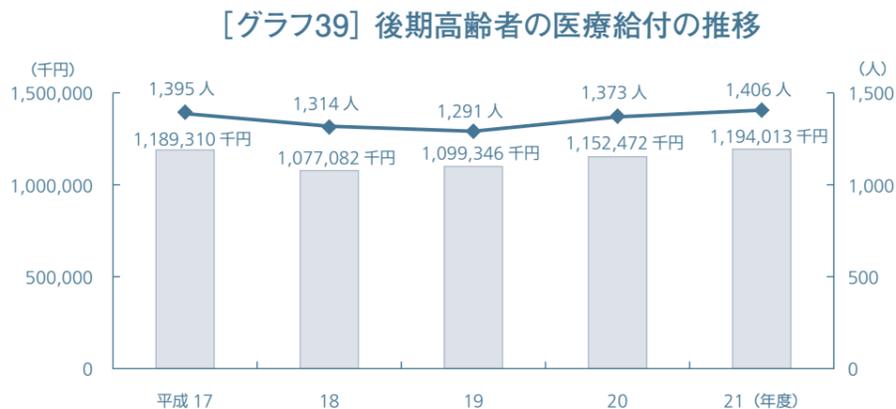
[表26] 1人あたり医療給付費の推移

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1人あたり給付費(千円)	196.5	183.0	187.3	280.1	266.1

※平成20年度から平成21年度の減少は、後期高齢者医療制度導入により、国保会計から後期高齢者医療給付費に移行したためです。

(高齢者医療)

- 後期高齢者医療は平成20年度に広域連合が運営主体となりスタートしました。被保険者には、制度内容等について一定程度浸透し定着しつつありますが、国段階では新たな高齢者医療制度の創設が検討されています。



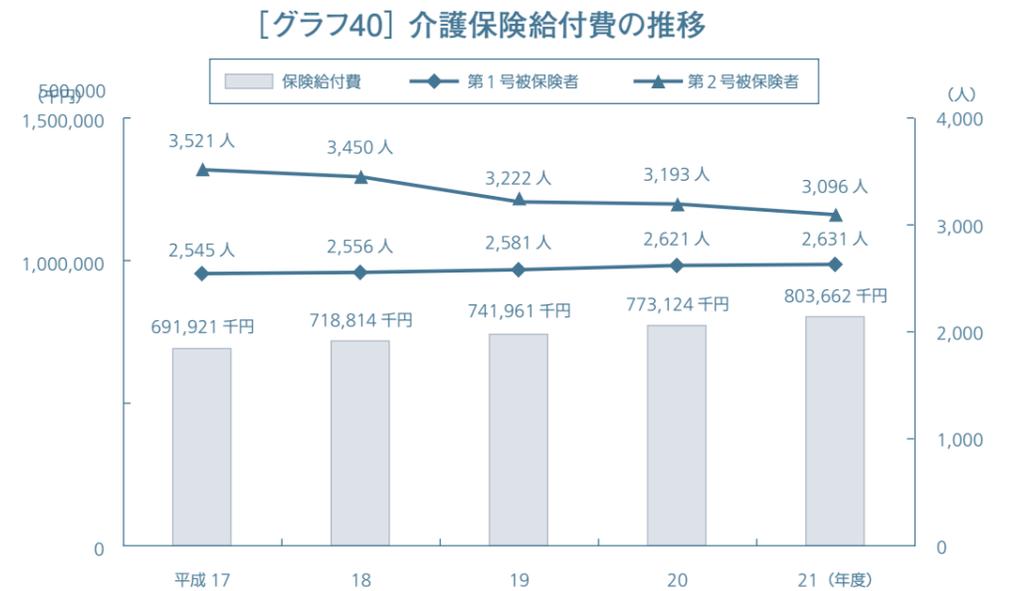
[表27] 1人あたり後期高齢者の医療給付費の推移

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1人あたり給付費(千円)	老人保健特別会計			後期高齢者の医療給付	
	853.0	852.6	819.7	839.4	849.2

※平成20年度までは老人保健特別会計、平成20年度からは後期高齢者医療給付です。

(介護保険)

- 介護認定率は20%で、そのうちサービス利用者は80%です。
- 人口は減少する一方、高齢者は増加し、高齢化率は30%を越えています。
- 介護事業所が増えると介護給付費も増加する傾向にあると言われるなか、当町には施設サービスとして特別養護老人ホーム130床、老人保健施設80床、地域密着ケアハウス20床があり、その費用は全国平均より5割高の状況です。居宅サービスについては全国平均並みですが、全道的には3割以上高い状況です。
- 介護給付費が増加し続け、保険料の増高と公費負担の増加が続いています。



[表28] 1人あたり介護保険給付費の推移

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1人あたり給付費(千円)	114.1	119.7	127.9	133.0	140.3

課題

- 町国民健康保険の安定運営には、財源の確保と医療になるべく頼らない健康づくりへの取り組みが必要です。
- 国民健康保険税の滞納額が多額となっており、未納解消に向けた対策が重要です。
- 後期高齢者医療については、国段階では新たな高齢者医療制度の創設が検討されており、スムーズな移行が必要です。
- 一部の介護事業所では、定員が充足していないため、経営悪化が見られます。サービスの質の向上と給付の適正化、介護事業所の競争原理と共存共栄が必要です。
- 高齢者に対しては、横断的に介護保険の対象年齢に到達する前に、健康教育、健康づくりのための運動に対する取り組みの支援が必要です。

課題解決に向けた基本方針

- ・国民健康保険事業、介護保険事業などの健全運営に向けた取り組みを進めます。
- ・元気で生活できる高齢者のための健康づくりの取り組みにより、高齢者医療費の削減を図ります。
- ・保健分野と社会教育のスポーツ活動などと連携し、介護の予防につながる意識を啓発します。
- ・高齢者対策はトータルで実施していくこととし、元気な高齢者の課題は組織的連携（福祉、保健、社会教育など）で取り組みます。

具体的な施策

医療費の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健診制度の周知 ・特定健診受診率の向上（平成24年目標＝65%に向けた対応、メタボ対策） ・健康推進員の配置、受診券配布と制度周知 ・アンケート調査の実施、定期通院者等検査データの活用 ・レセプト点検の実施
国民健康保険税の収納率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・収納体制の強化 ・嘱託徴収員の配置、全庁体制による臨戸徴収、口座振替の推進、徴収技術の向上 ・滞納処分の強化 ・マニュアル（滞納処理要領）の策定、不動産、債権等の調査及び差押え ・滞納整理機構、檜山振興局等の関係機関との連携
介護保険事業運営の健全運営	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付適正化推進事業の実施 ・指導・監査の実施（実地指導の実施及び立会）
介護保険サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・指導・監査の実施（道指定含む） ・質確保のための評価制度（全国レベル）の導入 ・介護予防事業の充実（認定者以外が受けられるサービスの充実）
介護予防の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの作成 ・介護事業所に対する啓発 ・健康づくりによる活動と介護予防の連携による啓発

27 生涯学習（社会教育、スポーツ、文化振興、文化財保護）

現状

（社会教育）

- 平成2年にオープンした江差町文化会館は大ホール(734席)と小ホール、図書館をもち、特に大ホールは近隣住民も含めた文化芸能の鑑賞機会の場、全道及び全国レベルの大会開催の場、コンベンションホールなどに利用されています。

[表29] 文化会館の利用人数の推移

(単位:人)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
大ホール	17,074	11,623	13,114	13,385	12,291	13,368	10,206
小ホール	9,017	9,653	10,931	13,015	14,129	12,744	10,432
会議室	829	604	852	968	818	801	884
合計	26,920	21,880	24,897	27,368	27,238	26,913	21,522

- 図書館は平成2年に文化会館に併設し、専用の移動図書館車も配備しました。平成9年6月には道立図書館とのネットワークが整備され、江差町図書館から道立図書館の蔵書を取り寄せることが可能になったことから、利用者に好評です。

[表30] 図書館の利用状況の推移

(単位:冊、人)

	平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
	貸出数	利用者数								
図書館	31,176	12,826	30,611	12,662	30,289	12,146	31,127	12,377	30,031	11,448
移動図書館	2,697	1,097	3,167	1,144	3,266	1,224	4,170	1,674	3,601	1,494
合計	33,873	13,923	33,778	13,806	33,555	13,370	35,297	14,051	33,632	12,942

（スポーツ）

- スポーツ施設として、マリーナ施設、温水プール、総合運動公園があります。総合運動公園にはテニスコート、野球場、多目的広場、芝生広場及びサブグラウンドなどがあります。

（文化振興、文化財保護）

- 日本を代表する民謡の一つである江差追分は、戦後まもなく発足した江差追分会の地道で粘り強い活動により今日に引き継がれています。現在会員数3,700有余人を誇る江差追分会は、国内はもとより海外にも支部があり、発展と普及に寄与しています。
- 当町は北海道において歴史的文化遺産の宝庫といわれるほど有形無形の文化財に恵まれており、町指定の文化財は33件にのぼります。国指定重要文化財の旧中村家住宅をはじめ、埋蔵文化財に登録されている開陽丸遺跡、道指定有形民俗文化財の横山家、山車（松玉丸・神功山人形）、道指定の無形民俗文化財の江差追分、沖揚音頭、五勝手鹿子舞、餅つき囃子、江差三下り、道指定文化財に旧檜山爾志郡役所があり、道内神社の祭りのうち最も古いものの一つに数えられ、近世の江差文化を物語る「姥神大神宮渡御祭」は、平成13年10月北海道遺産25選に選定されました。
- ヒノキアスナロ（ヒバ）自生地である檜川ヒノキアスナロ原生林は、国の天然記念物に指定されています。

課題

(社会教育)

■ 江差町文化会館については、ホールの利用率が低迷していることもあり、利用促進に努める必要があります。

(スポーツ)

■ スポーツ施設の維持補修の計画的な実施、利用者数の増加、利便性向上等が課題となっています。

■ 総合運動公園やマリナを活かした各種大会やスポーツ合宿の誘致が期待されていますが、宿泊施設の整備が大きな課題となっています。

(文化振興、文化財保護)

■ 江差追分会の活動は江差町民の「宝」であり、今後は更にこの活動を推進する必要があります。

■ 文化祭、みちくさ事業を主催する江差町文化協会の活動を充実させていく必要があります。

■ 文化財の保存についての支援は継続していく必要があります。

■ 旧檜山爾志郡役所については、郷土資料館として併設する古文書保存資料収蔵庫の機能を高め、更に活用を図っていくことが必要です。

■ 町内には多くの郷土芸能がありますが、後継者不足から消えつつあるものもあり、その保存伝承も緊急の課題となっています。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 生涯学習の成果をまちづくりに生かせるしくみや退職者の生きがいつくり、仲間づくりにつながるしくみなど、生涯学習の推進体制を充実させます。
- ・ 地域づくり、人づくりをめざす社会教育を推進します。
- ・ 健康で楽しく、さわやかに生きる生涯スポーツを充実させます。
- ・ 社会教育施設の整備と活動の充実を図ります。
- ・ 「江差追分」をはじめ地域に根ざした文化を振興し、歴史ある文化遺産を子どもたちに継承します。
- ・ ふるさと江差に学ぶ「江差学」など、地域に根ざした学習を推進します。

具体的な施策

生涯学習の推進体制の確立	・ 多様なテーマで生涯学習に取り組むための横断的な連携体制の強化 ・ 新江差町教育推進計画（H23～27年）に基づくトータル的な教育の推進
生涯学習関連施設の充実、有効活用	・ 生涯学習関連施設の効率的な運営管理方法の検討 ・ 文化会館の有効活用策 ・ 図書館のサービス機能の充実と利用促進
社会教育の推進	・ 明るい未来をめざし、子ども達の夢を育む青少年教育の充実 ・ 活気があり、人々が支えあい安心して生きる成人教育の充実 ・ 子育てに喜びを感じ、成長に感動できる家庭教育の充実 ・ 学び続け、自らを高め、明日を拓く図書館活動の充実 ・ 文化を高め、心豊かに生きる文化、芸術活動の充実 ・ ふるさと自然と貴重な文化遺産を未来に伝える文化財・博物館活動の充実
生涯スポーツの推進	・ スポーツ・レクリエーション活動の促進（体育団体、少年団の活動促進、活動の場の確保） ・ スポーツ活動が実践できる環境整備 ・ スポーツ施設を活かした大会の誘致 ・ スポーツ指導者、地域リーダーの養成
郷土芸能等の伝承	・ 江差追分の保存伝承、後継者育成（「江差追分」の子どもたちへの継承） ・ 江差追分会の充実強化 ・ 無形民俗文化財の保存伝承
文化振興の推進	・ 江差文化協会事業の充実（文化祭、みちくさ事業）
ふるさと「江差」を学ぶ機会の充実	・ 「江差学」の推進（江差について調べたり学んだりする活動、江差検定） ・ ふるさと江差発見事業（江差への関心、地元愛の醸成） ・ 江差の特色を生かした教育（冒険王、少年団活動支援、読み聞かせ、学校図書と連携した教育） ・ シニア江差学園、郷土誌講座等の充実

28 学校教育

現状

- 学校施設は幼稚園2(民間1)、小学校3校、中学校2校、道立高校1校があります。
- 平成19年度に小学校3校を統合し「江差北小学校」を、平成14年度に中学校3校を統合し「江差北中学校」をそれぞれ開校しました。

[表31] 学校別児童・生徒数の状況(平成22年5月1日現在)

区分	学年別児童・生徒数(人)								前年数 (H21、人)	前年との 増減率	
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別支援	計			
小学校	江差	33	35	41	27	30	18	7	191	192	-0.5%
	南が丘	20	27	11	18	15	22	4	117	127	-7.9%
	江差北	21	17	25	23	21	23	6	136	133	2.3%
	計	74	79	77	68	66	63	17	444	452	-1.8%
中学校	江差	59	70	51				3	183	174	5.2%
	江差北	21	18	17					56	47	19.1%
	計	80	88	68				3	239	221	8.1%
合計	5校								683	673	1.5%

(学校基本調査)

- 小・中学校では、社会の変化に対応できる「生きる力」の育成を最重点に据え、「確かな学力」「豊かな心」「たくましい健やかな心身」の育成を教育活動の三本柱として推進しています。また、年度の重点や最重要課題を住民にも示し、教育活動の活性化と内容の充実を図っています。
- 小中学校9年間を通した学びの連続性を確保していくため、統合された北小・中において、小中一貫教育を推進しています。
- 江差小学校校舎については耐震性を確保するための改修が行われています。江差中学校を除く、他の小・中学校校舎については耐震性が確保されています。

課題

- 江差中学校の改築整備については、建築後40年以上を経過しており、今計画の重要な課題です。
- 教職員の住宅整備については小修理を中心に順次整備を行っていますが、老朽住宅が多く、教職員の住宅ニーズと乖離しており、自宅所有者や共稼ぎによる他町からの通勤者が増加し、空き家が増えています。今後の教職員住宅のあり方について検討が必要になっています。
- 家庭や地域から信頼される「学校づくり」をめざし、小・中学校教育の具体的な方向性について、中・長期的な見通しを持った教育計画の整備、充実が求められています。
- 近年、特別支援学級や通常学級に在籍する特別な教育を必要とする児童生徒が増加しており、特別支援教育の充実が求められています。
- 小中一貫教育の成果を他3校においても波及させていく必要があります。
- 生涯学習の基礎を培うという観点から、学校、家庭、地域が有する教育機能をより一層発揮し、相互に補完することが求められています。また、学力向上、いじめ、不登校、非行問題など、多くの課題が山積している渦中において、当町の主体性や独自性、地域性を損なうことなく、江差町の未来を担う「人づくり(江差っ子づくり)」のため、学校、家庭、地

域、教育行政が一体となり、より質の高い教育の実現をめざして総意と英知を結集する必要があります。

- 江差、上ノ国、厚沢部の3町で組織されている江差町ほか2町学校給食組合の給食センターの施設や設備は老朽化が進んでおり整備を計画的に進め、安全で美味しい給食づくりにつとめ、食育の推進を図る必要があります。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 施設設備の更新、耐震化を計画的に進めます。
- ・ 家庭、地域に信頼され、魅力ある小学校・中学校教育の充実を図ります。
- ・ 特別支援教育の充実を図ります。
- ・ いじめ、不登校への対策を充実させます。
- ・ 地域住民の参加協力による地域色のある教育機会を提供します。

具体的な施策

幼児教育の推進	・ 一人ひとりの人間形成の基礎を培う幼児教育の充実
学校教育関連施設の整備	・ 老朽校舎改築整備の促進(江差中学校の改築に向けた検討) ・ 学校施設耐震化工事の推進(江差小学校の耐震化) ・ 教職員住宅の整備並びに教職員住宅のあり方の検討 ・ 老朽化した給食センターの施設や設備の整備促進
小・中学校教育の充実	・ 創意と活力に満ちた学校づくりと学力の向上をめざす教育の推進(読書の習慣化等の推進) ・ ふるさと江差に学ぶ特色ある教育活動の推進(ふるさと江差発見事業や江差追分、尺八学習等の推進) ・ 思いやりと自らを律する心を育てる生徒指導の充実(いじめや不登校などの未然防止等の推進) ・ 豊かな人間性の育成をめざす道徳教育の充実(命の大切さの学習等の推進) ・ 健やかな心と身体を育てる健康・安全指導の充実(運動の生活化や教育相談体制の整備等の推進) ・ 教育的ニーズに応じて自立、社会参加を促す特別支援教育の充実(江差町特別支援教育連絡会議の充実等の推進) ・ 校内研修の充実と教職員の資質の向上(実践的指導力を高める校内研修等の推進) ・ 北小・中学校小中一貫教育の推進(小中9年間の教科カリキュラムの確立、実践等の推進)
高等学校の維持	・ 単位制の充実及び檜山第1学区全体での間口維持方策の検討
家庭、地域の教育力の向上	・ 家庭、地域、学校と連携し、江差に学び、江差と歩む「江差っ子」の育成

29 交流、移住・定住、国際化対応

現状

- 当町は能登からの移住者が多く、江差町能登会が結成され、その後、縁故調査をきっかけに交流が深まり、1998年4月に石川県珠洲市と友好都市提携を結んでいます。1998年11月には江差追分珠洲支部が設立されました。
- 当町はその歴史文化の育みの中から、北前船や江差追分をテーマにした全国交流を行ってきました。

課題

- 渡島半島南西部の新たなパートナーづくりと観光を中心としたネットワークを整備し共通PRを通して全体的な底上げを図らなければなりません。
- 今後も、行政レベルだけにとどまらず住民レベルにまで交流が浸透し、文化や歴史が息づく交流とさせ、真のネットワークに発展させる必要があります。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 地域固有の資源、財産を活かした交流を推進し、必要に応じて、これまでの交流の見直し、更なる交流を推進します。
- ・ 行政主導の交流から、民間主体の交流の促進への転換を図ります。
- ・ スタッフ、受け入れ組織の育成など、交流を支える人材育成を推進します。
- ・ 交流イベント、定住や移住など、地域の活性化につながる交流を推進します。

具体的な施策

友好都市、姉妹都市との交流の推進	・ 友好都市提携能登半島（珠洲市）との交流の推進
文化を通じた交流の推進	・ 江差追分支部自治体との交流の推進
国際交流の推進	・ 国際社会に対応した地域づくり
地域の活性化につながる交流の推進	・ 交流イベントの充実 ・ 定住や移住につながる交流の推進

30 コミュニティ、まちづくり

現状

- 当町の全世帯に占める高齢者一人暮らし世帯及び高齢者のみの世帯の割合は42.7%となっています。
- 町内には32の町内会、自治会があり、それぞれの地域で、さまざまな活動を実施しています。

課題

- 高齢者が地域で可能な限り自立した生活を送るためには、福祉、消費、教育、文化などさまざまな分野で、地域が高齢者を支えるシステムづくりが必要です。
- 少子化と核家族化が進行するなかで、地域がどのように子育てに関っていくのかということも、今後の大きな課題となってきます。
- さまざまな地域活動（ボランティア活動、子ども会、老人クラブ、郷土芸能伝承など）の蓄積を生かしながら、コミュニティ活動のステップアップを図る必要があります
- 町内会の担い手となる人材が不足し、高齢化が進んでいます。
- まちづくり活動について行政に依存しているところがあり、町内にいる人材が活動にむずびついていないことがあります。また、行政と住民との間で「行政はサービスの供給者」「住民はサービスの需要者」という意識の違いがあります。
- 行政だけでなく、住民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援していく必要があります。

課題解決に向けた基本方針

- ・ コミュニティ施設の維持管理とともに、コミュニティ活動の活性化を図ります。
- ・ 高齢化が進み、町内会等の地域活動の維持が困難な地区への対応策を進めます。
- ・ 住民の自主的な活動を促進し、地域の課題を住民の力で解決していくしくみづくりを進めます。
- ・ 地域別の組織（コミュニティ）のほか、課題別（環境保全、子育て、高齢者見守りなど）のまちづくり活動組織の育成を図ります。
- ・ 性別に関わらず、家庭や地域、社会でだれもが活躍できるよう、男女共同参画を推進します。
- ・ 「新しい公共」の担い手としてNPOなどの非営利法人を育成します。

具体的な施策

コミュニティ活動の促進	・ 各種団体との連携、幅広い広報活動などによるコミュニティ意識の高揚 ・ 子ども会、町内会、老人クラブなどの地域組織の活動の活性化、連携促進 ・ 各組織の相互交流活動の活発化 ・ 地域協力員活動の推進
集会施設等の適正な維持管理の推進	・ 集会施設の適正な維持補修
まちづくり活動の活性化	・ 課題別のまちづくり活動組織の育成（環境保全、子育て、高齢者見守りなど） ・ 男女共同参画の推進

31 広報・広聴

現状

- 「広報えさし」を発行し、地域情報を発信しているほか、毎年地区ごとに開催する町政懇談会などを通じて、住民との意見交換を進めています。これらの広聴活動を通して、数多くの意見や要請、要望などが町に寄せられ、町政に反映されています。
- 情報の公開にあたっては、情報公開条例に基づいて、まちづくり情報を提供しています。
- 本町のホームページを開設し、町内外への情報提供に努めています。

課題

- 「広報えさし」は全戸に配布していますが、月1回の発行のため、タイムリーな記事を掲載できない場合があります。
- 行政側のお知らせが多く、住民主体の取り組みの記事が少ないため、町内で活躍している人材の発掘や紹介を広報で実施していくことが必要です。
- まちづくりの課題について、住民とともに考えるしくみづくりとしての広報の活用が課題となっています。
- ホームページの有効的な活用方法について、検討する必要があります。



課題解決に向けた基本方針

- ・ まちづくり情報を共有し、行政と住民がお互いに任せきりの関係にならないよう、広報や広聴を充実させます。
- ・ 日頃から住民と行政が地域の課題を共有し、解決に向けた意見交換や取り組みの協議が行える体制を充実させます。
- ・ 若者、転入者、町外者など、多様な年齢、立場の人から意見を聞き、取り込む風土を醸成します。
- ・ 住民と行政が協働でまちづくりを進める場を拡充させます。
- ・ 地方自治法改正の動向に留意し、住民意見反映や町政への参画方法などについて、調査研究を進めます。

具体的な施策

広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙の内容の充実 ・ ホームページの定期的な更新 ・ 広報紙やホームページへの住民参加の拡大
広聴の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり懇談会の開催、参加者拡大に向けた工夫（住民が参加しやすい開催方法など） ・ 誰もが参加し、まちづくりの意見交換ができる場づくり ・ 住民から寄せられたまちづくりに関する意見への対応の充実（広報紙やホームページへの掲載など）
協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働のまちづくりで進める取り組みの充実 ・ 自治基本条例に関する他町村事例の調査研究 ・ 住民の意見を取り入れた事務事業の実施方法などの検討 ・ 「協働のまちづくり補助金」の活用についての周知

32 行財政、広域行政

現状

(行政)

- 平成22年4月1日現在の職員数は111人ですが、町財政の状況からここ数年採用を控え行政のスリム化に努めています。

[表32] 職員数(退職者数と採用者数)の推移

(単位:人)

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
同年3月31日までの退職者数	7	3	7	0	5	7	8	4	3	10
同年4月1日新規採用者数	5	0	0	0	0	2	2	3	1	4
同年4月1日現在職員者数	146	143	136	136	131	126	120	119	117	111

[表33] 職員の年齢構成(平成22年4月1日現在)

	H13年	18~19歳	20~25歳	26~29歳	30~34歳	35~39歳	40~45歳	46~49歳	50~55歳	56~59歳
職員数(人)	111	2	6	6	18	19	16	8	18	18
年齢構成割合(%)	100.0	1.8	5.4	5.4	16.2	17.1	14.4	7.2	16.2	16.2

(財政)

- 平成21年度の普通会計歳入総額は5,999,992千円、経常一般財源は3,530,260千円で歳入総額に占める割合は58.8%です。一般財源のうち地方税は846,101千円(14.2%)、地方交付税は2,677,657千円(44.6%)です。地方債は346,206千円(5.8%)です。
- 歳出総額は5,738,172千円ですが、義務的経費は2,620,372千円(45.7%)と高く、経常収支比率は94.9%と極めて弾力性の低い歳出構造となっています。
- 地方債現在高は8,102,342千円と、標準財政規模の3,805,175千円の2.1倍を超しており、この償還が財政圧迫の要因となっています。
- 平成20年度決算での実質公債費比率が28.6%と早期健全化基準を超え、「早期健全化団体」となり、国の管理下には置かれられないものの、自主的な改善努力による財政健全化を図ってきました。平成21年度決算では実質公債費比率が27.7%(昨年度比▲0.9%)となり、財政健全化が着実に進んでいます。将来負担比率については206.6%(昨年度比▲60.3%)となっています。

[表34] 経常収支比率の推移

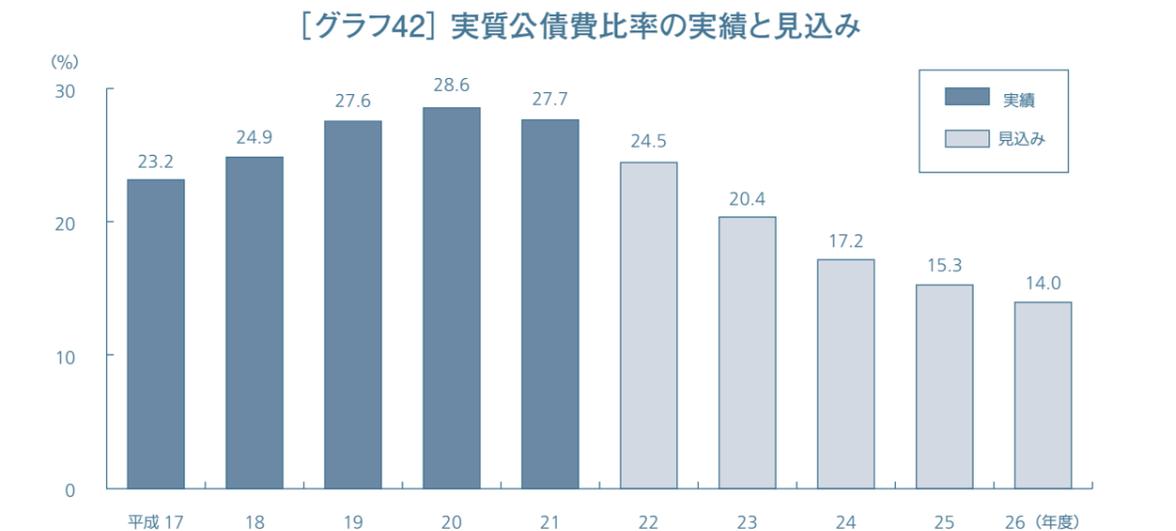
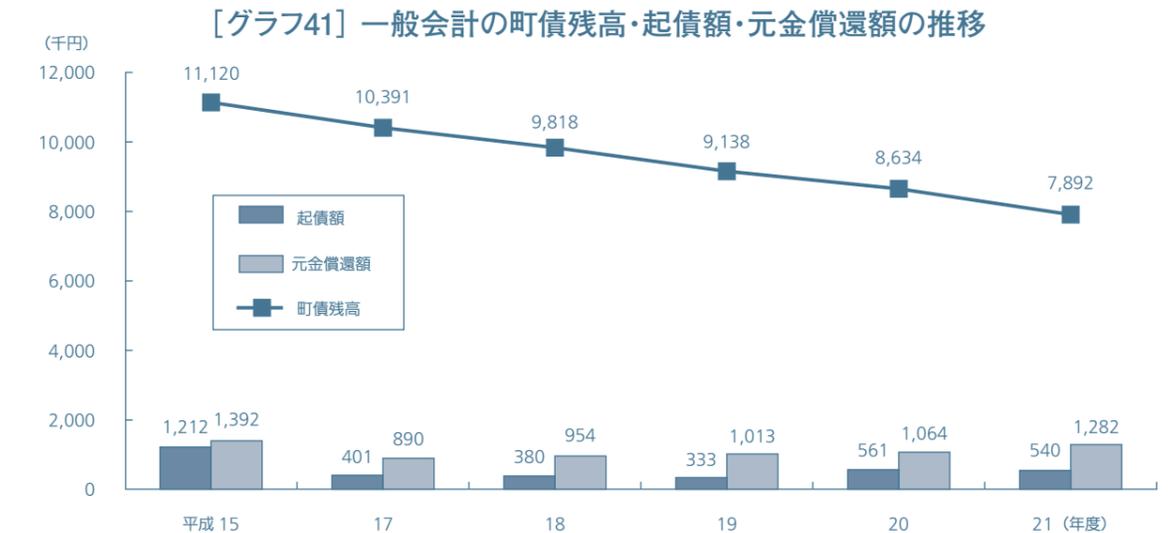
(単位:%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
江差町	92.1	93.5	93.3	91.6	94.9
全道市町村平均	91.8	91.1	92.0	92.1	—
全国市町村平均	90.2	90.3	92.0	91.8	—

[表35] 健全化判断比率

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
数値	—	—	27.7	206.6
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	—



※実質公債費比率が高い要因

- (1) 大型公共施設の整備に係る多額の起債の償還を迎えている。
(文化会館、役場庁舎建設、港湾整備事業、総合運動公園整備、在宅型総合福祉施設「まるやま」建設など)
- (2) 水道水源開発事業(上ノ国ダム)に伴う企業債の償還による高資本費対策繰出金が増加している。
- (3) 公共下水道事業特別会計元利償還金に対する繰出金が増加している。
- (4) 南部檜山衛生処理組合の施設整備に係る地方債の元利償還金の負担。

(広域行政)

- 広域行政については、昭和39年に檜山青年の家組合、昭和46年に檜山地区広域圏振興協議会、昭和49年には檜山広域消防組合等の一部事務組合をそれぞれ檜山管内10町で発足し、平成2年には複合事務組合としての檜山広域行政組合として再発足させましたが、熊石町と八雲町の合併や、きたひやま町合併により、現在、構成町は7町となりました。
- ごみ処理とし尿の共同処理は昭和44年に南部5町(江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、熊石町(現在八雲町))で設立した南部檜山衛生処理組合において実施されています。
- 学校給食については上ノ国町、厚沢部町との3町による学校給食組合(昭和45年設立)において行っています。
- 平成2年には管内7町の出資で第3セクター檜山観光物産振興公社を設立し特産品を販売していましたが、平成21年に販売不振による売上が減少し、廃止されました。

課題

(行政)

- 行政改革の取り組みを継続して実施し、事務事業の見直し、民間委託等の推進、定員管理、給与等の適正化等について、継続的に取り組んでく必要があります。
- 若手職員の構成比が低い状態にあるため、職員の能力向上対策が課題となっています。

(財政)

- 財政健全化について、計画期間が平成23年度で終了しますが、その後も、健全財政の確立に向け、継続的に取り組みを推進していく必要があります。
- 地方公共団体の資産や債務、費用の管理などについて統一的・体系的な整備をし、財務諸表4表(貸借対照表や損益計算書など)を作成して住民に公開する公会計制度について、当町においても導入を検討する必要があります。

(広域行政)

- 地域主権推進改革の動向による、国の出先機関の統廃合、道州制改革、檜山振興局の広域事務の取扱、町村への権限移譲の動きなど、広域行政の今後の情勢については、大きく変容してくことが想定されていますが、町村の果たすべき役割と、広域で取り組むべきことについて、方向性を慎重に検討していく必要があります。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 行財政改革についての取り組みを引き続き実施していきます。
- ・ 地方分権の進展に伴い、より一層の責任ある財政運営や財務情報の開示を進めます。
- ・ 実質公債費負担比率が、財政健全化法による「早期健全化団体」の基準25%を下回った後も、健全化の目標について、実質公債費負担比率18%以下(起債についての協議不要)をめざします。
- ・ 権限委譲の取り組み、特区構想や地域再生計画など地域主権改革に向けた取り組みを進めます。
- ・ 近隣自治体とともに広域連携のあり方や広域自立圏構想について検討します。

具体的な施策

行財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政運営にかかる効率的な取り組みの推進 ・ 一体化や統合によるサービス機能向上のための組織機構改革の実施 ・ 民間委託等の推進 ・ 職員定数、給与等の適正化 ・ 資質向上のための職員研修の実施
財政健全化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政健全化に向け、起債繰上償還財源の確保 ・ 財政状況等の情報についての公表
広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連携に向けた取り組みの推進 ・ 広域事務の取扱についての協議 ・ 権限移譲について、住民の利益につながる事務の受入についての検討

33 計画の推進

財政収支をふまえた実施計画の策定

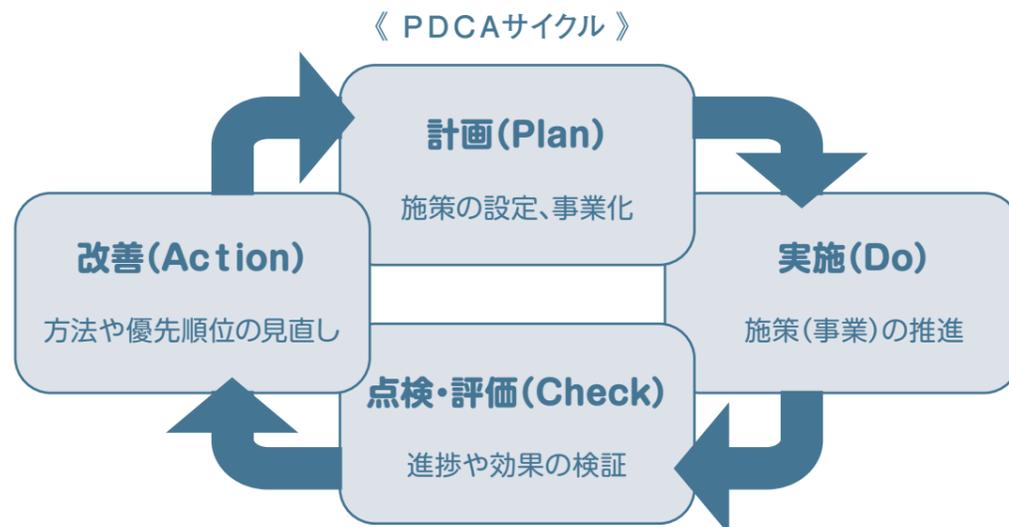
- ・具体的な取り組みを事業化して進めるためには、町の財政の健全化を図りながら必要な財源を確保していくことが重要です。
- ・この計画では、「基本計画」に掲げている各施策を推進する具体的な事業をまとめた「実施計画」を別に策定することとしていますが、「実施計画」については、身の丈（財政状況）に合った事業を計画的に推進していく内容とします。
- ・また、3年分の計画内容を毎年見直すことにより、事業の実施状況の確認と予算の管理を行い、町の財政収支との整合を図りながら、この計画を着実に進めていきます。

成果指標の設定

- ・施策の達成度を行政だけでなく住民にも示しながら、内容を検証するための成果指標（ものさし）を、「課題解決に向けた基本方針」「具体的な施策」の中から、重点的なものを選択し、設定します。項目としては、内部努力、行政施策によって、効果が発揮される内容とし、「評価しやすい・わかりやすい内容」「目標に向かって行動しやすい内容」とします。
- ・毎年の状況を示す客観的数値をもとにした成果指標については、毎年その数値を示すこととします。

計画の効果的な推進

- ・「基本計画」に掲げた施策を、限られた財源で計画的に進め、成果を生みだしていくには、実施効果を検証しつつ、推進方法や優先順位を常に考えながら取り組んでいくことが重要です。
- ・そのためには、総合計画を策定し（Plan）、計画に沿った施策（事業）を進め（Do）、進捗や効果の検証、成果指標の評価などを行い（Check）、必要に応じて推進方法や優先順位を改善し（Action）、計画に反映していくという「PDCAサイクル」によって、計画を進めていくよう努めます。



さまざまな立場から計画を見つめ、意見を交わす 推進体制の確立

- ・この計画は、町が主体となって進めるもの以外に、住民や各種団体、民間事業者などが主体となるもの、各主体が相互に協力して進めるものなど、さまざまな主体による取り組みで構成しています。
- ・推進管理も含め、この計画を進めていくためには、当町に関わるさまざまな主体が、町とともにこの計画を共有し、対等な立場で互いに意見を交わし協力し合える場を持つこととし、引き続き、総合計画策定審議会の委員が計画の執行状況についての検証、確認について、定期的に協議していくこととします。

評価をふまえた計画の見直し

- ・「基本計画」については、社会・経済情勢や財政状況の変化に対応するため、後期5年間を見直すこととしていますが、見直す際には、前期5年間の実績やそれらに対する住民の評価、成果指標の達成状況などをふまえることとします。
- ・このほか、抜本的な制度改正や国における政策の動向などにより、この計画に大きな変更が必要になる場合は、計画の見直しを検討します。

資料

1 第5次江差町総合計画策定審議会開催経過

開催月日	取組内容	議題等
平成22年10月 5日	第1回策定審議会	委員委嘱、諮問、会長、部会長等の選任
平成22年11月10日	第2回策定審議会	江差町全体に関する課題・方向性・論点整理(将来人口も含む)
平成22年11月26日	第3回策定審議会	総合計画の重点課題について
平成22年12月 7日	第4回策定審議会	基本構想の素案について
平成22年12月21日	第5回策定審議会	基本計画について
平成23年 1月19日	第6回策定審議会	「総合計画全体基本構想・基本計画(たたき台)」の協議
平成23年 2月21日	第7回策定審議会	「総合計画全体」の協議
平成23年 2月25日	答申	答申書及び答申報告書

2 各課取組状況・アンケート調査等意見聴取の取組状況

年月日	取組内容	内容・対象等
平成21年 5月	各課課題シート提出	各課の現状と課題整理
平成21年 5月	職員提案シート	職員のアイデア募集
平成21年 7月	各団体ヒアリング	漁業者、消費者協会、教育団体等との意見交換
平成22年 9月	町長ヒアリング	総合計画策定に向けたインタビュー
平成21年12月から 平成22年 1月まで	まちづくり町民アンケート	調査の実施 (無作為抽出し3,000人に送付。 1,003人から回答)
平成22年 3月	〃	調査結果報告のまとめ
平成22年 5月	総合計画策定業務委託契約	2か年目の策定業務委託
平成22年 8月	総合計画策定検討資料作成	審議会での議論向けの資料整理
平成22年12月	各課重点取組事業調書	重点取組事業の調査
平成23年2月1~14日	パブリックコメントの実施	江差町ホームページに掲載
平成23年 1月24日	江差町議会全員協議会	基本構想・基本計画たたき台(案)の提示
平成23年 2月 8日	江差町議会全員協議会	基本構想・基本計画たたき台に対する意見聴取
平成23年 3月11日	江差町議会 3月定例会	基本構想を議決

3 諮問書

江 総 務 平成22年10月5日
江差町総合計画策定審議会 会長 田畑昌伸 様
江差町長 濱谷一治
江差町総合計画について(諮問)
江差町における今後のまちづくりのための指針としての江差町総合計画の策定を求めます。
記
1. 策定期間 平成22年度中
2. 計画期間 平成23年度から平成32年度の10年間
3. 策定する内容 基本構想、基本計画



4 答申書

平成23年2月25日

江差町長 濱谷 一治 様

江差町総合計画審議会
会長 田畑 昌伸

第5次江差町総合計画について(答申)

平成22年10月5日付で諮問された第5次江差町総合計画について答申します。

記

- 基本構想については、過疎化、少子高齢化を受け入れたうえで、現実的な目標を持ち、持続可能なしくみ、好循環が生まれ、つながりの輪が広がるしくみづくりを進めることとし、以下の5つの将来像を目標とし、その将来像を実現するための「基本目標」を4つの項目とし、基本計画の施策の体系としました。

「10年後の将来像」

一人ひとりを大切にし、みんなが地域で輝いている町
人口減少社会の中でも、住んでいる人が、楽しく幸せを感じる町
ちいさな幸せをコツコツとみんなで生み出す町
歴史や文化を大切にし、住んでいる人が郷土に誇りを持っている町
身の丈に合わせた行政運営が行われている町

「基本目標」

経済基盤を持続させる「地場産業」の振興
住民が元気に安心して暮らせる「生活環境」づくり
人と人とのつながりを大切にした地域福祉や生涯学習、まちづくり活動の推進
身の丈に合った「行政運営」の推進

- 基本計画については、「広く町民に周知し、その活用を図ることが重要であること」「計画の進行管理については、成果指標等を活用し、解りやすく説明すること」「社会情勢等の変化により見直しが必要な場合は柔軟に見直しできるようにすること」についての取組を望みます。
- 「身の丈に合った行政運営」については、その是非について審議会でも議論しましたが、将来を悲観してばかりではなく、「希望と夢を語れるようなまちづくり」を推進していくことが重要であり、実施計画策定には向けては、その点に留意することを望みます。

5 審議会委員名簿

(五十音順、平成22年10月1日現在)

氏名	所属団体等	役職	部会構成	審議会役職
荒木寿美男	一般		生活福祉教育	
磯田 浩文	檜山南部森林組合	組合職員	産業経済	
小笠原明彦	江差土地改良区	事務局長	産業経済	副会長
小笠原敏文	株式会社 五勝手屋本舗	専務	産業経済	
加賀 晋	江差町社会福祉協議会	事務局長	生活福祉教育	部会長
小路 政信	江差中央商店街協同組合 (かりの会)	理事長	産業経済	部会長
小梅 洋子	かあちゃん食堂	代表	生活福祉教育	
齊藤 繁憲	医療法人 恵愛会 老人保健施設 カタセール	事務長	生活福祉教育	
阪之上克巳	法テラス江差法律事務所	弁護士	生活福祉教育	
田畑 昌伸	江差建設協会 中小企業家同友会	会長	産業経済	会長
塚本 緩子	つじ薬粧	薬剤師	生活福祉教育	
富樫 恵里	富樫農園		産業経済	
能登 眞弓	ひやま漁業協同組合江差支所	女性部長	産業経済	副部会長
引山 学	株式会社 北洋銀行 江差支店	支店長	産業経済	
福原 祐介	株式会社 桧山企画	代表取締役	生活福祉教育	
増田 浩伸	南が丘小学校PTA	会長	生活福祉教育	
向山 桂子	江差消費者協会	会長	生活福祉教育	副部会長
若山 聡志	江差商工会	経営指導員	産業経済	

6 江差町総合計画策定審議会条例

昭和43年3月30日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、江差町総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な事項を調査及び審議を行なわせるため江差町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は委員20名以内をもって組織する。

- 2 委員は学識経験者及び公共的団体等の役職員のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したとき、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(町長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 江差町産業振興委員会設置条例(昭和38年江差町条例第11号)は廃止する。

附 則(平成2年条例第8号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

第5次江差町総合計画

平成23年3月

発行 北海道江差町

〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町193-1

TEL(0139)52-1020(代表) FAX(0139)52-0234
